

## 【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 2026年4月30日
- 【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
(Global Funds Management S.A.)
- 【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 クリスチャン・ゲジンスキ  
(Kristian Gesinski, Director and Conducting Officer)
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュュ通り33番 A棟  
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子  
弁護士 清水 ゆうか
- 【連絡場所】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- 【電話番号】 03(6775)1939
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド  
(Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund,  
a Series Trust of Nomura Portfolio Select)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】  
米ドル受益証券 100億米ドル（約1兆5,581億円）を上限とします。  
豪ドル受益証券 100億豪ドル（約1兆1,059億円）を上限とします。  
NZドル受益証券 100億NZドル（約9,310億円）を上限とします。  
好利回り通貨コース受益証券 100億米ドル（約1兆5,581億円）を上限とします。  
  
(注)米ドル、豪ドルおよびNZドルのそれぞれの円貨換算は、2026年2月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=155.81円、1豪ドル=110.59円および1NZドル=93.10円）によります。以下、米ドル、豪ドルおよびNZドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド（「ノムラ・ポートフォリオ・セレクト 野村GS・エマージング債券投信」または「野村GS・エマージング債券投信」と称することがあります。）（以下「ファンド」といいます。）

### （２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面の米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券です（以下総称して「ファンド証券」または「受益証券」といいます。追加型です。なお、

米ドル受益証券を「野村GS・エマージング債券投信 米ドル建て」、「エマージング債券 米ドル建て」、豪ドル受益証券を「野村GS・エマージング債券投信 豪ドル建て」、「エマージング債券 豪ドル建て」、NZドル受益証券を「野村GS・エマージング債券投信 NZドル建て」、「エマージング債券 NZドル建て」、好利回り通貨コース受益証券を「野村GS・エマージング債券投信 好利回り通貨コース」、「エマージング債券 好利回り通貨コース」、「野村GS債券投信 好利回り通貨コース（米ドル建て）」、「エマージング債券 好利回り通貨コース（米ドル建て）」という場合があります。）。

ファンド証券について、管理会社（以下に定義します。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

米ドル受益証券 100億米ドル（約1兆5,581億円）を上限とします。

豪ドル受益証券 100億豪ドル（約1兆1,059億円）を上限とします。

NZドル受益証券 100億NZドル（約9,310億円）を上限とします。

好利回り通貨コース受益証券 100億米ドル（約1兆5,581億円）を上限とします。

（注）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

### （４）【発行（売出）価格】

当該クラスの受益証券1口当りの発行価格は、管理会社が申込みを受領したファンド営業日（以下に定義します。）に計算される受益証券1口当り純資産価格（以下に定義します。）とします。

発行価格は下記（８）記載の申込取扱場所に照会することができます。

### （５）【申込手数料】

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.30%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.65%（税込）
50万口以上	申込金額の0.55%（税込）

### （６）【申込単位】

米ドル受益証券 100口以上1口単位

豪ドル受益証券 100口以上1口単位

NZドル受益証券 100口以上1口単位

好利回り通貨コース受益証券 100口以上1口単位

### （７）【申込期間】

2026年5月1日（金曜日）から2027年4月30日（金曜日）まで

ただし、各ファンド営業日に申込みの取扱いを行います。

（注）申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

### （８）【申込取扱場所】

〒103-8011 東京都中央区日本橋1-13-1

野村證券株式会社(以下「野村證券」または「販売会社」といいます。)

(注)上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

(9)【払込期日】

投資家は、約定日(販売会社が、申込みの注文の成立を確認した日。通常、申込みを受付けた日の翌国内営業日となります。)から起算して6国内営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとします。

申込金の総額は、販売会社により、保管会社(以下に定義します。)の口座に、申込日から起算して7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、その直後のファンド営業日で、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている日までに払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

上記(8)の申込取扱場所に同じです。

(11)【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12)【その他】

(イ)申込証拠金はありません。

(ロ)引受等の概要

野村證券は、日本における販売会社としてグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(Global Funds Management S.A.)(以下「管理会社」といいます。)との間の、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2010年9月15日付の受益証券販売・買戻契約(その後の改訂を含みます。)(以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。)に基づき、受益証券の募集を行います。

管理会社は、野村證券を代行協会員に指定しています。

(注)代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券1口当り純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書(以下「目論見書」といいます。)および運用報告書等を販売会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

(ハ)申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資家は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資家に交付し、投資家は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。受益証券の取得額の支払が日本円でなされる場合、米ドル、豪ドルおよびNZドルのそれぞれと日本円との換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づき、販売会社により決定されます。買付代金はまた、外貨での支払を選択することもできます。

(ニ)日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ファンドの投資目的は、主にエマージング債券（以下に定義します。）で構成される投資ポートフォリオを積極的に運用し、為替取引を必要に応じて利用することにより、パフォーマンスを追求することです。

信託証書（以下に定義します。）に基づき発行される受益証券の数に制限はなく、管理会社の決定に従い、無額面です。ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。

###### b. ファンドの性格

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト（以下「トラスト」といいます。）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」といいます。）と管理会社との間で締結された2010年8月20日付マスター信託証書（2016年3月31日付（2016年4月28日付で効力発生）の修正証書により修正済。）（以下合わせて「マスター信託証書」といいます。）の条件および条項に基づき、ケイマン諸島の法律のもとで、設立されました。資産や負債がそれぞれ別々に帰属するポートフォリオであるシリーズ（以下「シリーズ・トラスト」といいます。）が設定される場合があります。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合があります。本書は、マスター信託証書および2010年8月20日付追補証書（2011年7月22日付の修正追補証書締結により修正済。）（以下マスター信託証書と合わせて「信託証書」といいます。）に従い設立された1つ目のシリーズ・トラストである、ファンドに関する情報を記載しています。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」といいます。）の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ法（改正済）（以下「2010年法」といいます。）の第100条により、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日ルクセンブルグ法（改正済）（以下「2013年法」といいます。）の第8章の規定に従ってCSSFから事前の認可を得ない限り、ルクセンブルグにおける受益証券の募集販売は禁じられています。

ファンドは、オープン・エンド型の追加型投資信託として設定されました。

管理会社は、ファンドの勘定での受益証券の独占発行権を有するものとします。また管理会社は、信託証書、ファンドの目論見書および適用法の規定に常に従い、一般的に受益証券の発行および買戻し、純資産価格の算出ならびにファンドからの分配（あった場合）の支払のための手配または監督を含むファンドの業務一般の管理にも責任を有するものとします。

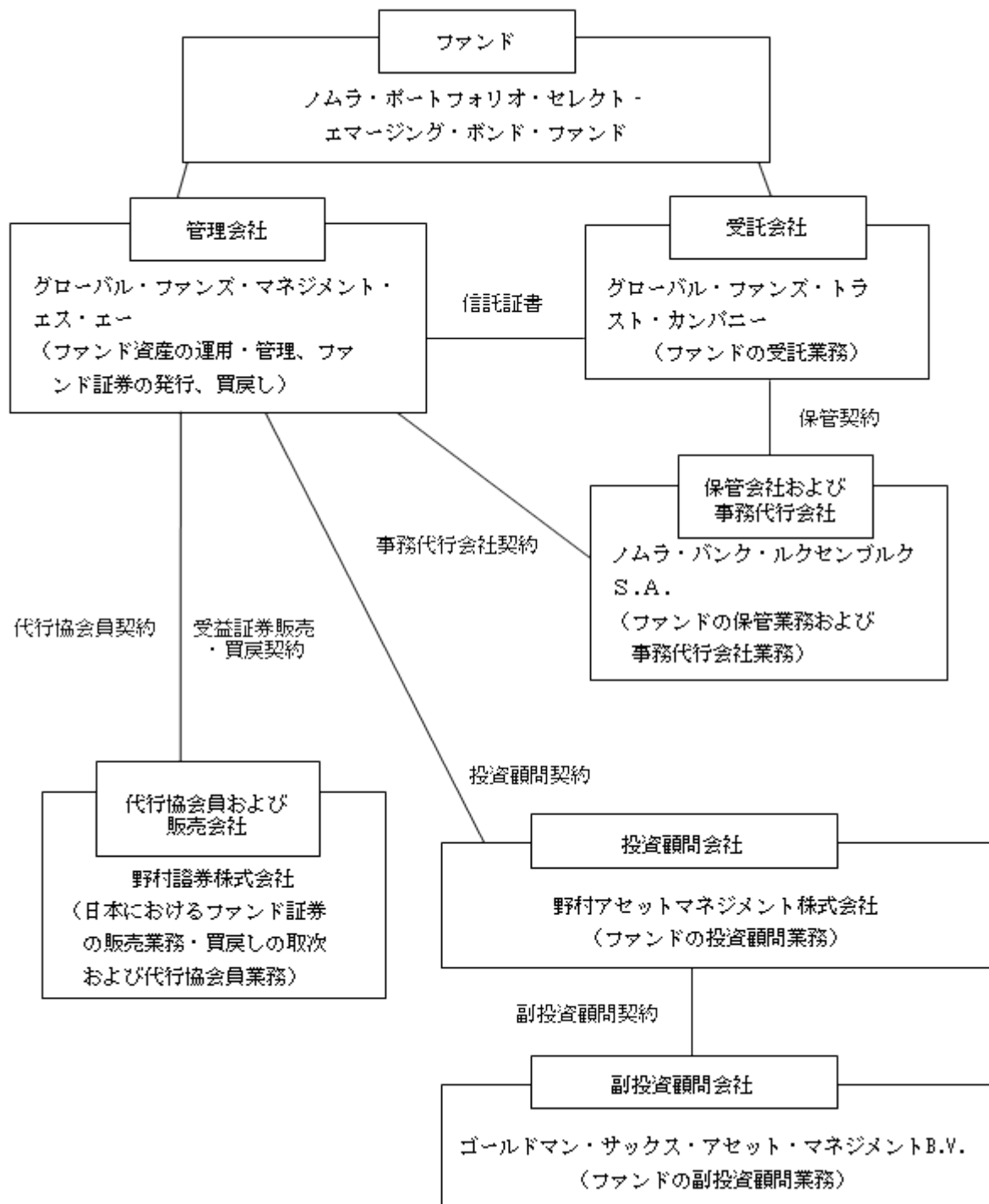
##### (2)【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社設立
2010年8月20日	マスター信託証書締結
2010年8月20日	追補証書締結
2010年10月28日	ファンドの運用開始
2011年7月22日	修正追補証書締結
2011年9月28日	好利回り通貨コースの運用開始
2016年3月31日	修正証書締結
2016年4月28日	修正証書の効力発生

## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドの関係法人



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	信託証書を受託会社との間で締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの償還について規定しています。
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	受託会社	信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。
ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.) (以下「保管会社」または「事務代行会社」といいます。)	保管会社および事務代行会社	2010年8月20日付で受託会社との間で保管契約（随時変更されます。）（以下「保管契約」といいます。）（注1）を締結。ファンド資産の保管業務について規定しています。 2010年8月20日付で管理会社との間で事務代行会社契約（随時変更されます。）（以下「事務代行会社契約」といいます。）（注2）を締結。ファンドの管理業務について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員および日本における販売会社	2010年9月15日付で管理会社との間で代行協会員契約（随時変更されます。）（以下「代行協会員契約」といいます。）（注3）を締結。代行協会員業務について規定しています。 2010年9月15日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（随時変更されます。）（注4）を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取次業務について規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社 (以下「投資顧問会社」といいます。)	投資顧問会社	2023年10月16日付で管理会社との間で改訂投資顧問契約（随時変更されます。）（以下「投資顧問契約」といいます。）（注5）を締結。ファンドのための投資顧問業務について規定しています。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントB.V. (Goldman Sachs Asset Management B.V.) (以下「副投資顧問会社」といいます。)	副投資顧問会社	2011年7月22日付で投資顧問会社との間で改訂副投資顧問契約（随時変更されます。）（以下「副投資顧問契約」といいます。）（注6）を締結。ファンドに関する副投資顧問業務について規定しています。

(注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管および受渡し等の保管業務を提供することを約する契約です。

(注2) 事務代行会社契約とは、管理会社によって任命された事務代行会社が、ファンドに関し、会計、純資産価格の計算、受益証券の発行、登録、譲渡および買戻サービスを提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って管理業務全般を遂行することを約する契約です。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドの目論見書および運用報告書等の販売会社への送付ならびにファンドの受益証券1口当り純資産価格の公表等の代行協会員業務を提供することを約する契約です。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

(注5) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドに対し、ファンドの投資対象の選定、購入、換金および運用等の投資顧問業務を提供することを約する契約です。

(注6) 副投資顧問契約とは、投資顧問会社によって任命された副投資顧問会社が、ファンドに対し、副投資顧問業務（エマージング債券への投資を含みますが、これに限られません。現金預金ならびに為替取引に関連して利用される豪ドル受益証券およびNZドル受益証券のそれぞれに帰属するファンドの資産の部分を除きます。）を提供することを約する契約です。副投資顧問はまた、好利回り通貨コース受益証券に関する為替取引の実施に対する責任を負います。

## 管理会社の概要

### ( ) 設立準拠法

管理会社は、商事会社に関するルクセンブルグ1915年8月10日法（改訂済）（以下「1915年法」といいます。なお、「ルクセンブルグ1915年商事会社法（改訂済）」という場合があります。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。

1915年法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、( )2010年法の第15章に規定される管理会社として、および( )2013年法の第1条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）として認可されています。

### ( ) 事業の目的

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

(a) 2010年法の第101条第2項および別表に基づき、ルクセンブルグ国内外においてEU通達2009/65/ECに従い認可された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）の管理を行うこと、およびEU通達2009/65/ECに従う認可がされていないルクセンブルグ国内外における投資信託（以下「UCI」といいます。）の追加的管理を行うこと

(b) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）の、2013年法の第5条第2項および別表Iに基づくAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

管理会社は、(1)顧客毎の一任運用、(2)投資顧問業務、(3)UCIの株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または(4)2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

### ( ) 資本金の額（2026年2月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約6,893万円）で、2026年2月末日現在全額払込済です。管理会社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約460万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2026年2月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝183.82円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

### ( ) 会社の沿革

1991年7月8日設立。

### ( ) 大株主の状況

（2026年2月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	株 15	% 100.00

## (4) 【ファンドに係る法制度の概要】

### ( ) 準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）（以下「信託法」といいます。）に基づき登録されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および本規則（以下に定義します。）により規制されています。

### ( ) 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法の大部分およびこの分野に関する英国判例法の大部分を採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、受託会社は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管会社としてこれを保持します。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じた権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

ケイマン諸島を本拠地とするユニット・トラストの大部分は、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書がケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としてない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書および登録料とともに信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が、最長で50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができます。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

#### ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

#### ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)(以下「本規則」といいます。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社(有限責任会社を含みます。)またはパートナーシップである投資信託をいいます。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれます。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)に書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能です。)をすることができます。

CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければなりません。

本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけています。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額ならびに証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれます。

一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければなりません。

一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければなりません。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければなりません。

また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出する義務を負います。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知り得る限り、当該投資信託の投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること、ならびに当該投資信託は投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないことを確認した宣誓書を、毎年1回、CIMAに提出しなければなりません。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいいます。

## (5) 【開示制度の概要】

### A. ケイマン諸島における開示

#### ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、販売書類を(CIMAが免除しない限り)発行しなければなりません。販売書類は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資を検討している投資家がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をするために必要なその他の情報を記載しなければなりません。販売書類は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出されなければなりません。

継続的に募集している場合には、重要な変更があるときは21日以内に改訂販売書類をCIMAに対して提出する義務を負っています。CIMAは、販売書類の内容または形式を規定する権限を有していませんが、販売書類の内容に関して規則または方針書を発表することがあります。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6ヶ月以内に監査済年次会計書類を提出しなければなりません。すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(年次報告書)規則(改正済)に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、かかる提出期限を延期することができます。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負います。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとします。

監査人は、ファンドの会計監査の過程において、ファンドに以下のいずれかに該当する情報を取得した、または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っています。

- ( ) 弁済期に債務を履行できない、またはできない可能性が生じること。
- ( ) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行もしくは事業を解散している、またはその旨意図していること。
- ( ) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- ( ) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- ( ) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、ケイマン諸島の金融庁法(改正済)(以下「金融庁法」といいます。)、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規制(改訂済)(以下「マネー・ロンダリング防止規制」といいます。)または免許の内容を遵守せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

トラストおよびファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島です。ファンドの財務書類の会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「LUX GAAP」といいます。)に基づいて行われます。

事務代行会社は、

- ( ) ファンドの資産の一部もしくは全部が目論見書に記載されている投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと
- ( ) 受託会社または管理会社が、その設立文書または目論見書の規定に従ったファンドの業務または投資活動を事実上、遂行していないこと

を認識した場合、事務代行会社は、かかる情報を確認した後可及的速やかに、

- (a) 当該事項を受託会社に書面にて報告し、
- (b) 当該報告書の写しおよび当該報告書に該当する状況をCIMAに提出しなければなりません。次期の中間または定期報告書が、次期の年次報告書以前に配付される場合、かかる報告書またはその適切な要約が、ファンドの次期の年次報告書および次期の中間または定期報告書に含まれていなければなりません。

事務代行会社は、以下について、可及的速やかにCIMAに書面にて通知しなければなりません。

- ( ) ファンドの申込み、償還または買戻しの停止およびかかる停止理由
- ( ) トラストを清算する意向およびかかる清算理由

受託会社は、各会計年度末後、6ヶ月が終了した日から20日以内にファンドの業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出するか、または提出させることが義務付けられており、当該報告書には、ファンドに関連して以下が記載されていなければなりません。

- ( ) ファンドの名称およびすべての旧名称
- ( ) 投資家が保有する各受益証券の純資産価格
- ( ) 純資産価格および各受益証券の前報告期間比変動率
- ( ) 純資産額
- ( ) 関連する報告期間における新規申込みの受益証券口数および額
- ( ) 関連する報告期間における償還または買戻しの受益証券口数および額
- ( ) 報告期間末日における発行済受益証券の総数

受託会社は、毎年1回、以下を確認し、受託会社が署名した宣誓書をCIMAに提出するか、または提出させなければなりません。

- ( ) 受託会社が知り得る限り、ファンドの投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること

( )ファンドは投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないこと

トラストは、事務代行会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および(事務代行会社以外の)役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

トラストは、保管会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および(保管会社以外の)役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

トラストは、管理会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家およびその他役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

受益者に対する開示

会計帳簿および記録：受益者への報告書

ファンドの会計帳簿および記録は事務代行会社の事務所で保管されます。会計書類作成にあたって使用される受益証券の価格は、決算日付の純資産価格となります。各ファンド営業日における純資産価格は、原則として、受益者名簿に名前のある各受益者に対して、当該ファンド営業日の直後の日本における営業日までに、事務代行会社またはその受任者の事務所にて閲覧可能となります。ファンドの年次報告書はLUX GAAPに従い作成されます。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から4ヶ月以内および半期終了時から2ヶ月以内に、それぞれ受益者名簿に名前のある受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年10月31日に終了します。

## B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

( )金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。(ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。)投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」といいます。)において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書(交付目論見書)を投資者に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、(1)基本情報(( )ファンドの名称、( )管理会社等の情報、( )ファンドの目的・特色、( )投資リスク、( )運用実績および( )手続・手数料等)および(2)追加的情報です。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書(ただし、第三部「特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」から「第4 その他」までに掲げる事項を除きます。)と実質的に同一の内容を記載した目論見書(請求目論見書)を交付します。管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINETにおいて閲覧することができます。代行協会員は、規則(以下に定義します。)に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準(以下「日本証券業協会(以下「JSDA」といいます。)の規則に基づく選別基準」といいます。)に関する確認書を提出しています。

( )投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社を通じて日本の受益者に通知されません。

交付運用報告書は、販売会社を通じて販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されます。

#### (6)【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法上、投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法上の規制により、CIMAへ規定の書類および監査済財務書類を年次で提出します。規制投資信託として、CIMAは、いつでもトラストに、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。トラストは、いかなる場合も、CIMAに監査済財務書類を年次で提出しなければなりません。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服す可能性があり、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができます。

CIMAは特定の状況においてシリーズ・トラストの活動を調査する権限を有していますが、各シリーズ・トラストはその投資活動やそのポートフォリオの構成に関し、CIMAやケイマン諸島の他の政府機関の監督に服すことはありません。CIMAやケイマン諸島の他の政府機関は、目論見書における条件や利点について意見しておらず、承認も行っておりません。ケイマン諸島の投資家が利用できる投資補償制度はありません。

規制投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図もしくは任意解散を行おうとしている場合、ミューチュアル・ファンド法もしくはマネー・ロンダリング防止規制の規定に違反している場合、規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または規制投資信託のマネージャーとしての地位にある者が、その地位に適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、特に受託会社の交代を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言する者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

受託会社またはケイマン諸島を本拠地とする取締役もしくは代理人は、適用ある法令に基づく規制当局または政府機関からの情報請求(例えば、金融庁法に基づきCIMAが自らもしくは公認の海外規制当局のために行う場合、またはケイマン諸島の税務情報局法(改正済)ならびに関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づき、税務情報局が行う場合)に従い、情報の提供を強制されることがあります。当該法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務違反とはみなされず、一定の場合には、受託会社または取締役もしくは代理人は、請求があった旨を開示することを禁止されることがあります。

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

#### 主要な投資目的

ファンドの投資目的は、主にエマージング債券で構成される投資ポートフォリオを積極的に運用し、為替取引を必要に応じて利用することにより、パフォーマンスを追求することです。

「エマージング債券」とは、新興国の政府、政府機関または企業が発行する債券および金融商品を意味します。債券および金融商品には、固定利付債、変動利付債、ワラント債、転換社債、シンジケートローンまたは銀行ローンを再編して組成した債券（プレイディ・ボンド等）および劣後債が含まれますがこれらに限られません。ファンドの資産は、その他の金融商品にも投資される場合があります。

#### 投資方針

投資顧問会社（またはその受任者）は、エマージング債券への投資を通じて、保有する資産から相対的に高い利子収入および売買益を得ることにより、ファンドの信託財産の中長期的な成長を目指します。

エマージング債券に投資されるファンドの資産の比率は、通常、高位に保たれます。投資顧問会社（またはその受任者）は、ポートフォリオの構築にあたって、トップダウン評価分析、相対価値分析、クレジット・スコアリング等の付加価値の源泉を重視したファンダメンタル分析に基づき、デュレーション、国別配分比率、資産選択その他を積極的に決定し変更することによって、ファンドの資産の成長を目指します。また、投資顧問会社（またはその受任者）は、厳格なリスク管理手法を採用し、適度に抑えられたリスク特性を維持すべく、ファンドの投資ポートフォリオの十分な分散を図ります。米ドル以外の通貨建ての資産にはファンドの純資産総額の40%を上限として投資することができ、それらの投資対象について、適切なデリバティブ金融商品（金融商品のオプション、先渡契約、先物契約およびそれらの契約のオプションを含みます。）ならびにあらゆる種類の金融商品について相対で取引されるスワップ契約を用いて、当該通貨を売り、米ドルを買う為替取引を行います。

#### 為替取引

投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、管理会社を代理して、為替取引を行います。副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に関し、投資顧問会社を代理して、為替取引を行います。為替取引には、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券のそれぞれの買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を、米ドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券に帰属する資産と合わせて1つのプール（以下「共通ポートフォリオ」といいます。）において運用することが含まれます。この共通ポートフォリオは、各クラスの受益証券の純資産総額に基づき、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、好利回り通貨コース受益証券の4つに分けられます。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券については、以下のように、米ドルに対し下記通貨をフォワードで購入する為替取引を行います。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の場合において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額（豪ドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入します。
- (b) NZドル受益証券：通常の場合において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額（NZドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入します。
- (c) 好利回り通貨コース受益証券：原則として、副投資顧問会社は、市場環境を勘案し、先進国債券市場および新興国債券市場を代表する債券市場インデックスで採用されている国の通貨のうち、相対的に金利が高く、為替見通しが良好である4つの通貨を選定します。ただし、ファンダメンタルズおよび流動性を考慮して、選定される通貨が3以下または5以上となる場合があります。選定された通貨は、定期的（原則として毎月）に見直され、入れ替えられます。

副投資顧問会社は、通常、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額（好利回り通貨コース受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい当該選定通貨を米ドル売りの先渡取引で購入します。ただし、選定通貨に米ドルが含まれる場合は、これに該当しないものとします。

1通貨当りのエクスポージャーについては、原則として、副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額の12.5%から37.5%を維持する方針です。

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券のそれぞれの純資産総額と当該為替取引における米ドル売りの額は必ずしも一致しませんが、投資顧問会社および副投資顧問会社は、通常、純資産総額に対する当該米ドル売りの額の比率が実際のエクスポージャーの90%以上110%以下となるよう調整を行う意向です。共通

ポートフォリオの価値の変動、またはあるクラスの受益証券の買付もしくは買戻しの水準の変動により、当該為替取引の額の比率が、純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの90%を下回ったり、または110%を超える場合には、投資顧問会社および副投資顧問会社は、上記の為替取引を用いて、当該クラスの受益証券の当該米ドル売りの額の比率を、当該範囲内(上記のとおり、通常は純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%)に戻す意向です。

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券は、為替取引を利用することで、為替取引の利益を得る場合もあれば、損失を被る場合もあります。一般的に、為替先渡契約による利益または損失は、為替先渡契約期間中の2通貨間の金利差により決まります。米ドル金利が、当該為替取引にかかる通貨の金利よりも低い場合には、当該クラスの受益証券は、為替取引による利益を得ることが期待されます。逆に、米ドル金利が、当該為替取引にかかる通貨の金利よりも高い場合には、当該クラスの受益証券には、為替取引による費用が発生します。

なお、米ドル受益証券については、当該為替取引は行われません。

為替取引が、米ドルと各表示通貨の間の為替リスクの軽減に成功する保証はありません。

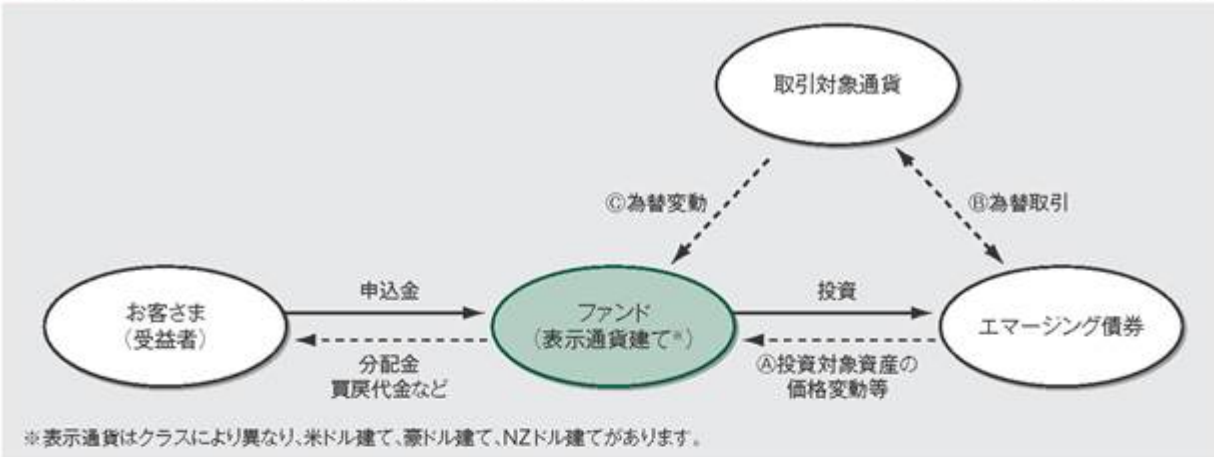
為替取引を行うにあたって豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券の米ドルベースでの現在価値を実質的に維持するよう努めます。

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券に配分される為替取引による実現および未実現損益は予測することができず、多額となる可能性があり、主に米ドルとその他の通貨間の金利差により決まります。

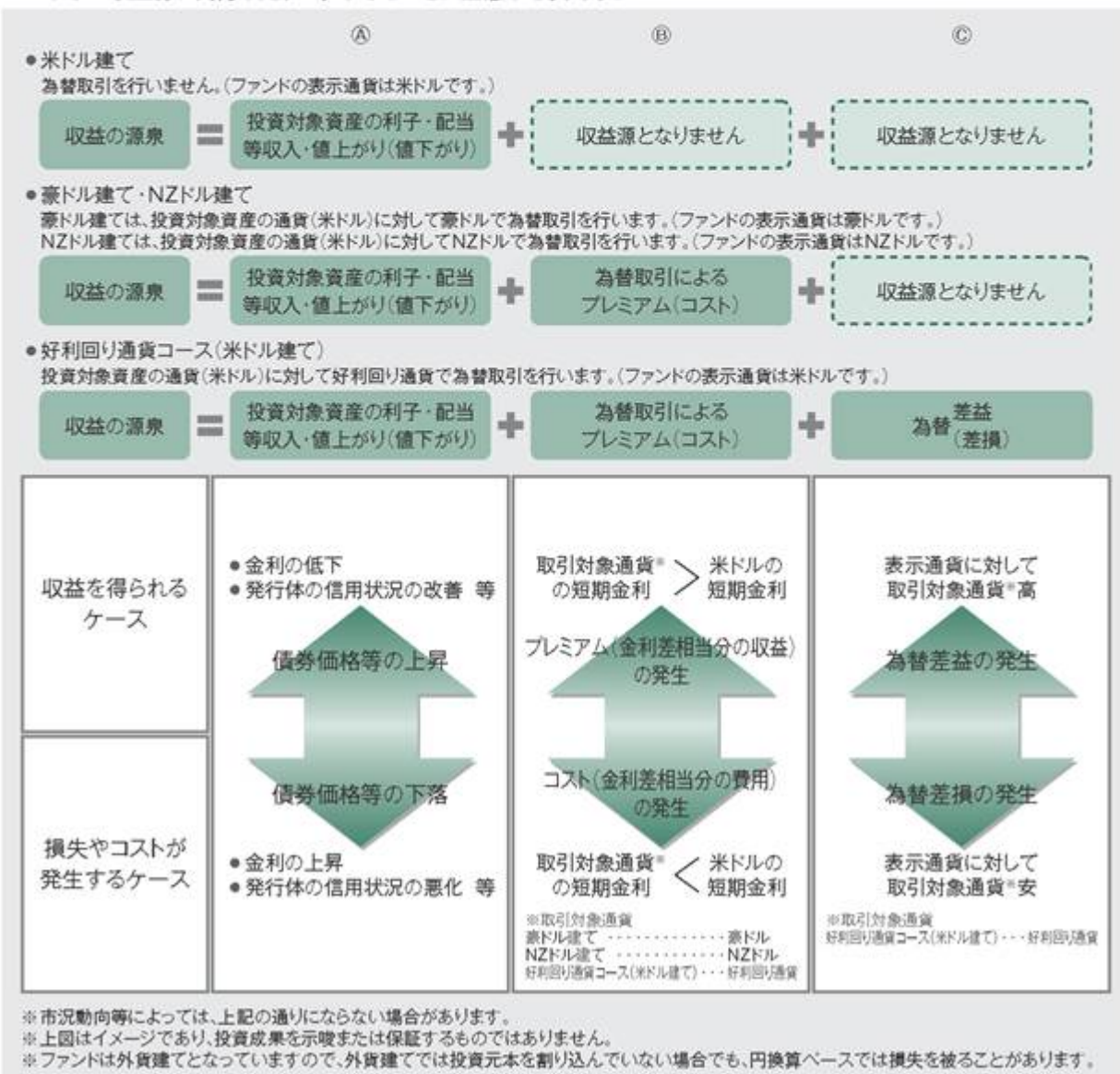
投資顧問会社は、一時的な防衛的手段として、または受益証券の買戻代金の支払に充当するためもしくは為替の実現損に備えて、現金および銀行預金を保有し、また場合により、現金、銀行預金ならびに信用力の高い短期金融商品(財務省証券、預金証書およびコマーシャル・ペーパー等)に投資することができます。

## ファンドの収益のイメージ

- ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替取引の対象となる通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。



- 収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。(括弧内は、損失の発生要因やコストを表します。) これらの収益源に対応したリスクがあることに注意が必要です。



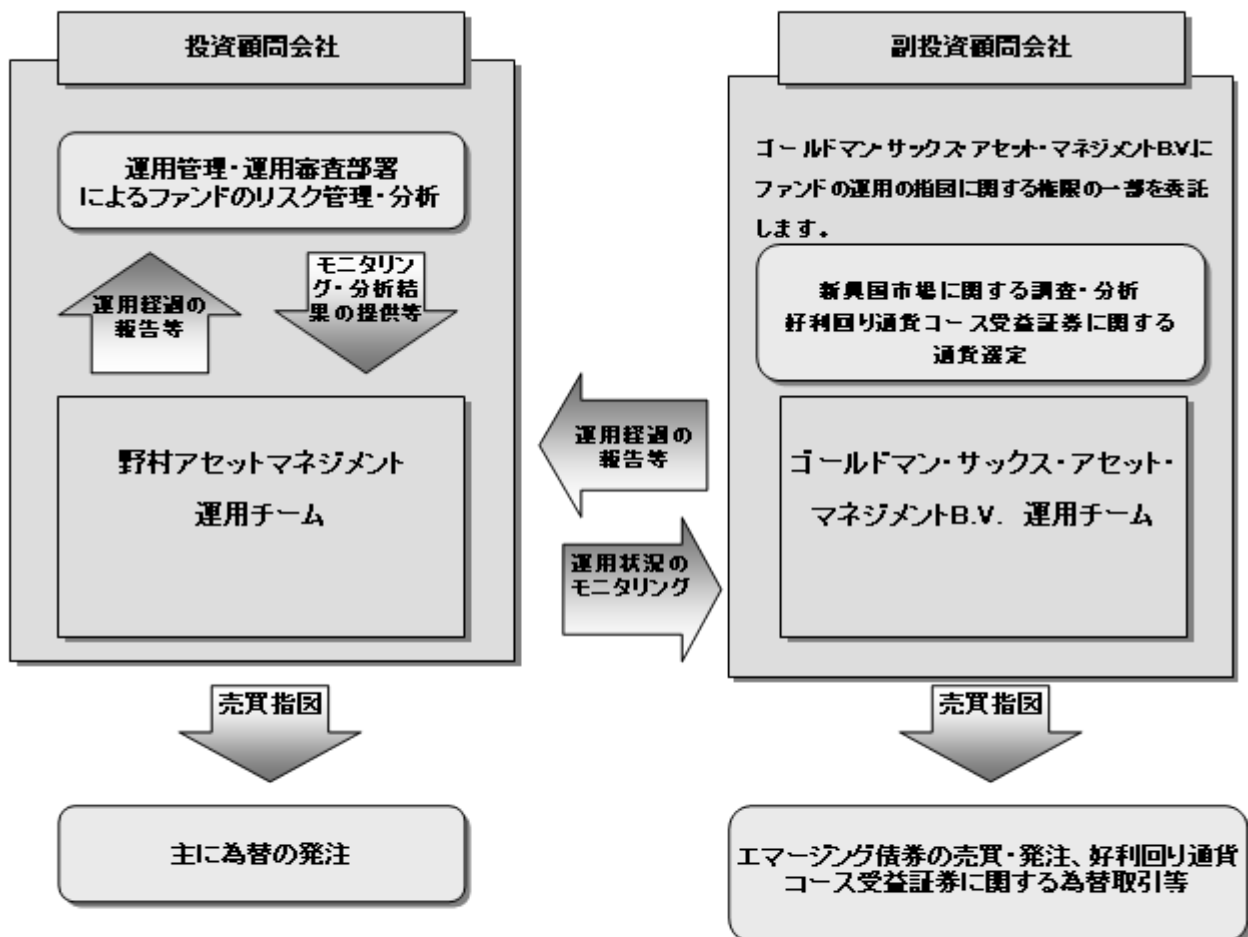
## (2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」をご覧ください。

## (3) 【運用体制】

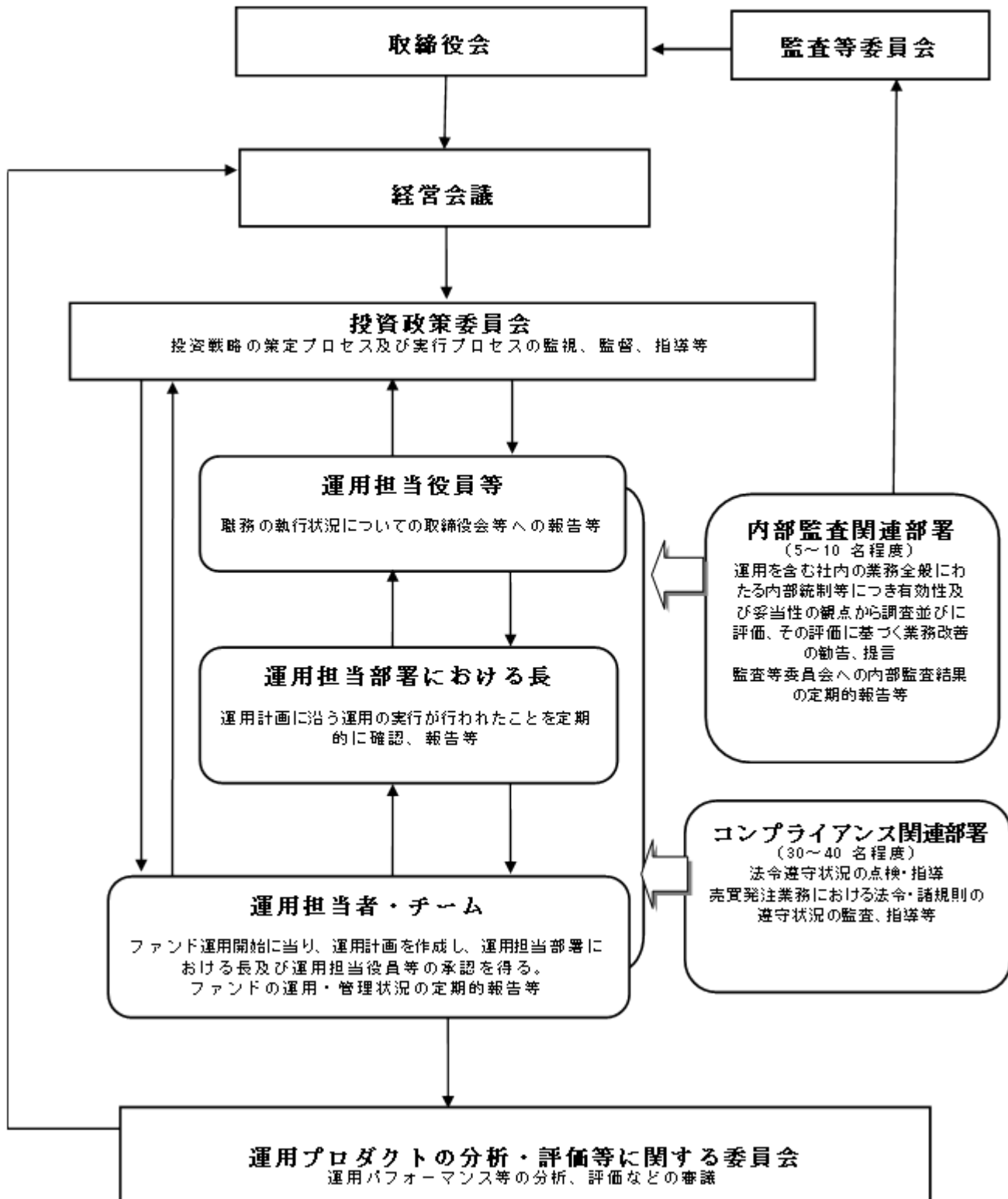
管理会社は、投資顧問会社を任命し、投資顧問会社は、ファンドの資産を投資し、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券のそれぞれに関し、投資顧問会社の裁量で為替取引を行う責任を負います。

また投資顧問会社は、副投資顧問会社に、新興国市場に関する調査・分析、エマージング債券の売買・発注、および好利回り通貨コース受益証券に関する通貨選定・為替取引等を委託します。投資顧問会社は運用状況のモニタリングを行います。



野村アセットマネジメント株式会社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程ならびにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

投資顧問会社における内部管理および意思決定を監督する組織等は以下のとおりです。



投資顧問会社は、ファンドのエマージング債券への投資について、副投資顧問会社との間でファンドに関する副投資顧問契約を締結しました。

#### ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの債券運用体制

ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループのエマージング市場債券チームを中心に、グループのリソースを活用して行われます。

グローバル債券・通貨運用グループは、国・地域を跨いだ戦略・セクターごとに投資戦略チームを編成し、それぞれの担当分野における投資の意思決定を行っています。投資判断材料の選択や分析手法に関する意思決定は各チームの判断に委ねられています。

以下は、グローバル債券・通貨運用グループを構成する主なグループおよびチームの概要です。

### **債券戦略グループ（FISG）**

債券戦略グループ（以下「FISG」といいます。）は、世界の経済成長率、インフレ率および金利等の見通しを含む中長期の投資テーマを策定するほか、運用プロセス全般の監督を行う役割を担います。FISGは特定の投資戦略における意思決定には関与しませんが、FISGが策定する投資テーマは、投資戦略チームが具体的な投資戦略を策定する上でベースとなるマクロ経済見通しとなります。FISGは債券・通貨運用について様々な分野の専門性を有する平均経験年数25年超のシニア・メンバーで構成されており、定期的な会議を開催しています。

### **各投資戦略チーム**

グローバル債券・通貨運用グループでは、調査、分析によって付加価値を創出していますが、分析手法は個々の戦略によって異なります。グローバル債券・通貨運用チームの投資戦略チームは、担当セクター（戦略）ごとに、トップダウン戦略チームと、ボトムアップ戦略チームで構成されています。

- ・ **トップダウン戦略**

トップダウン戦略チームは、デュレーション、国別配分、通貨配分およびセクター配分チームごとに、マクロ経済の見通し等に基づくトップダウンの意思決定を行っています。トップダウン戦略チームは、マクロ戦略の策定に長けたプロフェッショナルによるセクターごとのチーム制を採用することで、市場環境変化への機動的な対応やポートフォリオへの投資戦略の迅速な反映を可能にしています。各チームはそれぞれ、特定のレタティブ・バリュエーション戦略およびタイミング戦略から超過収益を獲得することを目標としています。

- ・ **ボトムアップ戦略**

ボトムアップ戦略チームは、国債/金利スワップ、証券化商品、投資適格社債、ハイ・イールド社債、エマージング市場債券等のチームごとに、サブ・セクター配分（例：社債セクターにおける銀行業もしくは通信業の選択）や個別銘柄選択を決定します。また、個別銘柄のクレジット分析を担当する専任アナリストからなる「コーポレート・クレジット・リサーチ」チームを設置しています。

- ・ **エマージング市場債券チーム**

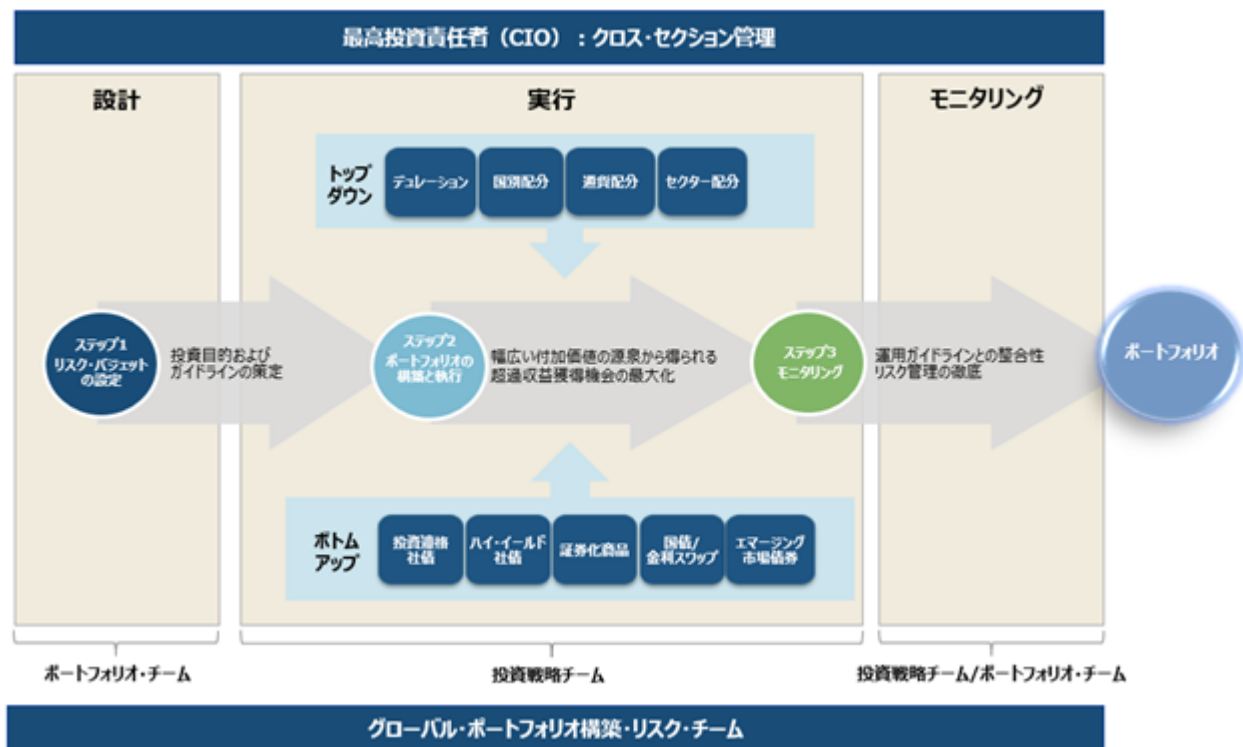
ボトムアップ戦略を行うエマージング市場債券チームは、エマージング市場債券に専門性をもつ専任プロフェッショナルで構成されており、グローバル債券・通貨運用グループの通貨配分、国債/金利スワップ、投資適格社債をはじめとする他の投資戦略チームやクレジット・アナリストとミクロ・マクロ双方におけるアイデアを共有するなど、リソースを最大活用しています。

### **ポートフォリオ・チーム**

ポートフォリオ・チームは、ポートフォリオ全般に対する監督と、ポートフォリオのリスク配分を管理する役割を担います。また、ガイドラインに沿って投資目的や、投資制約、ベンチマーク等を含むポートフォリオの枠組み（リスク・バジェット）の設定を行います。ポートフォリオ・マネージャーは、投資戦略チームおよびグローバル・ポートフォリオ構築・リスク・チームと密接に連携し業務を行います。

## 運用プロセス

ポートフォリオ運用は、徹底的な議論および討議を通じ共同で投資意思決定を行うチーム制により行われます。債券運用プロセスは、下図に示すように、投資テーマの策定に始まり、具体的な投資機会の判定からファンドの投資目的に応じたポートフォリオ構築に至るまで、大きく3つのステップに分けられます。



上記は、運用戦略の基本を容易にご理解いただくための例示的なものであり、変更される可能性があります。

## 通貨運用

通貨運用は、副投資顧問会社の金利チームが中心となって行います。

## リスクに対する管理体制

ファンドは、副投資顧問会社に設置されたリスク管理専任部門により、多角的に運用のリスク管理が行われています。リスク管理専任部門は、運用部門とは独立した組織として、客観的な視点からポートフォリオのリスクを監視します。具体的には、ポートフォリオが十分に分散されているか否かにつきモニターするほか、トラッキング・エラーが事前に定められた許容範囲にとどまっているか否か等を監視します。リスク管理専任部門の基本的な機能は主に3つあり、全ポートフォリオにおけるリスク・モニタリング（絶対的および相対的なリスク量）、リスク管理手法の向上、独自のリスク管理に関する調査が挙げられます。各ポートフォリオでモニタリングされたリスク実績およびエラー・レポート等は、投資運用部門のシニア・ビジネス・マネジャーの間で討議されます。

リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することを目指したものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（上記の体制は2026年2月末現在のものであり、随時変更となる可能性があります。）

## （4）【配分方針】

管理会社は、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有するクラスの受益証券の口数に応じてファンドの分配可能な利息収入等および実現売買益から随時分配を行うことができます。また、管理会社は、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合には、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本部分からも分配を行うことができます。分配金額は変動し、支払われない場合もあります。管理会社は、毎月10日（以下「分配基準日」といいます。）時点の受益者に対し、毎月分配を行う予定です。ただし、当該分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定です。分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われます。ただし、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

## 分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

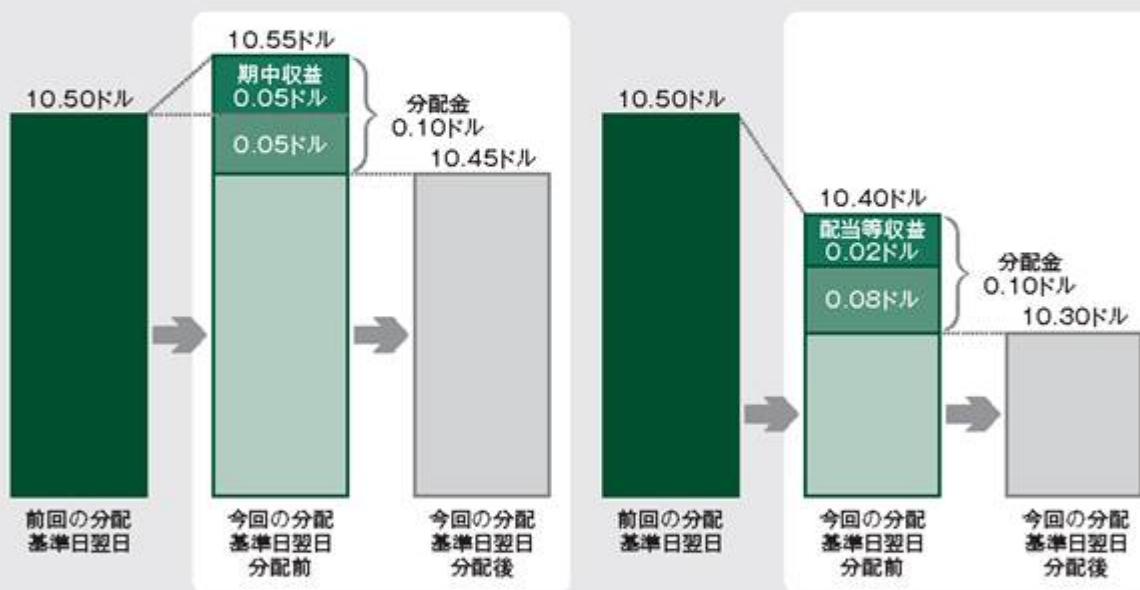


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係（イメージ）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合）



※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



### （５）【投資制限】

ファンドは、以下の投資制限に従います。

- ファンドの資産総額の少なくとも50%は、日本の金融商品取引法により定義される「有価証券」に投資されなければなりません。ただし、ファンドの償還が決定した場合、大量の買戻請求が予想される場合または管理会社が回避不可能なその他の状況が発生した場合は除きます。
- 原則として、有価証券への投資は、1ヶ国につきファンドの純資産総額の40%以下とします。
- 原則として、同一発行企業の証券への投資は、1発行企業につきファンドの純資産総額の10%以下とします。

- (4) 市場混乱等の例外的な場合を除き、企業が発行する有価証券への投資総額は、ファンドの純資産総額の30%以下とします。

なお準ソブリン債(以下に定義します。)は、企業が発行する有価証券とはみなされません。「準ソブリン債」とは、以下の確定利付証券をいいます。

1. 政府機関債または政府保証債
2. 100%政府保有企業が発行する債券

- (5) 株式には投資しません。ただし、株式/ワラントの性質を有するハイブリッド優先証券への投資の結果として、または転換社債の転換もしくは権利行使、もしくは債権者への割当てによる株式の取得の結果として、純資産総額の10%までは株式を保有することができるものとします。

また、ファンドは、JSDAの外国証券の取引に関する規則(以下「規則」といいます。)に基づき、その資産の投資に係る以下の投資制限に従います。

- (6) 空売りの制限 空売りをを行う投資有価証券の時価総額は、ファンドの純資産総額以下とします。
- (7) 借入の制限 総額でファンドの純資産総額の10%を超える借入れは禁止されています。ただし、合併、統合その他の臨時または緊急の場合には、一時的にこの10%の制限を超過することができます。
- (8) 1発行企業の株式の取得制限 管理会社が運用を行う投資ファンドの全体において、1発行企業の議決権の総数の50%を超えて、当該会社の株式の取得を行うことはできません。
- (9) 流動性の低い証券に対する投資の制限 ファンドの純資産総額の15%以下を流動性の低い資産に投資することができます。15%を超えて投資する場合には、私募証券、非上場証券およびその他流動性に欠ける資産への投資につき、評価方法の透明性を維持するための方法が取られなければなりません。
- (10) 利害関係人との取引等の制限 受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運用を害するようなファンドのための取引、例えば受託会社や管理会社または受益者以外の第三者の利益のための取引は禁止されます。
- (11) ファンドの投資対象は、JSDAの規則に従い「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」に分類されます。原則として、各区分における単一の発行体および/または取引相手方に対するエクスポージャーは純資産総額の10%を超えないものとし、さらに単一の発行体および/または取引相手方に対する合計エクスポージャーは純資産総額の20%を超えてはならないものとします。必要な場合には、管理会社および投資顧問会社は、JSDAの規則に従ったこれらの制限を遵守するようにファンドの投資対象の調整を行います。
- (12) デリバティブ取引(金融商品取引法の第2条第20項に定義されます。)については、JSDAの規則に沿って、管理会社が投資顧問会社との協議の上で、または投資顧問会社が決定した「合理的な方法」にしたがって、投資顧問会社との協議の上で、または投資顧問会社によってリスクの総額として計算された金額が純資産総額を超える場合には、禁止されます。

ファンドはまた、本規則に服するため、管理会社および投資顧問会社は、ファンドに関して、

- (13) 管理会社および投資顧問会社自身または管理会社および投資顧問会社の取締役を相手方とする取引を行ってはなりません。
- (14) 受託会社、管理会社、投資顧問会社またはファンド以外の他の関係者の利益を図る取引を行ってはなりません。
- (15) 投資顧問会社により運用されるすべての投資信託が保有する1発行企業の株式総数が、かかる発行企業の発行済株式総数の50%を超える株式の取得を行ってはなりません。
- (16) ファンドが保有する1発行企業の株式総数が、かかる発行企業の発行済株式総数の50%を超える株式の取得を行ってはなりません。
- (17) 現金化が容易ではない投資対象については、その投資の結果、ファンドが所有する同様の全資産の合計額が、ファンドの純資産総額の15%を超える場合、その投資を行ってはなりません。

ファンドは、ヘッジ目的およびヘッジ目的以外でJSDAの規則に定められたデリバティブ取引を行います。AIFMDおよび委員会委任規則(EU)第231/13号に詳細なリスク管理方法の指針が定められていない場合には、管理会社によるリスク管理方法はUCITSに関するEU指令に準拠します。

管理会社は、受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反しない、または受益者の利益となるその他の投資制限を随時課することができます。

### 3【投資リスク】

#### リスク要因

##### a. リスク要因

###### ファンドに関するリスク要因

ファンドへの投資は多大なリスクを伴い、以下に要約されている各リスク要因を含みますが、これらに限定されるものではありません。本項は、受益証券への投資に伴うリスクについて完全に列挙することを意図するものではありません。

###### エマージング債券への投資の一般的リスク：

ファンドは主にエマージング債券に投資しますので、ファンドの純資産価格は、エマージング債券の価格変動の影響を受けます。

ファンドが主に投資対象とするエマージング債券は、以下のようなリスクを伴うものとされています。

カントリーリスク 政治、経済、社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、エマージング債券の価格が大きく変動する可能性があります。またエマージング・マーケットに投資する場合には、一般に先進諸国の証券市場に比べ、市場規模、証券取引量が小さく、法制度（証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラが未発達であることから、ファンドは、低い流動性、高い価格変動性、および低い決済効率性に直面することがあります。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・マーケットは先進諸国の証券市場に比べカントリーリスクが高くなるので、ファンドのポートフォリオを構成するエマージング債券の価格が影響を受け、ファンドの純資産価格が下落することがあります。

金利リスク 金利の上昇または下落により、エマージング債券およびその他の一般的な債券の価値が悪影響を受ける可能性があります。

信用リスク エマージング債券の価格は発行者（政府または政府の代理となる主体を含みます。）の信用力により異なります。発行者が定期的な利息支払義務の履行または元金の満期償還を怠るリスクを「債務不履行リスク」といいます。不履行の可能性が高まった場合、エマージング債券の価格は大幅に下落し、ファンドの純資産価格が下落することがあります。

流動性リスク エマージング債券は、市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、ファンドが保有する当該債券を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できないなどのリスクがあります。

**為替取引に関するリスク：** 投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券について、米ドルを売り、それぞれのクラスの受益証券の表示通貨を買う為替取引を行います。副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券について、米ドルを売り、選定通貨を買う為替取引を行います。

通貨間の為替レートの変動は、投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。為替取引は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券を各通貨に対する米ドルの下落から、ある程度保護することを目的としていますが、米ドルの値上がり益を得るのを妨げる可能性もあります。豪ドル受益証券および/またはNZドル受益証券および/または好利回り通貨コース受益証券の将来のパフォーマンスを予測することは不可能であるため、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券は、その純資産総額に対する当該米ドル売りの比率が110%を超えるかまたは90%を下回る可能性が常にあります。さらに、こうした為替取引が米ドルに対する豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券の為替エクスポージャーを軽減することができる保証はなく、為替取引自体が重大な損失をもたらさない保証はありません。この為替取引には費用（高額になる可能性があります。）が発生し、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券にそれぞれ計上されます。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券に帰属する資産のうち為替取引に用いられる資産は、エマージング債券への投資資金とはなりません。

**ノン・デリバブル・フォワード（NDF）：** 投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に対する国際的に取引されていない通貨のエクスポージャーに対する為替取引を行うためにNDFを用いる場合があります。NDFとは、決済に当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨を用いる、為替先渡取引の一種です。決済時の損益は、合意した為替レートと決済時の実際的为替レートとの差額を合意に基づいたファンドの想定元本に適用することによって差金決済されます。NDFの取引価格の値動きと、実際的为替市場の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際的为替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、投資顧問会社が、特定のクラスの受益証券に対しNDFを利用できなくなった場合、このクラスの受益証券はファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。

**デリバティブ商品の利用：** 投資運用の過程で、為替取引に際し、主に為替先渡契約等の一定のデリバティブ商品を利用します。デリバティブ商品はデュレーション調整等ポートフォリオの効率的な運用を目的としても随時利用することがあります。かかるデリバティブ商品の利用には以下のようなリスクを伴います。

**市場リスク** これは、投資対象の価格が変動し得るというリスクで、すべての投資に一般的に付随します。デリバティブ商品の対象となる原資産（証券または参照指標のいずれか）の価格に変化があったとき、デリバティブ商品の価値は、原資産のパフォーマンスに応じてプラスまたはマイナスになります。オプション以外のデリバティブ商品においては、デリバティブの価格の変動幅は、原証券または参照指標の価格の変動幅に非常に類似します。オプションの場合、オプションの価格の変動はその他の多くの変動要素に依拠するため、オプションの価格の変動幅は必ずしも原資産の価格の変動幅と類似するとは限りません。

**流動性リスク** 流動性リスクとは、特定のデリバティブ商品の売買が困難になるリスクです。デリバティブ商品の取引が特に大規模であるか、または当該市場が流動性に乏しい場合（OTCデリバティブ商品と同様に）、有利な価格でデリバティブ商品の取引を開始したり、ポジションを清算したりすることができない場合があります。

**取引相手方の信用リスク** デリバティブ商品取引の相手方（本項において「取引相手方」といいます。）によるデリバティブ商品契約の条件の不履行によってファンドが損失を被るリスクをいいます。取引所で取引されるデリバティブ商品の取引相手方の信用リスクは、取引所で取引される各デリバティブ商品の発行体であり取引相手方である清算機関が決済を保証するため、OTCデリバティブ商品の取引相手方の信用リスクに比して概ね限定的です。このような保証は、取引相手方の信用リスク全般を軽減する目的で清算機関が運用する日払いシステム（すなわち証拠金制度）により補完されています。証拠金としてブローカーおよび/または取引所に差し入れられた資産は、かかる取引相手方によって分別口座で保管されず、このため、かかる取引相手方が債務不履行となった場合には、かかる取引相手方の債権者に取得される可能性があります。相対で取引されるOTCデリバティブ商品に関しては、そのような清算機関による保証は存在しません。相対で取引されるOTCデリバティブ商品は標準化されていません。これは二者間の契約であり、関係する当事者の必要性に応じて組成することができます。ドキュメンテーション・リスクは、国際スワップデリバティブ協会の基準を遵守することによって低減されます。取引相手方の信用リスクは担保契約を用いることによりさらに軽減されることがあります。ただし、その場合でも、担保の発行体や保管機関のデフォルトリスクおよび信用リスクが存在します。さらに、限度額以下の場合は担保が請求されない担保限度額が存在することや、担保の必要性を計算する時点からファンドが取引相手方から担保を受領するまでのタイミングの差異は、ともにその時点のエクスポージャーのすべてに担保が付されるわけではないことを意味しています。

**担保要件** ファンドは、デリバティブ取引に関して、取引相手方に担保として証券および/または現金の差入れを要求される場合があります。この場合、ファンドの投資比率は、担保を差し入れた分、低下します。このように、担保設定によりファンドの収益が減少する可能性があります。

**決済リスク** 決済リスクとは、先物、先渡し、（あらゆる種類の）オプションおよびスワップの差額決済取引が適時に決済されないリスクで、決済の前の取引相手方の信用リスクが増大し、負担するはずのなかった資金調達費用を負担する可能性があります。決済がなされない場合、ファンドの被る損失は、原契約の価額と代替契約の価額の差額であり、契約が代替されない場合は、かかる契約が無効になった時点におけるその全額となります。

**ファンド運用リスク** デリバティブ商品は、株式および債券とは異なる投資手法およびリスク分析を要する高度な専門的商品です。デリバティブ商品を利用する場合、あらゆる市況におけるデリバティブ商品のパフォーマンスを理解することは必ずしも必要ないものの、投資対象原資産のみならず、デリバティブ商品そのものに関する理解が必要となります。また、OTCデリバティブ商品の価格は、一定の市況において原資産の価格に沿った動きをしないことがあります。

**その他のリスク** デリバティブ商品の利用におけるその他のリスクには、デリバティブ商品について誤った価格設定または不適切な評価がなされるというリスクが含まれます。一定のデリバティブ商品、特に相対で取引されるOTCデリバティブ商品は、取引所において確認可能な価格を有さないため、他の市場価格データから得た原証券の価格または参照指標を用いた計算式の使用を伴います。OTCオプションにおいては仮定を使ったモデルが使用され、これによって誤った値付けをするリスクが増大します。不適切な評価により、取引相手方に対する現金支払額が増大し、またはファンドの価値が損なわれることとなります。デリバティブ商品は、連動するはずの資産、レートまたは指数の価値と必ずしも完全なまたは高度の相関性を示すものではありません。結果として、デリバティブ商品の利用は、必ずしも、ファンドの投資目的を達成するための効果的な手段とはならず、場合によってはかかる達成を妨げるものとなり得ます。

**その他のリスク：**

**制度変更リスク** ファンドおよび受益者は、日本、ケイマン諸島、英国、米国、ルクセンブルグ、オランダまたはその他の関連諸国の政府による規制や税制の変更またはこれらに関する解釈の変更により直接悪影響を受ける可能性があります。

**為替変動リスク** 外国為替レートの変動が、各クラスの受益証券の買付申込金額、買戻代金および分配金に影響を及ぼします。投資家は、ファンドの各クラスの受益証券への投資にあたって日本円を当該表示通貨に交換して投資する場合、表示通貨と日本円との為替変動の影響を直接受けますので、ファンドのクラスの受益証券への投資が、当該表示通貨では元金を割り込んでいない場合でも、為替変動により円換算した場合には投資元金を割り込むことによる損失が生じる場合があるにご留意ください。

**戦略実行リスク** 管理会社は、上記「2(1)投資方針」に記載のとおり、戦略または計画を実行することを目的としていますが、その戦略または計画を成功裏に実行できる保証はありません。

#### **制裁：**

受託会社およびファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および/または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、受託会社は投資家に対して、投資家自らが、および(いる場合には)実質的所有者、管理者または権限者(以下「本関係者」といいます。)が自ら知り信じる限りにおいて、( )国際連合、米国財務省外国資産管理局(以下「OFAC」といいます。)、日本の財務省もしくは欧州連合および/もしくは英国の規制(英国については、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。 )および/もしくはケイマン諸島の準拠法に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストへの掲載、( )国際連合、OFAC、日本の財務省、欧州連合、英国および/もしくはケイマン諸島により課される制裁が適用される国もしくは地域における営業上の拠点の保有もしくは居住、または( )その他国際連合、OFAC、日本の財務省、欧州連合、英国(英国については、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。 )もしくはケイマン諸島により課される制裁の適用(以下総称して「制裁対象」といいます。 )のいずれにも該当しないことを、継続的に表明および保証することを求めることができます。

投資家または本関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社は、かかる投資家もしくは当該本関係者(該当する場合)が制裁対象に該当しなくなるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するまで、直ちにかつ申込者への通知をすることなく、かかる申込者および/またはかかる申込者のファンドの持分を対象とするその後の取引を停止するよう求められる場合があります(以下「制裁対象者事由」といいます。 )。受託会社およびファンドは、かかる投資家が制裁対象者事由の結果として被った負債、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的または結果的であるかを問わず、損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびにすべての金利、罰金および訴訟費用その他すべての専門家に要する費用および経費を含みますが、これらに限られません。 )に対して一切の責任を有しません。

また、ファンドのために行った投資が、後発的に適用ある制裁の対象となった場合、受託会社は、その制裁が解除されるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するまで、直ちにかつ申込者への通知をすることなく、かかる投資対象とのその後の取引を停止する場合があります。

ファンドがその目的を達成するとの保証はありません。投資者の投資元本は保証されているものではなく、純資産価格の下落により、損失を被り、極端な場合には、投資金額のすべてを失う可能性があることにご留意ください。なお、投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの直接的および間接的な投資は、市場の価格変動に起因する市場リスクおよび他のリスクを伴います。受益者は、ファンドが得る利益、被る損失および負担する費用はすべて受益者に帰属するという点にご留意ください。

#### **b. 利益相反**

##### **受託会社、保管会社および事務代行会社、管理会社ならびに販売会社**

受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社ならびに販売会社、ならびにその持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者またはその他の関連する当事者(以下「関係当事者」といいます。 )は、それぞれ、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託会社、管理会社、事務代行会社、保管会社、マネージャーまたは販売会社を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。関係当事者は、それらの業務から得た利益につき説明義務を負いませんが適用法令に従います。利益相反が生じた場合、関係当事者は必要に応じて、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

上記の一般性を制限することなく、受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社ならびに販売会社の役務提供はファンドに限られず、それぞれ、各当事者が設定する条件に基づき、ファンドと異なる他の信託に対し、ま

た他の投資信託および他の類似のスキームのために、類似のまたは他の役務を設定しまたは提供することができません。また、自己使用および自己利益のために、これらにより支払われる報酬またはその他の金額を留保することができます。ただし、トラストまたはファンドの運用およびこれらに関する情報は機密とし、トラストまたはファンド独自のものとみなされます。いずれの当事者も、自らまたはその使用人もしくは代理人が、当該当事者が同様の役務を他者に提供する過程において、またはその他の資格もしくは他のあらゆる形態の事業の過程(ファンドに関連する義務を履行する過程を除きます。)において、知ることのできる事実または事柄について影響を受けないものとし、またかかる事実または事柄について、その他のいかなる者に対する開示義務も負わないものとし、

適用法令に従い、関係当事者は以下を行うことができます。

- (a) 受益証券の保有者となり、自らが適切と判断する場合、かかる受益証券を保有し、売却し、またはその他の取扱いをすること。
- (b) ファンドが同様のまたは類似の投資対象を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、投資対象を購入、保有および取引すること。ただし、関係当事者またはかかる関係当事者がアドバイスもしくは運用する投資信託もしくは勘定が、ファンドの信託財産を構成する資産を購入または売却した場合、かかる取引が公開市場において行われ、それぞれ、その時点でのかかる市場における信用力のある取引相手方と同様の規模および同様の性質を有する取引において適用される最善の条件で成立した場合の状況よりもファンドを悪い状況に陥らせないものとし、
- (c) 受託会社、管理会社もしくは受益者またはファンドの信託財産を構成する証券の発行体との間で、契約もしくは金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を行うこと、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。関係当事者は、ファンドおよび受益者に対する受託会社および管理会社の義務に常に従い、関係する当事者間の関係性のみを理由としてかかる契約または取引に関する説明責任を要求されないものとし、
- (d) ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行したファンドの投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ること。

受託会社または受託会社の関係会社は、ファンドの資金または借入金に関して、銀行、貸主または出資者として行為する場合、かかる資格において通常の銀行業務または貸付業務からの利益をすべて留保することができるものとし、

受託会社または受託会社の関係会社は、ファンドの保管会社または事務代行会社として行為する場合、かかる行為の結果生じた利益について説明することなく、かかる役務に関する通常の報酬および費用をすべて請求し、これを留保することができるものとし、

## 投資顧問会社

投資顧問会社、その関係会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者(以下「投資顧問会社の関係当事者」といいます。)は、それぞれ、他の業務に従事し、裁量権の有無を問わず他の者または事業体(ファンドと類似の投資目的を有するか否かを問いません。)のマネージャーまたは投資顧問を務めることができます。投資顧問会社の関係当事者は、特定の投資対象または戦略を他の者または助言業務における顧客に対して勧めることができます(かかる投資対象または戦略を管理会社に対して勧めているか否かを問いません。)。また、投資顧問会社の関係当事者は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事することができます。これらの業務には、他のファンドの受託会社、コンサルタント、管理会社、事務代行会社、保管会社、マネージャーまたは販売会社を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれる場合があります。投資顧問会社の関係当事者は、それらの業務から得た利益につき、受託会社、管理会社、ファンドまたはその関係者もしくは投資家に対する説明義務を負いません。投資顧問会社は、利益相反が生じる可能性があるかまたは実際に生じたとその単独の裁量により判断した場合、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとし、

投資顧問会社の関係当事者(投資顧問会社を除きます。)は、受益証券を保有し、自らが適切と判断する方法でかかる受益証券を取り扱うことができます。投資顧問会社の関係当事者は、ファンドが類似の投資対象を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、投資対象を購入、保有および取引することができます。投資顧問会社の関係当事者は、受益者またはファンドもしくはファンドの勘定がその証券を保有している発行体との間で、契約または金融取引もしくはその他の取引を行う場合があります。また、当該契約もしくは取引に利害関係を有する場合があります。さらに、投資顧問会社の関係当事者は、ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行した投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ることができます。

投資顧問契約に基づく義務の履行のために投資顧問会社が雇用した者が、かかる業務に常に従事するわけではありません。また、投資顧問会社またはその関係者が他の業務に従事し、時間および労力を費やす権利またはあらゆる

る種類もしくは性質の役務を提供する権利が制限されることはありません。ただし、投資顧問会社は、投資顧問契約に基づくすべての義務を適切に履行するものとします。

### 副投資顧問会社

副投資顧問会社、その関係会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「副投資顧問会社の関係当事者」といいます。）は、それぞれ、他の業務に従事し、裁量権の有無を問わず他の者または事業体（ファンドと類似の投資目的を有するか否かを問いません。）のマネージャーまたは副投資顧問を務めることができます。副投資顧問会社の関係当事者は、特定の投資対象または戦略を他の者または助言業務における顧客に対して勧めることができます（かかる投資対象または戦略を投資顧問会社に対して勧めているか否かを問いません。）。また、副投資顧問会社の関係当事者は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事することができます。これらの業務には、他のファンドの受託会社、コンサルタント、管理会社、事務代行会社、保管会社、マネージャーまたは販売会社を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれる場合があります。副投資顧問会社の関係当事者は、それらの業務から得た利益につき、受託会社、管理会社、ファンドまたはその関係者もしくは投資家に対する説明義務を負いません。副投資顧問会社は、利益相反が生じる可能性があるかまたは実際に生じたとその単独の裁量により判断した場合、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

副投資顧問会社の関係当事者（副投資顧問会社を除きます。）は、受益証券を保有し、自らが適切と判断する方法でかかる受益証券を取り扱うことができます。副投資顧問会社の関係当事者は、ファンドが類似の投資対象を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、投資対象を購入、保有および取引することができます。副投資顧問会社の関係当事者は、受益者またはファンドもしくはファンドの勘定がその証券を保有している発行体との間で、契約または金融取引もしくはその他の取引を行う場合があります。また、当該契約もしくは取引に利害関係を有する場合があります。さらに、副投資顧問会社の関係当事者は、ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行した投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ることができます。

副投資顧問契約に基づく義務の履行のために副投資顧問会社が雇用した者が、かかる業務に常に従事するわけではありません。また、副投資顧問会社またはその関係者が他の業務に従事し、時間および労力を費やす権利またはあらゆる種類もしくは性質の役務を提供する権利が制限されることはありません。ただし、副投資顧問会社は、副投資顧問契約に基づくすべての義務を適切に履行するものとします。

## リスク管理

投資顧問会社のリスク管理体制は以下のとおりです。

### 投資リスクに関する委員会

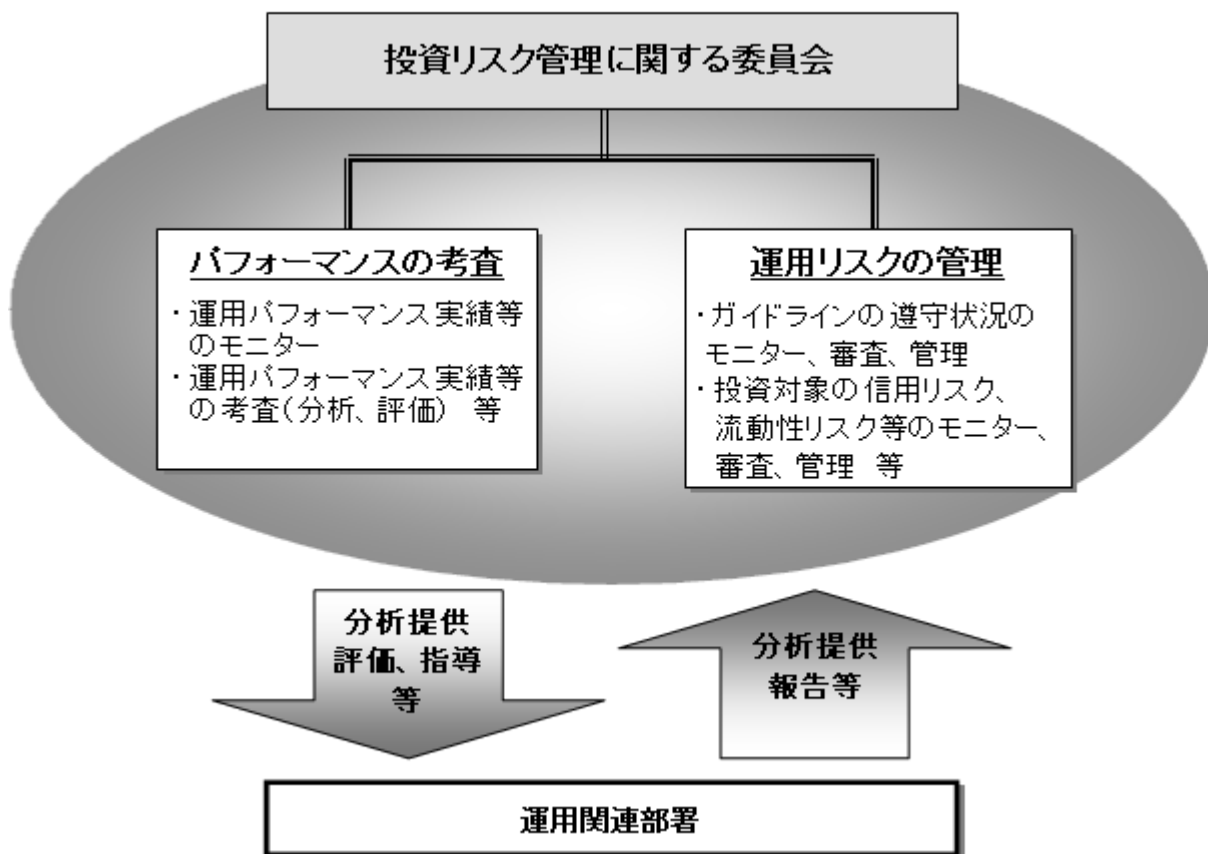
#### パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行います。

#### 運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

### リスク管理体制図



上記の体制は2026年2月末日現在のものであり、随時変更されます。

副投資顧問会社については、上記「2（3）運用体制」の項をご参照ください。

## 参考情報

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

#### 米ドル受益証券



### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	米ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	16.83	45.26	56.11	58.92	7.18	11.06	12.22
最小値(%)	-23.56	-28.41	-18.51	-30.73	-27.24	-22.50	-14.00
平均値(%)	1.90	10.14	15.99	8.56	-9.72	-2.81	2.48

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### <各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

## 豪ドル受益証券



	豪ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	14.90	29.73	33.50	31.61	9.23	10.66	12.52
最小値(%)	-24.90	-19.57	-11.90	-18.89	-22.38	-18.33	-11.31
平均値(%)	0.53	11.23	17.16	9.22	-8.38	-1.46	3.95

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## &lt;各資産クラスの指数&gt;

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(豪ドルベース)

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス(豪ドルベース)

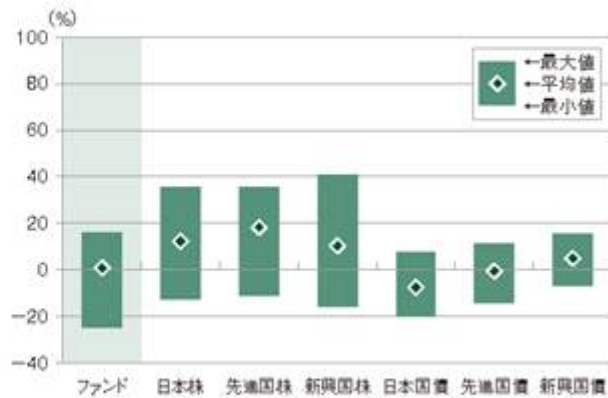
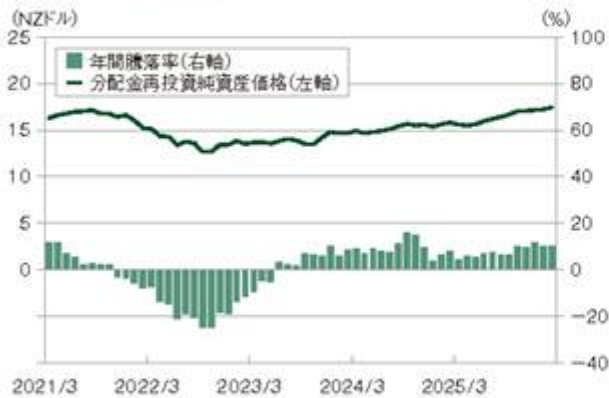
新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

## NZドル受益証券



	NZドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	15.93	35.65	35.46	40.85	7.59	11.07	15.39
最小値(%)	-24.62	-12.70	-11.04	-15.71	-19.79	-13.96	-6.57
平均値(%)	0.89	12.26	18.23	10.32	-7.54	-0.50	4.97

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## &lt;各資産クラスの指数&gt;

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCI Emerging Markets Index(配当込)(NZドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス

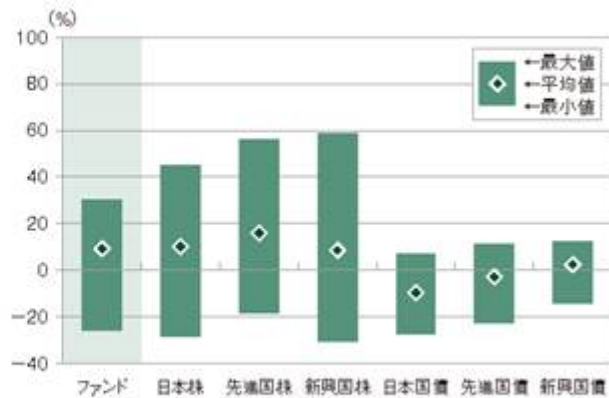
新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス

※日本株、日本国債、先進国債および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

## 好利回り通貨コース受益証券



	好利回り通貨コース受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	30.40	45.26	56.11	58.92	7.18	11.06	12.22
最小値(%)	-25.60	-28.41	-18.51	-30.73	-27.24	-22.50	-14.00
平均値(%)	9.18	10.14	15.99	8.56	-9.72	-2.81	2.48

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## &lt;各資産クラスの指数&gt;

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券1口当りの発行価格の3.00%（税抜）以下

日本国内における申込手数料

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.30%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.65%（税込）
50万口以上	申込金額の0.55%（税込）

ファンドおよびそれに関連する投資環境についての説明および情報提供、購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社が受領します。

## (2)【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

## (3)【管理報酬等】

**管理会社の報酬** 管理会社は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、(a)投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに(b)ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務への対価として受領されます。

管理会社が、その報酬の取決めに関する修正を提案した場合、管理会社は、その効力が生じる前に、受託会社および受益者名簿に記載されているすべての受益者 から修正の承認を得るものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

**受託会社の報酬** 受託会社は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、(a)受益者の最大の利益のための信託財産の管理、(b)信託財産の資産を確保し、保管するための受託会社の受託義務の遂行、ならびに(c)受任者（保管会社等）の監督およびモニタリングへの対価として受領されます。

受託会社が、その報酬の取決めに関する修正を提案した場合、受託会社は、その効力が生じる前に、管理会社および受益者名簿に記載されているすべての受益者 から修正の承認を得るものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

**事務代行会社の報酬** 事務代行会社は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.1%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、(a)ファンドの純資産価格の計算業務、(b)ファンドの財務書類の作成、(c)法務およびファンドの会計管理業務、(d)マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の防止、(e)規制遵守に関する監視、(f)受益者名簿の管理、(g)収益の分配、(h)受益証券の買付けおよび買戻しの処理ならびに(i)記録管理業務への対価として受領されます。

事務代行会社はまた、事務代行会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受けることができます。

**保管会社の報酬** 保管会社は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.03%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、(a)ファンド資産である金融商品およびその他の資産の保管、(b)キャッシュフローの監視ならびに(c)選定された監視および監督業務の実施への対価として受領されます。

保管会社はまた、保管会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受けることができます。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができます。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負います。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われます。

**代行協会員の報酬** 代行協会員は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.5%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、(a)目論見書、運用報告書等の販売会社への送付業務、(b)日々の1株当たりの純資産価格の公表業務および(c)これらに付随する業務への対価として受領されます。

なお、代行協会員は管理会社の承認を得たうえで、販売会社に対し、受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務およびこれらに付随する業務への対価として、代行協会員報酬から報酬を支払う場合があります。

**投資顧問会社の報酬** 投資顧問会社は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率1.0%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、目論見書および信託証書に従い、管理会社から随時委託されたファンドの資産の投資および再投資に関する業務への対価として受領されます。

投資顧問会社はまた、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる、当該四半期の各ファンド営業日における好利回り通貨コースに帰属する純資産総額の平均値の年率0.2%に相当する追加額を、好利回り通貨コースの資産から後払いにて受け取ることができます。しかしながら、投資顧問会社は、管理会社に対し、かかる追加額を直接副投資顧問会社に支払うことを依頼しました。かかる追加額は、副投資顧問会社への各支払の前に、投資顧問会社および副投資顧問会社により確認されるものとします。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受けることができます。

**副投資顧問会社の報酬** 副投資顧問会社は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.5%に相当する額を、投資顧問契約に基づいて投資顧問会社が受領する報酬から、後払いにて受け取ることができます。

副投資顧問会社はまた、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる追加的報酬として、当該四半期の各ファンド営業日における好利回り通貨コースに帰属する純資産総額の平均値の年率0.2%に相当する額を、好利回り通貨コースの資産から後払いにて受け取ることができます。投資顧問会社は、管理会社に対し、かかる追加額を直接副投資顧問会社に支払うことを依頼しました。かかる追加額は、副投資顧問会社への支払の前に、投資顧問会社および副投資顧問会社により確認されるものとします。

受託会社、管理会社、投資顧問会社、保管会社、代行協会員および事務代行会社の報酬は、ファンドの資産から、2030年10月30日(当該日がファンド営業日でない場合は、直前のファンド営業日)まで(当日を含みます。)支払われます(ただし、信託証書の条項に従い、ファンドが早期に償還または延長する場合を除きます。)

2025年10月31日に終了した会計年度の上記各報酬額は、以下のとおりです。

管理会社の報酬	4,498米ドル
受託会社の報酬	4,497米ドル
事務代行会社の報酬	44,973米ドル
保管会社の報酬	13,781米ドル
代行協会の報酬	224,842米ドル
投資顧問会社の報酬（副投資顧問会社を含む。）	472,851米ドル

#### （４）【その他の手数料等】

受託会社は、設立費用（および関係する当事者によりまたは関係する当事者のために支払われた設立費用（あった場合））をファンドの資産から支出し、この費用は、1年を超えない期間で償却されました。

さらに、外部の会計士および弁護士費用などのその他費用および経費の全額を、ファンドが負担します。

2025年10月31日に終了した会計年度のその他の手数料等は、101,941米ドルです。

#### （５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領したアドバイスに基づいています。受益者への課税が下記とは異なることがある旨ご留意下さい。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、ご注意下さい。

##### （Ａ）日本

ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

（１）ファンド証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

（２）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

（３）個人に支払われるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、申告不要とすることも、配当所得として確定申告をすることもできます。

受益者は、申告不要を選択した場合、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合の税率は、20%（所得税15%、住民税5%）となります。

なお、申告分離課税を選択した場合（源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について申告分離課税を選択した場合を含みます。）、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本（５）において同じです。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

ただし、上記の税率は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興特別措置法」といいます。）および我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「防衛財源確保特別措置法」といいます。）に基づき、2047年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2048年1月1日以降は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）となります。

（４）法人（公共法人等を除きます。）が分配金を受け取る場合は、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法および防衛財源確保特別措置法に基づき、2047年12月31日までは15.315%（所得税のみ）、2048年1月1日以降は15.15%（所得税のみ）となります。

（５）個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、譲渡損益における申告分離課税での税率は20%（所得税15%、住民税5%）となり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法および防衛財源確保特別措置法に基づき、2047年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2048年1月1日以降は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）となります。

(6) 分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(7) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の扱いとなります。

上記記載は2026年4月30日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(B) ケイマン諸島

トラストは、ケイマン諸島当局から、信託法第81条に基づき、トラストの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価額上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利益に適用されず、またその財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受領しています。

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。2026年4月30日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

## 5【運用状況】

ファンドの運用状況は以下のとおりです。

## (1)【投資状況】

(2026年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
国債・政府機関債・地方債	米国	17,299,874	35.84
	サウジアラビア	2,295,627	4.76
	アラブ首長国連邦	1,877,523	3.89
	ルーマニア	1,227,860	2.54
	エジプト	1,068,717	2.21
	ナイジェリア	815,188	1.69
	ハンガリー	793,120	1.64
	ケイマン諸島	766,664	1.59
	トルコ	681,602	1.41
	オマーン	528,225	1.09
	ウクライナ	510,288	1.06
	コートジボワール	489,250	1.01
	スリランカ	419,768	0.87
	ケニア	407,487	0.84
	アンゴラ	401,250	0.83
	セルビア	385,750	0.80
	エクアドル	324,618	0.67
	モロッコ	265,500	0.55
	ベナン	209,750	0.43
	ウズベキスタン	201,750	0.42
	南アフリカ	199,500	0.41
	パキスタン	198,000	0.41
	バーレーン	187,250	0.39
	コンゴ	185,000	0.38
	メキシコ	140,366	0.29
	インドネシア	118,632	0.25
	コロンビア	114,525	0.24
ザンビア	51,188	0.11	
小計	32,164,270	66.63	

固定利付債	米国	6,175,865	12.79
	英国	763,209	1.58
	ケイマン諸島	626,608	1.30
	南アフリカ	615,421	1.27
	アラブ首長国連邦	391,769	0.81
	モロッコ	383,617	0.79
	ノルウェー	208,690	0.43
	ウズベキスタン	207,137	0.43
	カザフスタン	183,710	0.38
	小計	9,556,024	19.80
その他の債券	米国	1,981,715	4.11
	ガーナ	309,860	0.64
	ジャージー	222,603	0.46
	エクアドル	196,560	0.41
	英国	92,065	0.19
	ザンビア	68,762	0.14
	スリランカ	48,938	0.10
	小計	2,920,503	6.05
変動利付債	米国	939,424	1.95
	トルコ	411,639	0.85
	アラブ首長国連邦	202,999	0.42
	小計	1,554,062	3.22
PIK証券	米国	118,189	0.24
	小計	118,189	0.24
投資資産の合計		46,313,048	95.94
現金、預金およびその他の資産(負債控除後)		1,957,719	4.06
純資産総額		48,270,767 (7,521,068,206円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2026年2月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率(%)	償還日	額面金額	簿価(米ドル)	時価(米ドル)	投資比率(%)
1	ARGENTINA 4.1250% 09/07/35	米国	国債	4.125	2035年 7月9日	1,373,739.00 米ドル	641,758.87	1,038,216.99	2.15
2	EAGLE LUXCO 5.5000% 17/08/30	米国	固定利付債	5.5	2030年 8月17日	930,000.00 米ドル	944,656.60	948,383.31	1.96
3	KSA SUKUK LTD 2.9690% 29/10/29	ケイマン 諸島	政府機関債	2.969	2029年 10月29日	800,000.00 米ドル	800,545.94	766,664.00	1.59
4	TURKIYE REP OF 5.2500% 13/03/30	米国	国債	5.25	2030年 3月13日	700,000.00 米ドル	586,350.00	689,500.00	1.43
5	CHILE 3.5000% 25/01/50	米国	国債	3.5	2050年 1月25日	900,000.00 米ドル	803,223.50	681,269.40	1.41
6	ABU DHABI GOV 3.1250% 16/04/30	アラブ首 長国連邦	国債	3.125	2030年 4月16日	650,000.00 米ドル	649,408.50	633,390.55	1.31
7	HUNGARY 6.2500% 22/09/32	ハンガ リー	国債	6.25	2032年 9月22日	500,000.00 米ドル	476,875.00	537,249.00	1.11
8	SAUDI INT BON 2.2500% 02/02/33	サウジア ラビア	国債	2.25	2033年 2月2日	600,000.00 米ドル	501,828.00	519,175.20	1.08
9	ABU DHABI GOV 2.5000% 30/09/29	アラブ首 長国連邦	国債	2.5	2029年 9月30日	500,000.00 米ドル	500,922.29	478,680.00	0.99
10	PETROLEOS DE VEN 5.5% 12/04/37	英国	固定利付債	5.5	2037年 4月12日	1,435,000.00 米ドル	486,935.46	447,720.00	0.93
11	REP OF COLOMBIA 5% 15/06/45	米国	国債	5	2045年 6月15日	600,000.00 米ドル	623,684.11	444,750.00	0.92
12	EL SALVADOR R 7.1246% 20/01/50	米国	国債	7.1246	2050年 1月20日	480,000.00 米ドル	369,330.23	437,400.00	0.91
13	VENEZUELA 9.2500% 15/09/27	米国	国債	9.25	2027年 9月15日	910,000.00 米ドル	408,559.64	402,311.00	0.83
14	INDONESIA (REP) 4.1000% 24/04/28	米国	国債	4.1	2028年 4月24日	400,000.00 米ドル	434,640.00	401,719.20	0.83
15	HAZINE MUSTES 5.1250% 22/06/26	トルコ	国債	5.125	2026年 6月22日	400,000.00 米ドル	366,000.00	400,201.60	0.83
16	TURKIYE REP OF 5.8750% 26/06/31	米国	国債	5.875	2031年 6月26日	400,000.00 米ドル	362,776.37	397,500.00	0.82
17	CHILE 3.2400% 06/02/28	米国	国債	3.24	2028年 2月6日	400,000.00 米ドル	423,300.00	394,465.20	0.82
18	PETROLEOS MEXICA 5.9500% 28/01/31	米国	固定利付債	5.95	2031年 1月28日	400,000.00 米ドル	394,433.83	391,752.40	0.81
19	DP WORLD CRES 5.5000% 08/05/35	ケイマン 諸島	固定利付債	5.5	2035年 5月8日	360,000.00 米ドル	356,378.40	372,815.64	0.77
20	TURKIYE REP OF 5.7500% 11/05/47	米国	国債	5.75	2047年 5月11日	440,000.00 米ドル	318,648.80	359,150.00	0.74
21	PETROLEOS DE 9.0000% 17/11/21	米国	その他の債券	9	2021年 11月17日	955,000.00 米ドル	315,150.00	354,782.50	0.73
22	UTD MEXICAN STATE 6.05% 11/01/40	米国	国債	6.05	2040年 1月11日	350,000.00 米ドル	413,000.00	352,058.35	0.73
23	TURKIYE REP OF 4.8750% 09/10/26	米国	国債	4.875	2026年 10月9日	350,000.00 米ドル	323,504.29	350,875.00	0.73
24	INDONESIA REP 3.8500% 18/07/27	米国	国債	3.85	2027年 7月18日	350,000.00 米ドル	373,843.08	350,017.50	0.73
25	INDONESIA (REP) 5.1000% 10/02/54	米国	国債	5.1	2054年 2月10日	355,000.00 米ドル	339,912.50	338,355.12	0.70

26	SOUTH AFRICA 5.7500% 30/09/49	米国	国債	5.75	2049年 9月30日	400,000.00 米ドル	396,234.35	336,000.00	0.70
27	UNITED MEXICAN 3.2500% 16/04/30	米国	国債	3.25	2030年 4月16日	350,000.00 米ドル	329,875.00	333,143.30	0.69
28	OMAN GVT INTL 6.5% 08/03/47	オマーン	国債	6.5	2047年 3月8日	304,000.00 米ドル	303,235.86	328,201.44	0.68
29	SOUTHERN GAS CO 6.875% 24/03/26	英国	固定利付債	6.875	2026年 3月24日	315,000.00 米ドル	341,472.20	315,489.20	0.65
30	TURKIYE REP OF 4.8750% 16/04/43	米国	国債	4.875	2043年 4月16日	400,000.00 米ドル	276,250.00	304,000.00	0.63

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2025年3月1日から2026年2月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

(米ドル受益証券)

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
第6会計年度末 (2016年10月31日)	69,409,559	10,814,703,388	9.29	1,447
第7会計年度末 (2017年10月31日)	62,786,275	9,782,729,508	9.30	1,449
第8会計年度末 (2018年10月31日)	46,133,295	7,188,028,694	8.03	1,251
第9会計年度末 (2019年10月31日)	47,289,594	7,368,191,641	8.45	1,317
第10会計年度末 (2020年10月31日)	40,080,902	6,245,005,341	8.15	1,270
第11会計年度末 (2021年10月31日)	32,446,377	5,055,470,000	8.03	1,251
第12会計年度末 (2022年10月31日)	20,312,677	3,164,918,203	5.84	910
第13会計年度末 (2023年10月31日)	18,075,151	2,816,289,277	5.94	926
第14会計年度末 (2024年10月31日)	16,870,054	2,628,523,114	6.49	1,011
第15会計年度末 (2025年10月31日)	16,250,939	2,532,058,806	6.83	1,064
2025年3月末日	15,695,731	2,445,551,847	6.40	997
4月末日	15,494,557	2,414,206,926	6.33	986
5月末日	15,498,489	2,414,819,571	6.37	993
6月末日	15,741,527	2,452,687,322	6.49	1,011
7月末日	15,789,048	2,460,091,569	6.55	1,021
8月末日	15,857,039	2,470,685,247	6.62	1,031
9月末日	16,008,268	2,494,248,237	6.70	1,044
10月末日	16,250,939	2,532,058,806	6.83	1,064
11月末日	16,128,618	2,512,999,971	6.82	1,063
12月末日	16,087,917	2,506,658,348	6.83	1,064
2026年1月末日	16,069,646	2,503,811,543	6.85	1,067
2月末日	16,176,926	2,520,526,840	6.91	1,077

## (豪ドル受益証券)

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
第6会計年度末 (2016年10月31日)	137,890,610	15,249,322,560	8.35	923
第7会計年度末 (2017年10月31日)	119,399,102	13,204,346,690	8.15	901
第8会計年度末 (2018年10月31日)	88,306,671	9,765,834,746	6.95	769
第9会計年度末 (2019年10月31日)	78,845,648	8,719,540,212	7.21	797
第10会計年度末 (2020年10月31日)	62,740,826	6,938,507,947	6.65	735
第11会計年度末 (2021年10月31日)	51,945,961	5,744,703,827	6.46	714
第12会計年度末 (2022年10月31日)	32,103,413	3,550,316,444	4.54	502
第13会計年度末 (2023年10月31日)	26,574,898	2,938,917,970	4.49	497
第14会計年度末 (2024年10月31日)	23,324,911	2,579,501,907	4.87	539
第15会計年度末 (2025年10月31日)	22,192,117	2,454,226,219	5.13	567
2025年3月末日	21,845,291	2,415,870,732	4.81	532
4月末日	21,526,824	2,380,651,466	4.76	526
5月末日	21,517,211	2,379,588,364	4.79	530
6月末日	21,702,364	2,400,064,435	4.87	539
7月末日	21,795,843	2,410,402,277	4.92	544
8月末日	21,814,075	2,412,418,554	4.96	549
9月末日	21,970,144	2,429,678,225	5.02	555
10月末日	22,192,117	2,454,226,219	5.13	567
11月末日	21,881,525	2,419,877,850	5.12	566
12月末日	21,441,600	2,371,226,544	5.12	566
2026年1月末日	21,392,507	2,365,797,349	5.13	567
2月末日	21,086,102	2,331,912,020	5.17	572

## (NZドル受益証券)

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
第6会計年度末 (2016年10月31日)	28,550,258	2,658,029,020	9.00	838
第7会計年度末 (2017年10月31日)	25,619,992	2,385,221,255	8.95	833
第8会計年度末 (2018年10月31日)	21,974,617	2,045,836,843	7.68	715
第9会計年度末 (2019年10月31日)	19,129,207	1,780,929,172	8.04	749
第10会計年度末 (2020年10月31日)	15,913,033	1,481,503,372	7.53	701
第11会計年度末 (2021年10月31日)	13,546,200	1,261,151,220	7.33	682
第12会計年度末 (2022年10月31日)	8,261,464	769,142,298	5.22	486
第13会計年度末 (2023年10月31日)	7,225,939	672,734,921	5.20	484
第14会計年度末 (2024年10月31日)	6,491,556	604,363,864	5.60	521
第15会計年度末 (2025年10月31日)	6,301,778	586,695,532	5.78	538
2025年3月末日	6,162,015	573,683,597	5.49	511
4月末日	6,065,195	564,669,655	5.42	505
5月末日	6,093,233	567,279,992	5.44	506
6月末日	6,160,356	573,529,144	5.52	514
7月末日	6,191,585	576,436,564	5.58	519
8月末日	6,232,798	580,273,494	5.62	523
9月末日	6,233,627	580,350,674	5.68	529
10月末日	6,301,778	586,695,532	5.78	538
11月末日	6,260,988	582,897,983	5.76	536
12月末日	6,217,136	578,815,362	5.75	535
2026年1月末日	6,174,400	574,836,640	5.75	535
2月末日	6,215,181	578,633,351	5.79	539

## (好利回り通貨コース受益証券)

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
第6会計年度末 (2016年10月31日)	45,400,514	7,073,854,086	8.06	1,256
第7会計年度末 (2017年10月31日)	39,591,546	6,168,758,782	8.11	1,264
第8会計年度末 (2018年10月31日)	28,077,917	4,374,820,248	5.90	919
第9会計年度末 (2019年10月31日)	29,057,313	4,527,419,939	6.30	982
第10会計年度末 (2020年10月31日)	21,325,965	3,322,798,607	5.25	818
第11会計年度末 (2021年10月31日)	19,221,930	2,994,968,913	5.44	848
第12会計年度末 (2022年10月31日)	11,727,473	1,827,257,568	3.69	575
第13会計年度末 (2023年10月31日)	11,855,517	1,847,208,104	4.25	662
第14会計年度末 (2024年10月31日)	10,984,515	1,711,497,282	4.76	742
第15会計年度末 (2025年10月31日)	12,416,415	1,934,601,621	5.68	885
2025年3月末日	11,017,184	1,716,587,439	4.92	767
4月末日	10,869,378	1,693,557,786	4.94	770
5月末日	10,926,852	1,702,512,810	4.97	774
6月末日	11,436,921	1,781,986,661	5.23	815
7月末日	11,373,733	1,772,141,339	5.20	810
8月末日	11,797,783	1,838,212,569	5.40	841
9月末日	12,180,785	1,897,888,111	5.57	868
10月末日	12,416,415	1,934,601,621	5.68	885
11月末日	12,502,441	1,948,005,332	5.77	899
12月末日	12,598,988	1,963,048,320	5.82	907
2026年1月末日	13,102,667	2,041,526,545	6.05	943
2月末日	13,337,407	2,078,101,385	6.16	960

## 【分配の推移】

(1口当り、課税前)

	米ドル受益証券	
	(米ドル)	(円)
第6会計年度 (2015年11月1日から2016年10月末日)	0.60	93.49
第7会計年度 (2016年11月1日から2017年10月末日)	0.60	93.49
第8会計年度 (2017年11月1日から2018年10月末日)	0.60	93.49
第9会計年度 (2018年11月1日から2019年10月末日)	0.42	65.44
第10会計年度 (2019年11月1日から2020年10月末日)	0.36	56.09
第11会計年度 (2020年11月1日から2021年10月末日)	0.36	56.09
第12会計年度 (2021年11月1日から2022年10月末日)	0.36	56.09
第13会計年度 (2022年11月1日から2023年10月末日)	0.36	56.09
第14会計年度 (2023年11月1日から2024年10月末日)	0.36	56.09
第15会計年度 (2024年11月1日から2025年10月末日)	0.36	56.09

(1口当り、課税前)

	豪ドル受益証券	
	(豪ドル)	(円)
第6会計年度 (2015年11月1日から2016年10月末日)	0.96	106.17
第7会計年度 (2016年11月1日から2017年10月末日)	0.78	86.26
第8会計年度 (2017年11月1日から2018年10月末日)	0.60	66.35
第9会計年度 (2018年11月1日から2019年10月末日)	0.42	46.45
第10会計年度 (2019年11月1日から2020年10月末日)	0.36	39.81
第11会計年度 (2020年11月1日から2021年10月末日)	0.36	39.81
第12会計年度 (2021年11月1日から2022年10月末日)	0.36	39.81
第13会計年度 (2022年11月1日から2023年10月末日)	0.31	34.28
第14会計年度 (2023年11月1日から2024年10月末日)	0.24	26.54
第15会計年度 (2024年11月1日から2025年10月末日)	0.24	26.54

(1口当り、課税前)

	NZドル受益証券	
	(NZドル)	(円)
第6会計年度 (2015年11月1日から2016年10月末日)	0.84	78.20
第7会計年度 (2016年11月1日から2017年10月末日)	0.72	67.03
第8会計年度 (2017年11月1日から2018年10月末日)	0.60	55.86
第9会計年度 (2018年11月1日から2019年10月末日)	0.42	39.10
第10会計年度 (2019年11月1日から2020年10月末日)	0.36	33.52
第11会計年度 (2020年11月1日から2021年10月末日)	0.36	33.52

第12会計年度 (2021年11月1日から2022年10月末日)	0.36	33.52
第13会計年度 (2022年11月1日から2023年10月末日)	0.36	33.52
第14会計年度 (2023年11月1日から2024年10月末日)	0.36	33.52
第15会計年度 (2024年11月1日から2025年10月末日)	0.36	33.52

(1口当り、課税前)

	好利回り通貨コース受益証券	
	(米ドル)	(円)
第6会計年度 (2015年11月1日から2016年10月末日)	0.96	149.58
第7会計年度 (2016年11月1日から2017年10月末日)	0.96	149.58
第8会計年度 (2017年11月1日から2018年10月末日)	0.96	149.58
第9会計年度 (2018年11月1日から2019年10月末日)	0.60	93.49
第10会計年度 (2019年11月1日から2020年10月末日)	0.48	74.79
第11会計年度 (2020年11月1日から2021年10月末日)	0.48	74.79
第12会計年度 (2021年11月1日から2022年10月末日)	0.48	74.79
第13会計年度 (2022年11月1日から2023年10月末日)	0.26	40.51
第14会計年度 (2023年11月1日から2024年10月末日)	0.24	37.39
第15会計年度 (2024年11月1日から2025年10月末日)	0.24	37.39

## 【収益率の推移】

(米ドル受益証券)

期間	収益率(%) (注)
第6会計年度 (2015年11月1日から2016年10月末日)	12.00
第7会計年度 (2016年11月1日から2017年10月末日)	6.57
第8会計年度 (2017年11月1日から2018年10月末日)	-7.20
第9会計年度 (2018年11月1日から2019年10月末日)	10.46
第10会計年度 (2019年11月1日から2020年10月末日)	0.71
第11会計年度 (2020年11月1日から2021年10月末日)	2.94
第12会計年度 (2021年11月1日から2022年10月末日)	-22.79
第13会計年度 (2022年11月1日から2023年10月末日)	7.88
第14会計年度 (2023年11月1日から2024年10月末日)	15.32
第15会計年度 (2024年11月1日から2025年10月末日)	10.79

(豪ドル受益証券)

期間	収益率(%) (注)
第6会計年度 (2015年11月1日から2016年10月末日)	11.76
第7会計年度 (2016年11月1日から2017年10月末日)	6.95
第8会計年度 (2017年11月1日から2018年10月末日)	-7.36
第9会計年度 (2018年11月1日から2019年10月末日)	9.78
第10会計年度 (2019年11月1日から2020年10月末日)	-2.77
第11会計年度 (2020年11月1日から2021年10月末日)	2.56
第12会計年度 (2021年11月1日から2022年10月末日)	-24.15
第13会計年度 (2022年11月1日から2023年10月末日)	5.73
第14会計年度 (2023年11月1日から2024年10月末日)	13.81
第15会計年度 (2024年11月1日から2025年10月末日)	10.27

(NZドル受益証券)

期間	収益率(%) (注)
第6会計年度 (2015年11月1日から2016年10月末日)	12.84

第7会計年度 (2016年11月1日から2017年10月末日)	7.44
第8会計年度 (2017年11月1日から2018年10月末日)	-7.49
第9会計年度 (2018年11月1日から2019年10月末日)	10.16
第10会計年度 (2019年11月1日から2020年10月末日)	-1.87
第11会計年度 (2020年11月1日から2021年10月末日)	2.12
第12会計年度 (2021年11月1日から2022年10月末日)	-23.87
第13会計年度 (2022年11月1日から2023年10月末日)	6.51
第14会計年度 (2023年11月1日から2024年10月末日)	14.62
第15会計年度 (2024年11月1日から2025年10月末日)	9.64

## (好利回り通貨コース受益証券)

期間	収益率(%) (注)
第6会計年度 (2015年11月1日から2016年10月末日)	21.56
第7会計年度 (2016年11月1日から2017年10月末日)	12.53
第8会計年度 (2017年11月1日から2018年10月末日)	-15.41
第9会計年度 (2018年11月1日から2019年10月末日)	16.95
第10会計年度 (2019年11月1日から2020年10月末日)	-9.05
第11会計年度 (2020年11月1日から2021年10月末日)	12.76
第12会計年度 (2021年11月1日から2022年10月末日)	-23.35
第13会計年度 (2022年11月1日から2023年10月末日)	22.22
第14会計年度 (2023年11月1日から2024年10月末日)	17.65
第15会計年度 (2024年11月1日から2025年10月末日)	24.37

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の受益証券1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の受益証券1口当り純資産価格(分配落の額)

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

## (米ドル受益証券)

期間	収益率(%) (注)
2017年(2017年1月1日から2017年12月末日)	9.74
2018年(2018年1月1日から2018年12月末日)	-6.96

2019年(2019年1月1日から2019年12月末日)	11.81
2020年(2020年1月1日から2020年12月末日)	4.23
2021年(2021年1月1日から2021年12月末日)	-3.05
2022年(2022年1月1日から2022年12月末日)	-16.84
2023年(2023年1月1日から2023年12月末日)	10.47
2024年(2024年1月1日から2024年12月末日)	3.69
2025年(2025年1月1日から2025年12月末日)	12.70
2026年(2026年1月1日から2026年2月末日)	2.05

## (豪ドル受益証券)

期間	収益率(%) (注)
2017年(2017年1月1日から2017年12月末日)	10.31
2018年(2018年1月1日から2018年12月末日)	-7.20
2019年(2019年1月1日から2019年12月末日)	10.77
2020年(2020年1月1日から2020年12月末日)	0.83
2021年(2021年1月1日から2021年12月末日)	-3.32
2022年(2022年1月1日から2022年12月末日)	-18.93
2023年(2023年1月1日から2023年12月末日)	8.37
2024年(2024年1月1日から2024年12月末日)	2.86
2025年(2025年1月1日から2025年12月末日)	11.90
2026年(2026年1月1日から2026年2月末日)	1.76

## (NZドル受益証券)

期間	収益率(%) (注)
2017年(2017年1月1日から2017年12月末日)	10.57
2018年(2018年1月1日から2018年12月末日)	-7.13
2019年(2019年1月1日から2019年12月末日)	10.91
2020年(2020年1月1日から2020年12月末日)	1.49
2021年(2021年1月1日から2021年12月末日)	-3.32
2022年(2022年1月1日から2022年12月末日)	-18.89
2023年(2023年1月1日から2023年12月末日)	9.67
2024年(2024年1月1日から2024年12月末日)	3.72
2025年(2025年1月1日から2025年12月末日)	11.09
2026年(2026年1月1日から2026年2月末日)	1.74

## (好利回り通貨コース受益証券)

期間	収益率(%) (注)
2017年(2017年1月1日から2017年12月末日)	19.63
2018年(2018年1月1日から2018年12月末日)	-15.26
2019年(2019年1月1日から2019年12月末日)	18.40

2020年(2020年1月1日から2020年12月末日)	-2.02
2021年(2021年1月1日から2021年12月末日)	-0.34
2022年(2022年1月1日から2022年12月末日)	-16.17
2023年(2023年1月1日から2023年12月末日)	28.25
2024年(2024年1月1日から2024年12月末日)	1.23
2025年(2025年1月1日から2025年12月末日)	28.66
2026年(2026年1月1日から2026年2月末日)	6.53

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末(2026年については2月末日)の受益証券1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格。

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

## 純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移 (2026年2月末日現在)



## 分配の推移

**米ドル受益証券(単位:米ドル、1口当たり、課税前)**

2025年10月	0.03
2025年11月	0.03
2025年12月	0.03
2026年 1月	0.03
2026年 2月	0.03
直近1年累計	0.36
設定来累計	7.45

**豪ドル受益証券(単位:豪ドル、1口当たり、課税前)**

2025年10月	0.02
2025年11月	0.02
2025年12月	0.02
2026年 1月	0.02
2026年 2月	0.02
直近1年累計	0.24
設定来累計	9.43

## 収益率の推移 (暦年ベース) \*2026年は2月末日まで



(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$   
 a = 暦年末の1口当たりの純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)  
 b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配前の額)  
 ※分配金に対する税金は考慮されておりません。  
 ※ファンドにはベンチマークはありません。

## 純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移（2026年2月末日現在）



## 分配の推移

**NZドル受益証券(単位: NZドル、1口当たり、課税前)**

2025年10月	0.03
2025年11月	0.03
2025年12月	0.03
2026年 1月	0.03
2026年 2月	0.03
直近1年累計	0.36
設定来累計	8.99

**好利回り通貨コース受益証券(単位: 米ドル、1口当たり、課税前)**

2025年10月	0.02
2025年11月	0.02
2025年12月	0.02
2026年 1月	0.02
2026年 2月	0.02
直近1年累計	0.24
設定来累計	9.58

## 収益率の推移（暦年ベース）\*2026年は2月末日まで



(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$   
 a = 暦年末の1口当たりの純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)  
 b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配前の額)  
 ※分配金に対する税金は考慮されていません。  
 ※ファンドにはベンチマークはありません。

## (4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

## 米ドル受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第6会計年度 (2015年11月1日から2016年10月末日)	529,945 (529,945)	1,623,722 (1,623,722)	7,470,410 (7,470,410)
第7会計年度 (2016年11月1日から2017年10月末日)	426,620 (426,620)	1,144,127 (1,144,127)	6,752,903 (6,752,903)
第8会計年度 (2017年11月1日から2018年10月末日)	321,095 (321,095)	1,328,607 (1,328,607)	5,745,391 (5,745,391)
第9会計年度 (2018年11月1日から2019年10月末日)	502,910 (502,910)	654,849 (654,849)	5,593,452 (5,593,452)
第10会計年度 (2019年11月1日から2020年10月末日)	110,650 (110,650)	783,940 (783,940)	4,920,162 (4,920,162)
第11会計年度 (2020年11月1日から2021年10月末日)	334,470 (334,470)	1,213,318 (1,213,318)	4,041,314 (4,041,314)
第12会計年度 (2021年11月1日から2022年10月末日)	520 (520)	561,911 (561,911)	3,479,923 (3,479,923)
第13会計年度 (2022年11月1日から2023年10月末日)	8,000 (8,000)	443,905 (443,905)	3,044,018 (3,044,018)
第14会計年度 (2023年11月1日から2024年10月末日)	26,200 (26,200)	468,940 (468,940)	2,601,278 (2,601,278)
第15会計年度 (2024年11月1日から2025年10月末日)	300 (300)	221,245 (221,245)	2,380,333 (2,380,333)

## 豪ドル受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第6会計年度 (2015年11月1日から2016年10月末日)	999,617 (999,617)	3,624,792 (3,624,792)	16,504,155 (16,504,155)
第7会計年度 (2016年11月1日から2017年10月末日)	1,089,830 (1,089,830)	2,945,288 (2,945,288)	14,648,697 (14,648,697)
第8会計年度 (2017年11月1日から2018年10月末日)	525,763 (525,763)	2,468,356 (2,468,356)	12,706,104 (12,706,104)
第9会計年度 (2018年11月1日から2019年10月末日)	380,060 (380,060)	2,150,213 (2,150,213)	10,935,951 (10,935,951)
第10会計年度 (2019年11月1日から2020年10月末日)	203,645 (203,645)	1,710,196 (1,710,196)	9,429,400 (9,429,400)
第11会計年度 (2020年11月1日から2021年10月末日)	20,905 (20,905)	1,414,877 (1,414,877)	8,035,428 (8,035,428)
第12会計年度 (2021年11月1日から2022年10月末日)	61,655 (61,655)	1,032,732 (1,032,732)	7,064,351 (7,064,351)
第13会計年度 (2022年11月1日から2023年10月末日)	12,040 (12,040)	1,161,419 (1,161,419)	5,914,972 (5,914,972)
第14会計年度 (2023年11月1日から2024年10月末日)	7,860 (7,860)	1,130,434 (1,130,434)	4,792,398 (4,792,398)
第15会計年度 (2024年11月1日から2025年10月末日)	13,800 (13,800)	476,125 (476,125)	4,330,073 (4,330,073)

## NZドル受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第6会計年度 (2015年11月1日から2016年10月末日)	234,685 (234,685)	534,929 (534,929)	3,173,077 (3,173,077)
第7会計年度 (2016年11月1日から2017年10月末日)	157,845 (157,845)	468,505 (468,505)	2,862,417 (2,862,417)
第8会計年度 (2017年11月1日から2018年10月末日)	367,670 (367,670)	369,778 (369,778)	2,860,309 (2,860,309)
第9会計年度 (2018年11月1日から2019年10月末日)	39,530 (39,530)	519,115 (519,115)	2,380,724 (2,380,724)
第10会計年度 (2019年11月1日から2020年10月末日)	12,395 (12,395)	278,836 (278,836)	2,114,283 (2,114,283)
第11会計年度 (2020年11月1日から2021年10月末日)	18,970 (18,970)	286,035 (286,035)	1,847,218 (1,847,218)
第12会計年度 (2021年11月1日から2022年10月末日)	8,440 (8,440)	271,610 (271,610)	1,584,048 (1,584,048)
第13会計年度 (2022年11月1日から2023年10月末日)	1,176 (1,176)	195,135 (195,135)	1,390,089 (1,390,089)
第14会計年度 (2023年11月1日から2024年10月末日)	1,870 (1,870)	232,296 (232,296)	1,159,663 (1,159,663)
第15会計年度 (2024年11月1日から2025年10月末日)	3,710 (3,710)	73,550 (73,550)	1,089,823 (1,089,823)

## 好利回り通貨コース受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第6会計年度 (2015年11月1日から2016年10月末日)	584,900 (584,900)	557,650 (557,650)	5,634,347 (5,634,347)
第7会計年度 (2016年11月1日から2017年10月末日)	889,531 (889,531)	1,644,886 (1,644,886)	4,878,992 (4,878,992)
第8会計年度 (2017年11月1日から2018年10月末日)	814,718 (814,718)	933,161 (933,161)	4,760,549 (4,760,549)
第9会計年度 (2018年11月1日から2019年10月末日)	1,117,800 (1,117,800)	1,265,421 (1,265,421)	4,612,928 (4,612,928)
第10会計年度 (2019年11月1日から2020年10月末日)	1,273,450 (1,273,450)	1,827,160 (1,827,160)	4,059,218 (4,059,218)
第11会計年度 (2020年11月1日から2021年10月末日)	145,100 (145,100)	670,096 (670,096)	3,534,222 (3,534,222)
第12会計年度 (2021年11月1日から2022年10月末日)	1,200 (1,200)	359,597 (359,597)	3,175,825 (3,175,825)
第13会計年度 (2022年11月1日から2023年10月末日)	12,970 (12,970)	402,058 (402,058)	2,786,737 (2,786,737)
第14会計年度 (2023年11月1日から2024年10月末日)	211 (211)	479,060 (479,060)	2,307,888 (2,307,888)
第15会計年度 (2024年11月1日から2025年10月末日)	850 (850)	123,220 (123,220)	2,185,518 (2,185,518)

(注) ( ) の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （イ）海外における販売手続等

ファンド営業日に、当該ファンド営業日時点における、当該クラスの受益証券1口当り純資産価格で、適格投資家（以下に定義します。）に対する受益証券が募集可能です。かかる価格には、該当するクラスの受益証券1口当りの純資産価格の3.0%以下（税抜）の申込手数料が加算されます。受益者および適格投資家の取得申込口数は、各クラスの受益証券につき100口以上1口単位とします。申込みが受諾された価格の詳細は、当該受益者が事務代行会社から入手可能です。

受益証券の購入に係る申込書は、当該ファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）までに事務代行会社により受領されなければなりません。受益証券に係る支払は、当該ファンド営業日（当日を含みます。）から7ファンド営業日以内（当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、その直後のファンド営業日で、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている日）および/または受託会社が管理会社と協議の上で随時決定するその他の日までに受領されなければなりません。

ファンド営業日とは、ルクセンブルグ、アムステルダムおよびニューヨークでの銀行営業日（毎年12月24日を除きます。）でかつ日本での販売会社の営業日、または受託会社が管理会社と協議の上随時決定するその他の日もしくはその他の場所における営業日をいいます。

受託会社は、管理会社と協議の上、その裁量により、受益証券の全部または一部に係る申込みを拒絶することができ、上記の適切に記入済の申込書および支払を適時に受領していない注文を取り消すことができます。かかる場合には、申込代金またはその差額（場合に応じて）は、申込者のリスクおよび費用負担において可及的速やかに無利息で返還されるものとなります。

受託会社および/または管理会社（もしくはその代理人）は、受益証券の申込者に対し、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために必要な情報および文書を要求することができます。管理会社（またはその代理人）は、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために要求されたすべての情報および文書を受領し、かつ当該情報および文書が受託会社および/または管理会社（もしくはその代理人）の要求を満たすまで、受益証券を発行しないものとなります。払込日から10ファンド営業日以内または当該ファンド営業日に、管理会社（またはその代理人）が当該情報および文書を受領しなかった場合、管理会社（またはその代理人）は、当該申込書を申込者に対して差し戻し、かつかかる申込者により支払われたすべての申込代金を、申込者のリスクおよび費用負担において、支払銀行に対して無利息で返還するものとなります。

受益証券の申込みが、下記「4（1）資産の評価」に記載のとおり停止している期間中は、いかなる受益証券も発行されないものとなります。

受益証券の申込みが受諾された場合、申込者がファンドの受益者名簿に登録されるのが当該ファンド営業日より後であった場合でも、受益証券は当該ファンド営業日付で発行されたものとして取り扱われます。したがって、受益証券に関し申込者が支払う申込代金は、当該ファンド営業日から、ファンドの投資リスクにさらされます。

#### 適格投資家

受益証券は、適格投資家に対してのみ募集および販売されるものとなります。ケイマン諸島の居住者であるか、ケイマン諸島に住所を置く者（ケイマン諸島で設立された免税会社または通常の非居住会社は含まれません。）は、受益証券を保有できません。受益証券の販売が違法となる投資家への受益証券の販売および譲渡もトラストの方針により禁じられています。受託会社は、かかる禁止事項に反して販売その他の方法で取得された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かつこれを行わせる意向です。

「適格投資家」とは、（ ）「米国人」（1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）（以下「米国証券法」といいます。）に基づく規則第902条に定義されます。）でない者・会社もしくは団体、（ ）「非米国人」（米国商品取引所法第4.7条に定義されます。）である者・会社もしくは団体、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは居住者でない者、もしくはケイマン諸島に住所を置く者・会社もしくは団体（ケイマン諸島で設立された免税団体または非居住の団体を除きます。）でない者、または（ ）上記（ ））、（ ）もしくは（ ）に列挙された者もしくは団体の保管者、名義人もしくは受託者でない者・会社もしくは団体をいいます。

受益証券は、米国証券法と州の証券法に基づく受益証券の登録および米国投資会社法または米国商品取引所法に基づくトラストの登録が必要となり得るような販売を除外することを図る状況下で、非米国人である投資家に対し米国国外で募集されます。各購入者は、当該受益証券の実質所有者が適格投資家であり、受益証券の分売目的ではなく投資を目的として受益証券を購入することを証明しなければなりません。そのほか、トラストは、日本以外の法域の証券法に基づく登録

の届出をしておらず、その意図もありません。したがって、投資を検討されている投資家は、受益証券の購入の前に、その市民権、居住地または住所を有する国での自らに関連する証券法およびその他法律上の要件にご留意ください。

### マネー・ロンダリング防止規制ならびにテロ資金供与および拡散金融防止規制

マネー・ロンダリング防止ならびにテロ資金供与および拡散金融の防止を目的とした法律または規制を遵守するために、受託会社は手続を採用しかつ維持することが義務付けられており、また受託会社は受益証券の申込者に対し同人の身元、（該当する場合）同人の実質所有者／支配者の身元および資金源を確認するための証拠の提供を要求する場合があります。許容された場合で、一定の制限に従う場合には、受託会社はまた、これらの手続（デューデリジェンス情報の取得を含みます。）の維持をしかるべき者に依頼するか、またはその他の方法でかかる手続の維持をしかるべき者に委託する場合があります（以下「関連AML担当者」といいます。）。

事務代行会社は、管理会社による任命に従い、トラストに対し、ルクセンブルグ大公国のすべての法律、規則および規制を遵守し、かつマネー・ロンダリングまたはテロリストへの資金供与と疑われる申込者の行為の発見および報告を企図したマネー・ロンダリング防止の実務およびテロリストへの資金供与防止手続を適用します。

受託会社、管理会社、事務代行会社および／または管理会社の代理としての関連AML担当者は、受益証券の申込者の身元、（該当する場合）同人の実質所有者／支配者の身元および資金源を確認するために必要な情報を要求することができます。

確認目的で請求した情報の提出を、申込者が遅滞するかまたは提出しない場合、受託会社、管理会社、事務代行会社および／または管理会社の代理としての関連AML担当者は、申込みの受諾を拒絶するか、または申込みがすでに行われている場合には、ファンドの規定に従い、受益証券の申込みを差止めるかもしくは買戻しを行うことができ、かかる場合には、資金は、当該金額が当初引き落とされた口座宛に利息なしで返還されます。

また、受託会社、管理会社、事務代行会社および／または管理会社の代理としての関連AML担当者は、受託会社、管理会社、事務代行会社および／もしくは管理会社の代理としての関連AML担当者が、受益者への買戻代金もしくは分配金の支払が、関連する法域において、適用あるマネー・ロンダリング防止規制、テロ資金供与防止規制もしくはその他の法令違反にあたり得ると嫌疑を抱く、もしくは他者からその旨知らされた場合、または受託会社、管理会社、事務代行会社および／もしくは管理会社の代理としての関連AML担当者による、適用ある法域におけるかかる法令の遵守を確保するために、かかる支払の拒絶が必要もしくは適切であると判断される場合には、かかる受益者への買戻代金もしくは分配金の支払を拒絶することができます。

さらに、事務代行会社は、マネー・ロンダリングまたはテロリストへの資金供与に関連することを知っているかまたはかかる疑いのある取引を行わないことをルクセンブルグの法律により義務付けられています。かかる状況において、事務代行会社は、当該取引またはその一部を阻止するよう命ずる権限のある関係当局に直ちに通報しなければなりません。また、事務代行会社は、事務代行会社が義務を遵守するため要求した情報を、買戻請求を行った受益者が提出しない場合、買戻請求を拒絶しまたは買戻代金の支払を延期することができます。

また、販売会社は、マネー・ロンダリング防止に関するケイマン諸島の法令の下で義務付けられる手段を講じる予定です。さらに、販売会社は、日本のマネー・ロンダリング防止および「適合性原則」の規則に従って、すべての日本の投資家の一覧を保管します。

受託会社、管理会社、事務代行会社または販売会社のいずれも、申込者による申込みもしくは当該申込みに基づく受益証券の発行の拒絶もしくは遅延、または申込者による買戻請求もしくは当該請求に基づく買戻代金の支払の拒絶もしくは遅延により、申込者が被った損失について、責任を負いません。

ケイマン諸島に所在する者は、他の者が犯罪行為に関与している、もしくはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくは嫌疑を抱き、またはかかる知見もしくは嫌疑に対する合理的根拠を有する場合、またかかる知見または嫌疑に関する情報が、規制分野、その他の取引、職務、事業もしくは雇用の業務の過程で明るみに出た場合、上記の知見または嫌疑を、（ ）その開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合は、ケイマン諸島の犯罪収益法（改正済）に基づき、ケイマン諸島の財務報告当局（以下「財務報告当局」といいます。）に、または（ ）その開示がテロ行為もしくはテロリストへの資金供与および資産への関与に関するものである場合は、ケイマン諸島のテロリズム法（改訂済）に基づき、巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に通報することが義務付けられています。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされないものとします。

当局は、トラストがケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規制（その後の改正および修正を含みます。）に定める規定に違反した場合、また、管理会社および／もしくは受託会社または管理会社および／もしくは受託会社の取締役もしくは役員が当該違反に同意または黙認のいずれかを行ったかまたはこれらの行為が当該違反の原因となったとされる場合、高額な制裁金を課す裁量権を有します。トラストがかかる制裁金を支払う場合、トラストはかかる制裁金および付随する手続にかかる費用を負担します。

申込者は、申込を行うことにより、受託会社、管理会社（および／または管理会社の代理としての事務代行会社）が、ケイマン諸島、ルクセンブルグおよび／または他の管轄区域におけるマネー・ロンダリング、税務情報交換、規制および

同様の事柄に関連して要求に応じて規制当局等に同人ならびに同人の代理としての実質所有者および支配者に関するあらゆる情報を開示することに、同意するものとします。

### マネー・ロンダリング防止対策および報告委員

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規制に従い、受託会社はファンドのマネー・ロンダリング防止対策委員、マネー・ロンダリング報告委員および副委員を任命しました。かかる委員に関する詳細は事務代行会社（ops.iml@lu.nomura.com）から入手可能です。

### 受益証券の譲渡

受益者は、自らが保有する受益証券を、書面による証書によって譲渡することができます。ただし、その時点で効力を有する関係法域もしくは適用法域の法律規定、政府等の要件もしくは規則、または受託会社もしくは管理会社が別途に要求する受託会社、管理会社、販売会社もしくは事務代行会社の方針を遵守するために、譲受人が受託会社または管理会社（またはその受任者としての事務代行会社）の要求する情報を前もって提供し、かつ管理会社が、受託会社と協議の上、当該譲渡に対する事前の書面による承諾を行った場合に限りです。さらに、譲受人は、受託会社および/もしくは管理会社、販売会社または事務代行会社に対し、（ ）受益証券の譲渡が適格投資家に対するものである旨、ならびに（ ）受託会社および/または管理会社はその裁量により要求するその他の事項について、書面にて表明することを要求されません。

譲渡人および譲受人またはこれらの者の代理人は、譲渡証書に署名することを管理会社により義務付けられます。譲渡人は、かかる譲渡が登録され、譲受人の氏名がかかる受益証券の受益者として受益者名簿に記載される時点まで、引き続き受益者であるものとみなされ、かつ、かかる譲渡の対象となる受益証券に関する権利を有するものとみなされます。譲渡証書原本および上記記載の情報が、受託会社および/または管理会社によって受領されるまで、譲渡の登録はなされません。

上記の規定に違反して譲渡された受益証券は、下記「2（イ）海外における買戻し手続等」に記載のとおり、譲渡または強制買戻しに服します。

#### （ロ）日本における販売手続等

日本においては、本書第一部「証券情報」の「（7）申込期間」に記載される期間中、第一部「証券情報」に従って日本における販売会社により申込みの取扱いが行われます。ファンド営業日の午後3時までに申込みが行われ、かつ、日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを、当該ファンド営業日の申込みとして取り扱います。募集期間は、かかる期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。取得申込口数は、各クラスにつき100口以上1口単位です。

ファンド証券1口当りの発行価格は、管理会社が申込みを受領したファンド営業日に計算される米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券または好利回り通貨コース受益証券の1口当りの純資産価格です。

日本国内における申込手数料は以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.30%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.65%（税込）
50万口以上	申込金額の0.55%（税込）

受益証券の取得額の支払が日本円でなされる場合、米ドル、豪ドルおよびNZドルのそれぞれと日本円との換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づき、販売会社により決定されます。買付代金はまた、外貨での支払を選択することもできます。

約定日から起算して6国内営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとします。

なお、JSDAの協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円相当額未満となる等、JSDAの規則に基づく選別基準にファンド証券が適合しなくなったときは、日本におけるファンド証券の販売を行うことはできません。

## 2【買戻し手続等】

#### （イ）海外における買戻し手続等

受益証券は、ファンド営業日に買戻すことができます。受益者は、受益証券の買戻しを請求する通知（以下「買戻通知」といいます。）により、当該買戻通知に記載された受益証券を事務代行会社が買戻すよう請求することができます。提出された買戻通知は、受託会社が管理会社と協議の上、決定しない限り、取消することができないものとします。買戻通知は、該当するクラスの受益証券1口単位または受託会社が管理会社と協議の上その裁量により決定するその他の口数で行われます。

買戻通知は、ファンド営業日の正午(ルクセンブルグ時間)までに、事務代行会社に提出されるものとします。

受益証券が買戻される価格(以下「受益証券1口当り買戻価格」といいます。)は、当該ファンド営業日における該当する受益証券の1口当り純資産価格です。受益証券に適用される受益証券1口当り買戻価格の詳細は、当該買戻しを行う受益者が事務代行会社から入手可能です。

受益証券の買戻しに関する送金は、米ドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券は米ドル建て、豪ドル受益証券は豪ドル建て、NZドル受益証券はNZドル建てで、当該ファンド営業日(当日を含みます。)から7ファンド営業日以内(当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、その直後のファンド営業日で、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている日)または受託会社が管理会社と協議の上随時決定するその他の日までに電信送金されるものとします。

受益証券の買戻しが、下記「4(1)資産の評価」に記載のとおり停止している期間中は、いかなる受益証券の買戻しも行われぬものとします。

受託会社は、管理会社と協議の上、買戻請求を停止、拒絶または取消すことができ、下記「4(1)資産の評価」に記載のとおり買戻代金の支払を延期することができます。

買戻請求が受諾された場合、買戻しを行う受益者がファンドの受益者名簿から除外されているか、買戻価格が決定されているか、または送金済みかにかかわらず、受益証券は当該ファンド営業日付で買戻されたものとして取り扱われます。したがって、当該ファンド営業日から、受益者には、信託証書に基づく権利(ファンドの会議に関する通知を受ける権利、出席する権利または投票する権利も含みます。)もなく、行使することもできません。買戻された受益証券に関して、買戻金額および宣言済であるが支払われていない分配金を受領する権利は留保されます。買戻しを行う受益者は、買戻金額に関し、ファンドの債権者となります。債務不履行による清算の場合、買戻しを行う受益者は、通常の債権者より劣後しますが、受益者よりも優先されます。

### 受益証券の強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはかかる者のために保有されている旨、もしくはかかる保有によりトラストもしくはファンドが登録を要求される、税金を課される、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を受託会社もしくは管理会社(もしくはその受任者としての事務代行会社)が決定した場合、または受託会社もしくは管理会社(もしくはその受任者としての事務代行会社)が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社(またはその受任者としての事務代行会社)は、当該受益者に対し、10日以内に当該受益証券を売却するよう要求する旨を書面により通知し、かつかかる売却の証拠を管理会社(またはその受任者としての事務代行会社)に提供するよう指示することができ、上記が満たされない場合、管理会社は、ファンドの勘定により、当該受益証券の買戻しおよび消却を行うことができます。

強制的に買戻された受益証券1口当り買戻価格は、当該強制買戻日に当たるファンド営業日における該当するクラスの受益証券の1口当り純資産価格です。

#### (ロ)日本における買戻し手続等

受益証券は、ファンド営業日に買戻すことができます。ファンド営業日の午後3時までに買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該ファンド営業日の請求として取り扱います。ファンド証券の買戻しは受益証券1口単位または管理会社がその裁量により決定するその他の口数とします。

受益証券1口当り買戻価格は、管理会社が買戻しの申込みを受領したファンド営業日に決定される米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券または好利回り通貨コース受益証券の1口当り純資産価格です。受益証券の買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社を通じて支払われます。買戻価格の支払が日本円で行われる場合、米ドル、豪ドルおよびNZドルのそれぞれと日本円との換算レートは約定日における東京外国為替市場の相場に基づき、日本における販売会社により決定されます。また、外貨での支払を選択することもできます。買戻しの請求が行われた当該ファンド営業日から支払日までの買戻代金に対する利息は発生しません。

買戻代金の支払は、原則として、約定日から起算して6国内営業日目から行われます。

クローズド期間はありません。

注)買戻請求を受けずに、信託期間(以下に定義します。)を終了するファンド証券につき、管理会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、かかる現金化は、管理会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。信託期間終了後に監査人が監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支払日が決定されます。受益者への支払いには、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

### 3【スイッチング】

米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券間のスイッチングはできません。

### 4【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

各ファンド営業日において、管理会社(またはその受任者としての事務代行会社)は、LUX GAAPに従って、ファンドの純資産総額を、( )ファンドの資産の価値を評価し、( )その評価額からファンドの負債を控除して、米ドル建てで計算します。

純資産総額は、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券の間で管理会社が定める合理的な割当方法に基づき割り当てられ、各クラスの受益証券に帰属する資産および負債(豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券に個別に割り当てられる為替取引の実現および未実現損益を含みますが、これらに限られません。)が、別のクラスの受益証券の保有者ではなく、当該クラスの受益証券の保有者のみによって実際に負担されるようにします。豪ドル受益証券に帰属する純資産は豪ドルに、NZドル受益証券に帰属する純資産はNZドルに、事務代行会社が定める当該ファンド営業日現在の通貨換算レートで換算されるものとします。米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券の1口当り純資産価格(以下「受益証券1口当り純資産価格」といいます。)は、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額を、それぞれの発行済受益証券口数で除して計算されます。

管理会社はその裁量により他の方法を定めない限り、ファンドの資産は、入手可能な直近の価格、すなわち18時(中央ヨーロッパ時間)において、国際的な価格設定業者によって値を付けられた入手可能な直近の価格で以下のように評価されます。(a)証券取引所に上場されているか、またはその他の規制市場で取引されている証券は、当該取引所または市場において入手可能な直近の価格(取引価格または評価額)で評価されます。証券が複数の証券取引所または市場において上場または取引されている場合は、当該証券の主たる市場である取引所または市場において入手可能な直近の価格または代表値を使用します。(b)証券取引所に上場されておらず、規制市場でも取引されていない証券の場合、または上記(a)に基づいて決定された価格がその証券の公正価値を表さない場合は、入手可能な直近の市場価格で評価されます。そのような市場価格が存在しない場合、またはその市場価格が当該証券の公正市場価値を表さない場合は、合理的に予測し得る売り値に基づいて、慎重かつ誠実に評価されます。(c)投資対象は、国際的に認識された価格設定サービスによる相場に基づき価格が決まります。(d)市場相場が直ちに入手できない証券またはその他の資産は、事務代行会社が採用した手続に従い、管理会社および投資顧問会社の助言を受けて、誠実に決定された公正価値で評価されます。(e)満期日まで60日以下の短期投資対象は、償却原価つまり満期日の61日前時点の市場価格と額面価格の差額の償却によって評価されます。(f)現金およびその他の流動資産は、経過利息を付した額面価格で評価されます。(g)その他の資産に関しては、管理会社が適用ある一般会計原則に従って公正価格を表すと判断する価格、または管理会社が誠実に決定するその他の価格で評価されます。米ドル以外の通貨で表示される評価額は、当該ファンド営業日の17時(中央ヨーロッパ時間)における当該通貨のWM/ロイター・スポット・レートの終値または管理会社が誠実に決定する17時頃(中央ヨーロッパ時間)におけるその他のレートにより米ドルに換算されます。為替先渡契約は、当該ファンド営業日の17時(中央ヨーロッパ時間)におけるWM/ロイター・フォワード・レートによって評価されます。

管理会社(またはその受任者としての事務代行会社)による、ファンドの価値、各クラスの受益証券の純資産総額および1口当り純資産価格の算出は、管理会社の正当な権限を有する役員または代表者によって認証され、かかる認証はすべての受益者にとって確定的かつ最終的であるものとし、明らかな誤りがある場合を除き、管理会社または事務代行会社に対して返還請求はできません。管理会社および事務代行会社は、第三者から管理会社または事務代行会社に提供された評価額に依拠しており、明らかな誤りがある場合を除き、管理会社または事務代行会社に対して返還請求はできません。受託会社は、管理会社または事務代行会社によるファンドの資産の評価または純資産総額の計算(もしくはそれに関し生じた誤り)について、一切責任がなく、いかなる状況においても法的義務を負わないものとします。

#### 純資産価格の決定、受益証券の募集および受益証券の買戻しの停止

管理会社は、受託会社との協議の上、以下の全部または一部の期間において、純資産価格の計算、受益証券の募集および受益証券の買戻しを停止することができ、また買戻代金の支払を延期することができます。

- ( ) 投資対象の大部分が上場、値付け、取引もしくは取り扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、(通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で)閉鎖されている期間、またはかかる取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間。
- ( ) 投資対象の売却が現実的でない場合、またはその売却が受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断する場合。
- ( ) 投資対象の価値もしくは純資産価格を確定するために通常利用される手段が使用不能となり、またはその他の理由により投資対象の価値もしくはその他の資産の価値もしくは純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。
- ( ) 投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、適正な価格または適正な為替レートで行うことができないであろうと管理会社が判断する期間。

管理会社は、投資顧問会社との協議の上、受益者名簿に記載されているすべての受益者に対し、上記の停止を可及的速やかに書面で通知するとともに、停止が解除され次第、速やかに受益者に通知するものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

## (2)【保管】

受益証券証書は原則として発行されません。販売会社は、日本の投資家の口座で取得する受益証券について自己の名義で確認書(および、受益証券証書が発行される場合は受益証券証書)を保管します。

日本の受益者が、自己の名義で受益証券を保有することを認められた場合には(そのような事態は想定されていませんが)この限りではありません。

## (3)【信託期間】

ファンドの存続期間は当初2015年10月30日まででしたが、2025年10月30日まで延長され、さらに2024年4月15日付の受託会社と管理会社の合意により、同日付で受益者に対して書面による通知が行われ、2030年10月30日まで延長されました。

ファンドは、2030年10月30日の10日前までに受益者に対して書面による通知を行った上で受託会社と管理会社の双方が合意して延長する場合を除いて、2030年10月30日に償還します。ファンドは、ファンドの純資産総額が2,000万米ドルを下回った場合で、受託会社および管理会社が投資顧問会社と協議の上決定した場合には、早期に償還することがあります。さらに、以下の事項のいずれかが発生した場合、償還するものとします。

- ( ) ファンドを継続すること、またはトラストを信託証書第37条に規定したその他の法域に移動することのいずれかが違法となり、または受託会社もしくは管理会社が受益者の利益に反すると判断する場合。
- ( ) 受益者が受益者決議でかかる決定をした場合。
- ( ) 信託証書の日付から149年後に終了する期間が終了する場合。
- ( ) 信託証書第35条に基づき受託会社が退任または清算される場合で、退任の通知または清算の開始後30日以内に後任の受託会社の任命ができない場合。
- ( ) 信託証書第36条に基づき管理会社が退任または清算される場合で、退任の通知または清算の開始後30日以内に後任の管理会社の任命ができない場合。

ファンドが上記の規定に基づき償還する場合、受託会社は直ちにかかる償還の通知をすべての受益者に対して行うものとします。

## (4)【計算期間】

ファンドの決算日は毎年10月31日です。

## (5)【その他】

### (イ)ファンドの償還

信託証書に基づき早期に償還する場合(ファンド純資産総額が2,000万米ドルを下回った場合で、受託会社および管理会社が、投資顧問会社と協議の上、決定した場合を含みますが、これに限られません。)を除き、ファンドは、2030年10月30日に償還しますが、同日の10日前までに、受益者に対して書面による通知を行った上で受託会社と管理会社の双方が合意した場合、延長することがあります。

ファンドの償還の際は、管理会社は、ファンドの全借入れおよびその他の負債を返済するために、投資対象およびファンドのその他財産の売却を手配するものとし、かかる売却および返済は、ファンドの償還後、管理会社が決定する方法および合理的な期間において実行され完結されるものとします。管理会社はファンドの償還後、出来るだけ速やかに、ファンドに残る全投資対象およびその他の資産を換金し、受益者に対し手取金(純額)を配分するものとします。

注) 買戻請求を受けずに、信託期間を終了するファンド証券につき、管理会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、かかる現金化は、管理会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとし、信託期間終了後に監査人が監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支払日が決定されます。受益者への支払いには、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

#### (ロ) マスター信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者 に対し10日以上前に書面による通知を行うことにより(かかる通知を受ける権利は、受益者の決議により放棄することができます。)、受託会社および管理会社が受益者にとって最大の利益となると考える方法および範囲において、追補証書により、マスター信託証書の規定に改正、修正、変更または追加(以下「本マスター信託証書の修正」といいます。)を行うことができます。本マスター信託証書の修正が、( )既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社もしくは管理会社が受益者に対する重大な責任を免れることにはならず、結果としてファンドの中から支払われる経費および料金(かかる追補証書に関して発生した経費、料金、報酬および費用を除きます。)の額を増加させない場合、( )財務上、法律上もしくは当局による要件(法的拘束力を有するか否かを問いません。)の遵守を可能にするために必要である場合、または( )明白な誤りを訂正するために必要であると判断する旨、受託会社が書面により証明する場合、受益者による承認は本マスター信託証書の修正に不要です。本マスター信託証書の修正は、受益者に対して、その保有する受益証券について追加出資を行ったり、責任を引き受けたりする義務を課すものではありません。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

#### (ハ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

##### (a) 代行協会員契約

代行協会員契約は、期間の定めなく締結されます。代行協会員契約は、日本にて必要とされる限りにおいて、日本における後任の代行協会員が選任されることを条件として、管理会社または代行協会のいずれかが、3ヶ月前に書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知)を行うことにより解約されます。さらに、代行協会員契約は、(a)他方当事者に代行協会員契約上の義務の重大な不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または(b)他方当事者が解散し(通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。)、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産(適用ある場合)し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

##### (b) 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、期間の定めなく締結され、管理会社または販売会社のいずれかが、3ヶ月前に書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知)を行うことにより解約されます。さらに、受益証券販売・買戻契約は、(a)他方当事者に受益証券販売・買戻契約上の義務の重大な不履行があり、もう一方の当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または(b)他方当事者が解散し(解約通知を行う他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。)、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産(適用ある場合)し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

##### (c) 保管契約

保管契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日前に書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知)を行うことにより、解約されます。保管契約はまた、(a)他方当事者に保管契約上の義務の不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または(b)他方当事者が解散し(解約通知を行う他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。)、もしくは他方当事者の資産につき管財人が任命された場合、受託会社または保管会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

##### (d) 事務代行会社契約

事務代行会社契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日前に書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知)を行うことにより、解約されます。事務代行会社契約はまた、(a)他方当事者に事務代行会社契約上の義務の不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒され

ない場合、または(b)他方当事者が解散し(解約通知を行う他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。)もしくは他方当事者の資産につき管財人が任命された場合、管理会社または事務代行会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(e) 投資顧問契約

投資顧問契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が他方当事者に対して、60日以上前に書面による通知を行うことにより、罰則なく解約されます。また、管理会社または投資顧問会社は、( )他方当事者が、その清算(他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。)に係る決議を採択した、もしくは管轄裁判所が、いずれかの当事者の清算を命令した、もしくはその資産につき管財人が任命された場合、( )管理会社もしくは投資顧問会社に、投資顧問契約上の義務の重大な不履行があり、また(かかる不履行が治癒可能な場合に)その治癒を要求した通知を送達後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または( )投資顧問契約を違法とする法律または規則が制定された、もしくは投資顧問契約の履行の継続が実行不可能であるもしくは望ましくない当事者が合理的に考えた場合にはいつでも、投資顧問契約を解約することができます。投資顧問契約はまた、すべての受益証券が完全に買い戻された場合、または信託証書に従ったファンドの終了時に、自動的に解約されます。

(f) 副投資顧問契約

副投資顧問契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が他方当事者に対して、60日前に書面による通知を行うことにより、解約されます。また、いずれかの当事者は、他方当事者に副投資顧問契約上の義務の重大な不履行があり、また30日以内にかかる不履行が治癒されない場合にはいつでも、副投資顧問契約を解約することができます。副投資顧問契約はまた、投資顧問契約の解約に伴い解約されます。

(二)情報請求

受託会社(ファンドの勘定による)またはケイマン諸島に籍を有する取締役もしくは代理人は、適用ある法律に基づく規制当局または政府当局もしくは政府機関による情報請求(例えば、金融庁法に基づく、ケイマン諸島金融庁自らがもしくは公認の海外規制当局のために行う情報請求、またはケイマン諸島の税務情報局法(改正済)ならびに関連規制、契約、契約および覚書に基づく、税務情報局からの情報請求)に従って、情報(投資家/受益者ならびに該当する場合には投資家/受益者の実質所有者および管理者の情報を含みますがこれに限定されません。)の提供を強制される可能性があります。かかる法律に基づく機密情報の開示は、機密保持義務違反とはみなされないものとし、特定の状況において、受託会社(ファンドの勘定による)およびその取締役、従業員または代理人は、かかる請求がなされた旨を開示することを禁じられる可能性があります。

## 5【受益者の権利等】

### (1)【受益者の権利等】

受益者がファンドおよび受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドおよび受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は以下のとおりです。

( )分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。分配金(あった場合)および受益証券の買戻しに関する支払金は、ファンドのすべての債務全額についての支払に劣後します。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

( )買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有します。ただし、信託証書および目論見書に規定された制限および規制に服します。

( )残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

## ( ) 損害賠償請求権

一般に、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意の不履行、詐欺または重大な過失から生じた場合を除き、損害賠償請求権は認められません。

## ( ) 議決権

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第35条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第36条に基づき、管理会社を解任する場合、マスター信託証書第37条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第40条に基づき、マスター信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の議決は、発行済受益証券の純資産総額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、かかるシリーズ・トラストの受益者は、かかるシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産総額の過半数の賛成票または書面での同意による決議により、別個に、議決権を行使する必要があります。

## ( 2 ) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

## ( 3 ) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 東京都千代田区大手町 1 - 1 - 1 大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

( ) 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

( ) 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 田中 収  
同 井上 貴美子  
同 清水 ゆうか

東京都千代田区大手町 1 - 1 - 1 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

です。

## ( 4 ) 【裁判管轄等】

前記( 3 )( )の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1【財務諸表】

1. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、LUX GAAPに準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2026年2月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=155.81円)によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島の監査を受けており、監査報告書(英文)を受領しています。なお、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島は、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

( 1 ) 【2025年10月31日終了年度】

## 【貸借対照表】

## ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

## 純資産計算書

2025年10月31日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 46,925,688米ドル)	2	45,453,440	7,082,100
銀行預金		1,052,148	163,935
先物契約未実現利益	14	3,563	555
先渡為替契約未実現利益	13	87,374	13,614
デリバティブに係る未収証拠金		30,816	4,801
受益証券の発行未収金		331	52
未収収益		535,017	83,361
現金および現金同等物に係る利息		49	8
<b>資産合計</b>		<b>47,162,738</b>	<b>7,348,426</b>
<b>負債</b>			
受益証券の買戻未払金		80,772	12,585
未払費用	9	277,831	43,289
<b>負債合計</b>		<b>358,603</b>	<b>55,874</b>
<b>純資産</b>		<b>46,804,135</b>	<b>7,292,552</b>

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産
米ドル受益証券(米ドル)	6.83	2,380,333	16,250,939
豪ドル受益証券(豪ドル)	5.13	4,330,073	22,192,117
NZドル受益証券(NZドル)	5.78	1,089,823	6,301,778
好利回り通貨コース受益証券(米ドル)	5.68	2,185,518	12,416,415

添付の注記は当財務書類の一部である。

## 【損益計算書】

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド  
運用計算書  
2025年10月31日に終了した年度  
(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
<b>収益</b>			
銀行預金に係る利息		55,783	8,692
債券に係る利息（源泉徴収税控除後）		2,445,039	380,962
その他収益		57	9
収益合計		2,500,879	389,662
<b>費用</b>			
投資顧問会社および副投資顧問会社報酬	6	472,851	73,675
代行協会員報酬	8	224,842	35,033
事務代行会社報酬	7	44,973	7,007
保管会社報酬	5	13,781	2,147
コルレス銀行報酬		4,111	641
銀行手数料		9,960	1,552
受託会社および管理会社報酬	3、4	8,995	1,402
弁護士報酬		14,638	2,281
海外登録費用		40,000	6,232
立替実費		4,492	700
専門家報酬		22,882	3,565
印刷および公告費		1,103	172
その他費用		4,755	741
費用合計		867,383	135,147
純投資収益		1,633,496	254,515
投資証券実現純損失		(1,268,934)	(197,713)
先物契約実現純利益		177,636	27,677
外貨および先渡為替契約実現純利益		531,427	82,802
当期実現純損失		(559,871)	(87,234)
投資証券未実現純損益の変動		4,345,818	677,122
先物契約未実現純損益の変動		(66,591)	(10,376)
先渡為替契約未実現純損益の変動		516,760	80,516
当期末実現純利益		4,795,987	747,263
運用の結果による純資産の純増加		5,869,612	914,544

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

## 純資産変動計算書

2025年10月31日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産		46,995,830	7,322,420
純投資収益		1,633,496	254,515
当期実現純損失		(559,871)	(87,234)
当期末実現純利益		4,795,987	747,263
運用の結果による純資産の純増加		5,869,612	914,544
受益証券の発行手取金	12	61,138	9,526
受益証券の買戻支払金	12	(3,770,125)	(587,423)
		(3,708,987)	(577,897)
受益者に支払われた分配金	10	(2,352,320)	(366,515)
期末現在純資産		46,804,135	7,292,552

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

## 発行済受益証券数の変動表

2025年10月31日に終了した年度

(無監査)

## 米ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	2,601,278
発行受益証券数	300
買戻受益証券数	(221,245)
期末現在発行済受益証券数	<u>2,380,333</u>

## 豪ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	4,792,398
発行受益証券数	13,800
買戻受益証券数	(476,125)
期末現在発行済受益証券数	<u>4,330,073</u>

## NZドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	1,159,663
発行受益証券数	3,710
買戻受益証券数	(73,550)
期末現在発行済受益証券数	<u>1,089,823</u>

## 好利回り通貨コース受益証券

期首現在発行済受益証券数	2,307,888
発行受益証券数	850
買戻受益証券数	(123,220)
期末現在発行済受益証券数	<u>2,185,518</u>

## ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

## 統計情報

2025年10月31日現在

(無監査)

	2025年	2024年	2023年
期末現在純資産(米ドル)	46,804,135	46,995,830	50,959,537
米ドル受益証券(米ドル)			
期末現在純資産	16,250,939	16,870,054	18,075,151
期末現在1口当り純資産価格	6.83	6.49	5.94
豪ドル受益証券(豪ドル)			
期末現在純資産	22,192,117	23,324,911	26,574,898
期末現在1口当り純資産価格	5.13	4.87	4.49
NZドル受益証券(NZドル)			
期末現在純資産	6,301,778	6,491,556	7,225,939
期末現在1口当り純資産価格	5.78	5.60	5.20
好利回り通貨コース受益証券(米ドル)			
期末現在純資産	12,416,415	10,984,515	11,855,517
期末現在1口当り純資産価格	5.68	4.76	4.25

## ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

## 財務書類に対する注記

2025年10月31日現在

## 注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト(「トラスト」)は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「受託会社」)とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「管理会社」)の間で締結された2010年8月20日付信託証書により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法(改訂済)に準拠したアンブレラトラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)および一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁(「CIMA」)に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に基づき、トラストの資産および管理に関する全面的な権限および責任を持つ。

ファンド

資産や負債が個別に帰属するポートフォリオまたはトラストのシリーズ(「シリーズ・トラスト」)が設定される場合がある。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合がある。

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド(「ファンド」)は、2010年8月20日付マスター信託証書および追補証書(マスター信託証書と合わせて「信託証書」)に従い設立された最初のシリーズ・トラストである。

ファンドは現在、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券(合わせて「受益証券」)の4つのクラスの受益証券の発行が可能である。

ファンドは、2030年10月30日(当該日がファンド営業日でない場合は、直前のファンド営業日)(「強制買戻日」)に償還する予定である。ファンドは、信託証書に記載された状況により、早期に償還する(または償還を延期する)ことがある。

ファンドの投資目的は、主にエマージング債券で構成される投資ポートフォリオを積極的に運用し、為替取引を必要に応じて利用することにより、パフォーマンスを追求することである。

受益者には、トラストおよびファンドのいずれもルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

## 注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資ファンドに適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の価格により評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場に上場または取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の価格が使用される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券または上記(a)に基づき決定された価格が公正な市場価格を反映していない場合には、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) かかる市場価格が存在しないか、かかる市場価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 現金およびその他の流動資産は、減損が決定されない限り、額面価額により評価される。

評価が実行不可能または不適切である場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

#### 外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資による実現純損益、および未実現純損益の変動に含まれる。

2025年10月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

- 1米ドル = 1.52753豪ドル
- 1米ドル = 5.38515ブラジルリアル
- 1米ドル = 0.86640ユーロ
- 1米ドル = 0.76112英ポンド
- 1米ドル = 336.02269ハンガリーフォリント
- 1米ドル = 154.05504円
- 1米ドル = 1.74627NZドル
- 1米ドル = 42.04789トルコリラ
- 1米ドル = 17.33252南アフリカランド

#### 為替取引

投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、管理会社を代理して、為替取引を行う。副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に関し、投資顧問会社を代理して、為替取引を行う。為替取引には、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券のそれぞれの買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を、米ドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券に帰属する資産と合わせて1つのプール(「共通ポートフォリオ」)において運用することが含まれる。この共通ポートフォリオは4つに分かれており、各クラスの受益証券の純資産総額に基づき、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、好利回り通貨コース受益証券にそれぞれ帰属する。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券については、以下のように、米ドルに対し下記通貨をフォワードで購入する為替取引を行う。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の場合において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額(豪ドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%(可能な限り)等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (b) NZドル受益証券：通常の場合において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額(NZドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%(可能な限り)等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (c) 好利回り通貨コース受益証券：原則として、副投資顧問会社は、市場環境を勘案し、先進国債券市場および新興国債券市場を代表する債券市場インデックスで採用されている国の通貨のうち、相対的に金利が高く、為替見通しが良好である4つの通貨を選定する。ただし、ファンダメンタルズおよび流動性を考慮して、選定される通貨が3以下または5以上となる場合がある。選定された通貨は、定期的(原則として毎月)に見直され、入れ替えられる。副投資顧問会社は、通常、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額(好利回り通貨コース受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%(可能な限り)等しい当該選定通貨を米ドル売りの先渡取引で購入する。ただし、選定通貨に米ドルが含まれる場合は、これに該当しないものとする。

1通貨当りのエクスポージャーについては、原則として、副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額の12.5%から37.5%を維持する方針である。

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券のそれぞれの純資産総額と当該為替取引における米ドル売りの額は必ずしも一致しないが、投資顧問会社および副投資顧問会社は、通常、純資産総額に対する当該米ドル売りの額の比率が実際のエクスポージャーの90%以上110%以下となるよう調整を行う意向である。共通ポートフォリオの価値の変動、またはあるクラスの受益証券の買付もしくは買戻しの水準の変動により、当該為替取引の額の比率が、純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの90%を下回ったり、または110%を超える場合には、投資顧問会社および副投資顧問会社は、上記の為替取引を用いて、当該クラスの受益証券の当該米ドル売りの額の比率を、当該範囲内(上記のとおり、通常は純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%)に戻す意向である。

#### 先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。

#### 先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するため先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現純利益は資産として、また未実現純損失は負債として純資産計算書に計上される。契約が終結する時、ファンドは開始時の契約価額と終結時の価額の差額に等しい実現損益を計上する。

#### 注3 - 受託会社の報酬

受託会社は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

#### 注4 - 管理会社の報酬

管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

#### 注5 - 保管会社の報酬

保管会社は、保管会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.03%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。保管会社はまた、保管会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

#### 注6 - 投資顧問会社および副投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率1.0%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社としての役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる、当該四半期の各ファンド営業日における好利回り通貨コースに帰属する純資産総額の平均値の年率0.2%に相当する追加額を、好利回り通貨コースの資産から後払いにて受け取ることができる。しかしながら、投資顧問会社は、管理会社に対し、かかる追加額を直接副投資顧問会社に支払うことを依頼した。かかる追加額は、副投資顧問会社への各支払の前に、投資顧問会社および副投資顧問会社により確認されるものとする。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

#### 注7 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、事務代行会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.1%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。事務代行会社はまた、事務代行会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

#### 注8 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.5%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。さらに、代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員がファンドに関して

提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、請求があれば、ファンドの費用負担で支払う。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとする。

#### 注9 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社および副投資顧問会社報酬	121,227
代行協会員報酬	57,531
事務代行会社報酬	11,507
保管会社報酬	3,457
受託会社および管理会社報酬	2,301
海外登録費用	58,637
立替実費	1,149
専門家報酬	22,022
未払費用	277,831

#### 注10 - 分配

管理会社は随時、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者が保有するクラスの受益証券の口数に応じてファンドの分配可能な投資収益および実現売買益から分配を行うことができる。管理会社はまた、合理的な分配水準を維持するために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本から分配を行うことができる。分配金額は変動することがあり、分配が行われない場合もある。

上記を前提として、管理会社は、各月の10日（「基準日」）時点における受益者に対して毎月分配を行う予定である。ただし、基準日がファンド営業日ではない場合、分配は直前のファンド営業日時点の受益者に対して行われる。

分配は、当該基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2025年10月31日に終了した年度に、ファンドは合計2,352,320米ドルの分配を行った。

#### 注11 - 課税

ケイマン諸島の現行法の下では、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金またはファンドから受益者への支払もしくは受益証券の買戻しにかかる純資産額の支払に適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、特定の利息、配当金および売買益において外国の源泉徴収税の対象となることがある。

#### 注12 - 募集および買戻しの条件

##### 受益証券の発行

米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券はファンド営業日（以下に定義する。）に、当該ファンド営業日における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に、販売会社に支払われる当該クラスの受益証券1口当り純資産価格の3.0%以下（消費税またはその他の税があればそれを除いた料率）の申込手数料を加算して適格投資家に対して発行することが可能である。受益者および適格投資家の取得申込口数は、当該クラスの受益証券100口以上1口単位である。

受益証券の購入に係る申込書は、ファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）までに事務代行会社により受領されなければならない。受益証券に係る支払は、当該ファンド営業日（当日を含む。）から7ファンド営業日以内（当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、その直後のファンド営業日で、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている日）および/または受託会社が管理会社と協議の上で随時決定するその他の日までに受領されなければならない。

「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、アムステルダムおよびニューヨークでの銀行営業日（毎年12月24日を除く。）でかつ日本での販売会社の営業日、または受託会社が管理会社と協議の上随時決定するその他の日もしくはその他の場所における営業日をいう。

受託会社は、管理会社と協議の上、その裁量により、受益証券に係る申込みの全部または一部を拒絶することができ、上記の適切に記入された申込書および支払が適時に受領されていない注文を取り消すことができる。かかる場合には、申込時に支払われた代金またはその残額は、申込者のリスクおよび費用負担において、可及的速やかに無利息で返還される。

受託会社および/または管理会社(もしくはその代理人)は、受益証券の申込者に対し、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために必要な情報および文書を要求することができる。管理会社(またはその代理人)は、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために要求したすべての情報および文書を受領し、かつ当該情報および文書が受託会社および/または管理会社(もしくはその代理人)の要求を満たすまで、受益証券を発行しないものとする。払込日から10ファンド営業日以内または当該ファンド営業日に、管理会社(またはその代理人)が当該情報および文書を受領しなかった場合、管理会社(またはその代理人)は、当該申込書を申込者に対して差し戻し、かつかかる申込者により支払われたすべての申込代金を、申込者のリスクおよび費用負担において、支払銀行に対して無利息で返還するものとする。

#### 受益証券の買戻し

受益証券は、ファンド営業日に買戻すことができる。受益証券の買戻しを請求する通知(「買戻通知」)により、当該買戻通知に記載された受益証券を買戻すよう、事務代行会社に請求することができる。提出された買戻通知は、受託会社が管理会社と協議の上、決定しない限り、取消することができないものとする。買戻通知は、該当するクラスの受益証券1口単位または受託会社が管理会社と協議の上その裁量により決定するその他の口数で行われる。

買戻通知は、ファンド営業日の正午(ルクセンブルグ時間)までに、事務代行会社に提出されなくてはならない。

受益証券が買戻される価格(「受益証券1口当り買戻価格」)は、当該ファンド営業日における該当するクラスの受益証券1口当り純資産価格である。

目論見書に記載される受益証券の買戻停止期間中は、いかなる受益証券の買戻しも行われない。

受託会社は、管理会社と協議の上、買戻請求を停止、拒絶または取消すことができ、買戻代金の支払を延期することができる。

## 注13 - 先渡為替契約

2025年10月31日現在、注2に記載された特定の通貨に対する各クラスの純資産に追加のエクスポージャーを供給するために、およびポートフォリオの一部の調整を行うためにファンドが締結している未決済の先渡為替契約は、以下のとおりである。

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益/(損失) (米ドルで表示)
豪ドル	2,211,291	米ドル	1,435,841	2025年11月25日	12,221
トルコリラ	124,662,359	米ドル	2,900,907	2025年11月13日	33,193
トルコリラ	6,953,675	米ドル	154,083	2026年1月16日	1,024
ブラジルリアル	19,199,806	米ドル	3,552,861	2025年11月13日	706
ブラジルリアル	810,146	米ドル	149,639	2025年11月13日	306
南アフリカランド	41,129,579	米ドル	2,378,898	2025年11月14日	(8,187)
ハンガリーフォリント	997,223,153	米ドル	3,005,521	2025年11月13日	(40,688)
豪ドル	19,798,314	米ドル	12,877,191	2025年11月25日	87,716
NZドル	6,112,109	米ドル	3,509,896	2025年11月25日	(6,144)
米ドル	221,515	ユーロ	188,075	2025年12月8日	3,965
米ドル	117,508	ユーロ	98,778	2025年12月8日	3,250
米ドル	38,965	豪ドル	58,995	2025年11月25日	332
米ドル	5,614	NZドル	9,741	2025年11月25日	30
米ドル	16,813	豪ドル	25,654	2025年11月25日	14
米ドル	3,287	豪ドル	5,060	2025年11月25日	(26)
米ドル	7,259	豪ドル	11,154	2025年11月25日	(45)
米ドル	11,139	豪ドル	17,170	2025年11月25日	(104)
米ドル	24,889	豪ドル	38,304	2025年11月25日	(193)
豪ドル	1,521	米ドル	989	2025年11月25日	6
NZドル	573	米ドル	330	2025年11月25日	(2)
					<b>87,374</b>

## 注14 - 未決済先物契約

2025年10月31日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (米ドルで表示)	未実現利益 /(損失) (米ドルで表示)
ロング・ポジション					
米ドル	1	米国長期国債先物(CBT)	2025年12月	117,406	(1,188)
米ドル	6	米国先物10年債(CBT)	2025年12月	676,406	(1,328)
米ドル	9	米国先物10年ウルトラ	2025年12月	1,039,922	7,933
米ドル	8	米国先物2年債(CBT)	2025年12月	1,666,125	(1,461)
				3,499,859	3,956
ショート・ポジション					
米ドル	(1)	米国ウルトラ・ボンド先物(CBT)	2025年12月	(121,469)	(281)
米ドル	(7)	米国先物5年債(CBT)	2025年12月	(764,750)	(112)
				(886,219)	(393)
					3,563

## 【投資有価証券明細表等】

## ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

## 投資有価証券明細表

2025年10月31日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
		<b>アンゴラ</b>			
		<b>国債</b>			
米ドル	200,000	ANGOLA REP OF 9.2440% 15/01/31	200,000	195,250	0.41
米ドル	200,000	ANGOLA REP OF 8.0000% 26/11/29	200,000	191,000	0.41
米ドル	200,000	ANGOLA REP OF 8.7500% 14/04/32	200,750	187,000	0.40
			<u>600,750</u>	<u>573,250</u>	<u>1.22</u>
		<b>アンゴラ合計</b>	<u>600,750</u>	<u>573,250</u>	<u>1.22</u>
		<b>アルゼンチン</b>			
		<b>国債</b>			
米ドル	1,363,739	ARGENTINA 4.1250% 09/07/35	634,373	956,322	2.05
米ドル	8,000,000	ARGENT-GDP 0.0000% 15/12/35	758,843	240,000	0.51
米ドル	100,000	ARGENTINA 5.0000% 09/01/38	48,885	73,300	0.16
米ドル	100,000	ARGENTINA 3.5000% 09/07/41	62,540	65,250	0.14
			<u>1,504,641</u>	<u>1,334,872</u>	<u>2.86</u>
		<b>その他の債券</b>			
米ドル	109,995	ARGENTINA 4.1250% 09/07/46	66,491	72,447	0.15
			<u>66,491</u>	<u>72,447</u>	<u>0.15</u>
		<b>アルゼンチン合計</b>	<u>1,571,132</u>	<u>1,407,319</u>	<u>3.01</u>
		<b>バーレーン</b>			
		<b>国債</b>			
米ドル	200,000	BAHRAIN 5.2500% 25/01/33	171,500	192,750	0.41
			<u>171,500</u>	<u>192,750</u>	<u>0.41</u>
		<b>バーレーン合計</b>	<u>171,500</u>	<u>192,750</u>	<u>0.41</u>
		<b>ベナン</b>			
		<b>国債</b>			
米ドル	200,000	BENIN INTL BO 7.9600% 13/02/38	192,478	207,750	0.44
			<u>192,478</u>	<u>207,750</u>	<u>0.44</u>
		<b>ベナン合計</b>	<u>192,478</u>	<u>207,750</u>	<u>0.44</u>
		<b>ブラジル</b>			
		<b>国債</b>			
米ドル	665,000	BRAZIL REP OF 4.7500% 14/01/50	646,995	501,245	1.08
米ドル	300,000	REP OF BRAZIL 5% 27/01/45	289,217	245,160	0.52
米ドル	200,000	BRAZIL REP OF 6.6250% 15/03/35	198,474	208,250	0.44
			<u>1,134,686</u>	<u>954,655</u>	<u>2.04</u>
		<b>その他の債券</b>			
米ドル	1,100,000	BRAZIL MINAS 5.3330% 15/02/28	291,555	329,770	0.70
			<u>291,555</u>	<u>329,770</u>	<u>0.70</u>
		<b>PIK証券</b>			
米ドル	115,022	SAMARCO MINERACA PIK 30/06/31	107,147	115,021	0.25
			<u>107,147</u>	<u>115,021</u>	<u>0.25</u>
		<b>固定利付債</b>			
米ドル	200,000	BRF SA 4.8750% 24/01/30	180,000	194,173	0.41
			<u>180,000</u>	<u>194,173</u>	<u>0.41</u>
		<b>ブラジル合計</b>	<u>1,713,388</u>	<u>1,593,619</u>	<u>3.40</u>
		<b>英国領ヴァージン諸島</b>			
		<b>固定利付債</b>			
米ドル	120,000	CABCORP 5.2500% 27/04/29	115,884	117,624	0.25
			<u>115,884</u>	<u>117,624</u>	<u>0.25</u>
		<b>英国領ヴァージン諸島合計</b>	<u>115,884</u>	<u>117,624</u>	<u>0.25</u>



## ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

## 投資有価証券明細表

2025年10月31日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
<b>ケイマン諸島</b>					
	米ドル	800,000			
		国債			
		KSA SUKUK LTD 2.9690% 29/10/29	800,546	763,984	1.63
			800,546	763,984	1.63
		その他の債券			
	米ドル	500,000			
		BIOCEANICO SOV 0% 05/06/34	258,051	303,002	0.65
			258,051	303,002	0.65
		固定利付債			
	米ドル	360,000			
		DP WORLD CRES 5.5000% 08/05/35	356,378	375,479	0.80
	米ドル	250,000			
		GACI FIRST INVST 4.7500% 14/02/30	243,125	253,811	0.54
	米ドル	200,000			
		KINGSTON AIRP 6.7500% 15/12/36	201,100	204,102	0.44
	米ドル	67,000			
		VALE OVERSEAS 6.1250% 12/06/33	66,893	71,830	0.15
			867,496	905,222	1.93
		ケイマン諸島合計	1,926,093	1,972,208	4.21
<b>チリ</b>					
		変動利付債			
	米ドル	200,000			
		BANCO DEL ESTADO FRN 02/11/72	214,300	212,000	0.45
			214,300	212,000	0.45
		国債			
	米ドル	900,000			
		CHILE 3.5000% 25/01/50	803,224	673,420	1.45
	米ドル	400,000			
		CHILE 3.2400% 06/02/28	423,300	392,843	0.84
	米ドル	200,000			
		CHILE 3.1000% 22/01/61	151,250	127,578	0.27
			1,377,774	1,193,841	2.56
		固定利付債			
	米ドル	100,000			
		LATAM AIR 7.8750% 15/04/30	103,750	103,415	0.22
	米ドル	70,000			
		LATAM AIR 7.6250% 07/01/31	72,402	71,988	0.15
	米ドル	40,000			
		LATAM AIR 7.6250% 07/01/31	41,440	41,136	0.09
			217,592	216,539	0.46
		チリ合計	1,809,666	1,622,380	3.47
<b>コロンビア</b>					
		変動利付債			
	米ドル	200,000			
		BANCOLOMBIA FRN 24/12/34	204,900	213,657	0.46
			204,900	213,657	0.46
		国債			
	米ドル	600,000			
		REP OF COLOMBIA 5% 15/06/45	623,684	459,000	0.98
	米ドル	200,000			
		COLOMBIA REP OF 7.3750% 25/04/30	204,980	214,939	0.46
	米ドル	200,000			
		COLOMBIA REP OF 3.2500% 22/04/32	157,580	170,547	0.36
	米ドル	200,000			
		COLOMBIA REP OF 4.1250% 15/05/51	108,280	130,120	0.28
	ユーロ	100,000			
		COLOMBIA REP OF 5.0000% 19/09/32	116,267	112,864	0.24
			1,210,791	1,087,470	2.32
		固定利付債			
	米ドル	200,000			
		GRUPO NUTRESA 8.0000% 12/05/30	201,500	214,990	0.46
			201,500	214,990	0.46
		コロンビア合計	1,617,191	1,516,117	3.24
<b>コスタリカ</b>					
		国債			
	米ドル	200,000			
		COSTA RICA GO 6.5500% 03/04/34	195,680	216,250	0.46
	米ドル	200,000			
		COSTA RICA GO 6.1250% 19/02/31	207,840	209,250	0.45
			403,520	425,500	0.91
		固定利付債			
	米ドル	200,000			
		INSTITUTO COS 6.3750% 15/05/43	150,100	196,558	0.42
			150,100	196,558	0.42
		コスタリカ合計	553,620	622,058	1.33

## ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

## 投資有価証券明細表

2025年10月31日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
		ドミニカ共和国			
		国債			
米ドル	230,000	DOMINICAN REP 6.5000% 15/02/48	228,178	233,450	0.49
米ドル	200,000	DOMINICAN REP 6.9500% 15/03/37	203,600	214,500	0.46
米ドル	200,000	DOMINICAN REP 4.5000% 30/01/30	174,500	195,500	0.42
米ドル	100,000	DOMINICAN REP 5.95% 25/01/27	100,500	101,310	0.22
			<u>706,778</u>	<u>744,760</u>	<u>1.59</u>
		ドミニカ共和国合計	<u>706,778</u>	<u>744,760</u>	<u>1.59</u>
		エクアドル			
		国債			
米ドル	260,000	REPUBLIC OF E 0.0000% 31/07/30	129,896	202,800	0.44
米ドル	135,040	REPUBLIC OF E 6.9000% 31/07/35	137,622	103,306	0.22
米ドル	100,000	REPUBLIC OF E 6.9000% 31/07/30	122,712	90,875	0.19
			<u>390,230</u>	<u>396,981</u>	<u>0.85</u>
		エクアドル合計	<u>390,230</u>	<u>396,981</u>	<u>0.85</u>
		エジプト			
		国債			
米ドル	305,000	ARAB REP EGY 8.7002% 01/03/49	312,646	283,269	0.61
米ドル	200,000	EGYPT TASKEEK 6.3750% 07/04/29	200,000	202,500	0.43
米ドル	200,000	ARAB REP EGY 5.8750% 16/02/31	167,950	191,750	0.41
米ドル	200,000	ARAB REP EGY 8.8750% 29/05/50	197,200	188,500	0.40
米ドル	200,000	ARAB REP EGY 8.1500% 20/11/59	179,750	173,500	0.37
			<u>1,057,546</u>	<u>1,039,519</u>	<u>2.22</u>
		エジプト合計	<u>1,057,546</u>	<u>1,039,519</u>	<u>2.22</u>
		エルサルバドル			
		国債			
米ドル	480,000	EL SALVADOR R 7.1246% 20/01/50	369,330	432,600	0.92
			<u>369,330</u>	<u>432,600</u>	<u>0.92</u>
		エルサルバドル合計	<u>369,330</u>	<u>432,600</u>	<u>0.92</u>
		ガーナ			
		その他の債券			
米ドル	186,340	GHANA REP OF 5.0000% 03/07/29	281,640	180,983	0.38
米ドル	137,960	GHANA REP OF 5.0000% 03/07/35	169,420	118,301	0.25
米ドル	33,413	GHANA REP OF 0.0000% 03/01/30	35,053	21,554	0.05
米ドル	30,800	GHANA REP OF 0.0000% 03/07/26	19,256	11,950	0.03
			<u>505,369</u>	<u>332,788</u>	<u>0.71</u>
		ガーナ合計	<u>505,369</u>	<u>332,788</u>	<u>0.71</u>
		グアテマラ			
		国債			
米ドル	200,000	REP OF GUATEM 6.5500% 06/02/37	200,000	215,250	0.46
米ドル	200,000	REP OF GUATEM 6.2500% 15/08/36	198,146	211,250	0.45
			<u>398,146</u>	<u>426,500</u>	<u>0.91</u>
		グアテマラ合計	<u>398,146</u>	<u>426,500</u>	<u>0.91</u>
		ハンガリー			
		国債			
米ドル	500,000	HUNGARY 6.2500% 22/09/32	476,875	537,493	1.15
米ドル	250,000	HUNGARY 5.5000% 16/06/34	236,625	254,097	0.54
米ドル	200,000	HUNGARY 7.6250% 29/03/41	326,492	240,031	0.51
			<u>1,039,992</u>	<u>1,031,621</u>	<u>2.20</u>
		ハンガリー合計	<u>1,039,992</u>	<u>1,031,621</u>	<u>2.20</u>

## ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

## 投資有価証券明細表

2025年10月31日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
		インド			
	固定利付債				
米ドル	250,000	RELIANCE INDU 2.8750% 12/01/32	209,045	227,541	0.49
			209,045	227,541	0.49
		インド合計	209,045	227,541	0.49
		インドネシア			
	国債				
米ドル	400,000	INDONESIA (REP) 4.1000% 24/04/28	434,639	400,042	0.85
米ドル	350,000	INDONESIA REP 3.8500% 18/07/27	373,843	348,499	0.74
米ドル	355,000	INDONESIA (REP) 5.1000% 10/02/54	339,913	344,905	0.74
米ドル	300,000	INDONESIA (RE 5.2500% 17/01/42	314,763	304,445	0.65
米ドル	250,000	INDONESIA (REP) 4.2000% 15/10/50	280,313	209,896	0.45
米ドル	220,000	INDONESIA REP 4.6250% 15/04/43	246,924	206,569	0.44
			1,990,395	1,814,356	3.87
	固定利付債				
米ドル	250,000	PT PERTAMINA 4.1750% 21/01/50	251,750	199,400	0.43
米ドル	200,000	PT PERTAMINA 4.7000% 30/07/49	200,000	172,773	0.37
			451,750	372,173	0.80
		インドネシア合計	2,442,145	2,186,529	4.67
		イラク			
	その他の債券				
米ドル	370,000	IRAQ REPUBLIC 5.8% 15/01/28	102,515	115,210	0.25
			102,515	115,210	0.25
		イラク合計	102,515	115,210	0.25
		コートジボワール			
	国債				
米ドル	500,000	IVORY COAST-P 6.1250% 15/06/33	473,700	485,000	1.04
			473,700	485,000	1.04
		コートジボワール合計	473,700	485,000	1.04
		ジャージー			
	その他の債券				
米ドル	300,000	GALAXY PIPELI 2.9400% 30/09/40	207,346	221,920	0.47
			207,346	221,920	0.47
		ジャージー合計	207,346	221,920	0.47
		カザフスタン			
	固定利付債				
米ドル	200,000	KAZMUNAYGAS N 3.5000% 14/04/33	165,000	181,015	0.39
			165,000	181,015	0.39
		カザフスタン合計	165,000	181,015	0.39
		ケニア			
	国債				
米ドル	200,000	KENYA REP OF 9.5000% 05/03/36	188,500	204,739	0.44
米ドル	200,000	KENYA REP OF 6.3000% 23/01/34	158,500	176,750	0.38
			347,000	381,489	0.82
		ケニア合計	347,000	381,489	0.82

## ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

## 投資有価証券明細表

2025年10月31日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
<b>ルクセンブルグ</b>					
固定利付債					
米ドル	930,000	EAGLE LUXCO 5.5000% 17/08/30	944,657	944,489	2.01
米ドル	200,000	REDE D'OR FIN 6.4500% 09/09/35	200,000	203,960	0.44
米ドル	200,000	RAIZEN FUELS 6.2500% 08/07/32	199,050	171,680	0.37
			<u>1,343,707</u>	<u>1,320,129</u>	<u>2.82</u>
		<b>ルクセンブルグ合計</b>	<u>1,343,707</u>	<u>1,320,129</u>	<u>2.82</u>
<b>メキシコ</b>					
変動利付債					
米ドル	200,000	BANCO MERC NORTE FRN 31/12/74	202,470	213,801	0.46
			<u>202,470</u>	<u>213,801</u>	<u>0.46</u>
国債					
米ドル	350,000	UTD MEXICAN STATE 6.05% 11/01/40	413,000	354,842	0.75
米ドル	350,000	UNITED MEXICAN 3.2500% 16/04/30	329,875	332,353	0.71
米ドル	250,000	UNITED MEXICAN 3.7500% 11/01/28	260,404	247,597	0.53
米ドル	300,000	UNITED MEXICAN STATE 4.6% 23/01/46	326,253	244,182	0.52
米ドル	250,000	UTD MEXICAN STATES 5.75% 12/10/2110	255,680	219,181	0.47
米ドル	250,000	UTD MEXICAN STATE 4.75% 8/3/44	225,875	211,541	0.45
米ドル	200,000	UNITED MEXICAN 6.0000% 07/05/36	193,848	205,446	0.44
米ドル	200,000	UNITED MEXICAN 4.5000% 22/04/29	205,694	201,028	0.43
米ドル	200,000	UNITED MEXICAN 5.0000% 27/04/51	215,500	166,955	0.36
米ドル	200,000	UNITED MEXICAN 4.3500% 15/01/47	187,730	156,815	0.34
米ドル	150,000	UNITED MEXICAN STATE 5.55% 21/01/45	169,392	141,883	0.30
			<u>2,783,251</u>	<u>2,481,823</u>	<u>5.30</u>
その他の債券					
米ドル	200,000	FIEMEX ENERGI 7.2500% 31/01/41	211,770	209,294	0.45
米ドル	100,000	PETROLEOS MEXICA 8.7500% 02/06/29	99,575	107,936	0.23
			<u>311,345</u>	<u>317,230</u>	<u>0.68</u>
固定利付債					
米ドル	350,000	PETROLEOS MEXICA 5.9500% 28/01/31	345,996	342,390	0.74
米ドル	300,000	MEXICO CITY A 3.8750% 30/04/28	276,300	294,211	0.63
米ドル	300,000	PETROLEOS MEXICA 6.6250% 15/06/35	220,500	287,347	0.61
米ドル	235,000	PETROLEOS MEXICA 6.7000% 16/02/32	218,230	235,239	0.50
米ドル	270,000	PETROLEOS MEXICA 6.9500% 28/01/60	247,905	222,229	0.47
米ドル	250,000	MEXICO CITY A 5.5000% 31/07/47	212,375	220,368	0.47
米ドル	200,000	SITIOS 5.3750% 04/04/32	188,500	200,491	0.43
米ドル	200,000	CEMEX SAB 3.8750% 11/07/31	177,200	191,294	0.41
米ドル	200,000	PEMEX 5.625% 23/01/46	147,454	153,242	0.33
米ドル	160,000	PEMEX 6.75% 21/09/47	150,048	132,673	0.28
米ドル	137,000	PETROLEOS MEXICA 7.6900% 23/01/50	136,567	124,368	0.27
米ドル	120,000	PETROLEOS MEXICA 6.8400% 23/01/30	117,555	123,260	0.26
米ドル	40,000	PETROLEOS MEXICA 6.3500% 12/02/48	35,414	32,055	0.07
			<u>2,474,044</u>	<u>2,559,167</u>	<u>5.47</u>
		<b>メキシコ合計</b>	<u>5,771,110</u>	<u>5,572,021</u>	<u>11.91</u>
<b>モンゴル</b>					
国債					
米ドル	250,000	MONGOLIA 4.4500% 07/07/31	213,438	228,750	0.49
			<u>213,438</u>	<u>228,750</u>	<u>0.49</u>
		<b>モンゴル合計</b>	<u>213,438</u>	<u>228,750</u>	<u>0.49</u>

## ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

## 投資有価証券明細表

2025年10月31日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
		モロッコ			
		国債			
米ドル	300,000	MOROCCO KINGD 3.0000% 15/12/32	223,575	265,125	0.57
米ドル	200,000	MOROCCO KINGD 2.3750% 15/12/27	178,100	191,500	0.41
			401,675	456,625	0.98
		固定利付債			
米ドル	200,000	OCP SA 6.7500% 02/05/34	196,982	217,165	0.46
米ドル	200,000	OCP SA 5.1250% 23/06/51	151,000	168,709	0.36
			347,982	385,874	0.82
		モロッコ合計	749,657	842,499	1.80
		オランダ			
		固定利付債			
米ドル	200,000	PROSUS NV 3.6800% 21/01/30	176,250	191,922	0.41
			176,250	191,922	0.41
		オランダ合計	176,250	191,922	0.41
		ナイジェリア			
		国債			
米ドル	290,000	REP OF NIGERI 7.3750% 28/09/33	261,000	279,487	0.60
米ドル	250,000	REP OF NIGERI 7.1430% 23/02/30	252,604	248,438	0.53
米ドル	240,000	REP OF NIGERI 9.2480% 21/01/49	242,188	247,200	0.53
			755,792	775,125	1.66
		ナイジェリア合計	755,792	775,125	1.66
		ノルウェー			
		固定利付債			
米ドル	200,000	DNO ASA 8.5000% 27/03/30	200,000	207,059	0.44
			200,000	207,059	0.44
		ノルウェー合計	200,000	207,059	0.44
		オマーン			
		国債			
米ドル	304,000	OMAN GVT INTL 6.5% 08/03/47	303,236	333,239	0.71
米ドル	200,000	OMAN INTRNL B 4.7500% 15/06/26	196,900	200,016	0.43
			500,136	533,255	1.14
		オマーン合計	500,136	533,255	1.14
		パキスタン			
		国債			
米ドル	200,000	REP OF PAKIST 7.3750% 08/04/31	98,420	196,500	0.42
米ドル	110,000	REP OF PAKIST 7.8750% 31/03/36	84,953	106,425	0.23
			183,373	302,925	0.65
		パキスタン合計	183,373	302,925	0.65
		パナマ			
		国債			
米ドル	400,000	PANAMA 3.8700% 23/07/60	424,372	273,000	0.58
			424,372	273,000	0.58
		その他の債券			
米ドル	300,000	REP OF PANAMA 4.3% 29/04/53	322,458	231,000	0.50
米ドル	200,000	AEROPUERTO IN 5.1250% 11/08/61	143,380	160,500	0.34
			465,838	391,500	0.84
		パナマ合計	890,210	664,500	1.42

## ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

## 投資有価証券明細表

2025年10月31日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
		パラグアイ			
米ドル	276,000	PARAGUAY 2.7390% 29/01/33	276,000	244,166	0.52
米ドル	230,000	PARAGUAY 4.9500% 28/04/31	230,140	233,450	0.50
		パラグアイ合計	506,140	477,616	1.02
			506,140	477,616	1.02
		ペルー			
米ドル	212,000	REPUBLIC OF PERU 5.3750% 08/02/35	209,556	217,578	0.47
米ドル	300,000	REPUBLIC OF PERU 3.2300% 28/07/2121	250,500	170,824	0.36
米ドル	110,000	REPUBLIC OF PERU 2.7800% 01/12/60	73,660	62,563	0.13
米ドル	50,000	REPUBLIC OF PERU 3.5500% 10/03/51	48,497	36,251	0.08
米ドル	28,000	REPUBLIC OF PERU 5.6250% 18/11/50	26,232	27,902	0.06
		その他の債券	608,445	515,118	1.10
米ドル	10,000	REPUBLIC OF PERU 6.5500% 14/03/37	10,425	11,176	0.02
		ペルー合計	10,425	11,176	0.02
			618,870	526,294	1.12
		ポーランド			
米ドル	200,000	REP OF POLAND 5.5000% 04/04/53	195,500	196,336	0.42
		ポーランド合計	195,500	196,336	0.42
			195,500	196,336	0.42
		ルーマニア			
ユーロ	190,000	ROMANIA 5.3750% 07/06/33	221,499	221,245	0.48
米ドル	200,000	ROMANIA 5.8750% 30/01/29	201,400	205,508	0.44
米ドル	160,000	ROMANIA 6.6250% 16/05/36	159,699	164,223	0.35
米ドル	160,000	ROMANIA 6.3750% 30/01/34	153,200	163,935	0.35
米ドル	200,000	ROMANIA 4.0000% 14/02/51	217,500	137,452	0.29
米ドル	100,000	ROMANIA 6.6250% 17/02/28	100,460	103,930	0.22
米ドル	80,000	ROMANIA 5.7500% 16/09/30	79,908	81,718	0.17
米ドル	40,000	ROMANIA 3.0000% 14/02/31	32,820	35,816	0.08
		ルーマニア合計	1,166,486	1,113,827	2.38
			1,166,486	1,113,827	2.38
		サウジアラビア			
米ドル	600,000	SAUDI INT BON 2.2500% 02/02/33	501,828	516,220	1.10
米ドル	350,000	SAUDI INT BON 4.5000% 26/10/46	377,875	309,022	0.66
米ドル	300,000	SAUDI INT BON 4.6250% 04/10/47	311,940	266,199	0.57
米ドル	250,000	SAUDI INT BON 5.0000% 17/04/49	268,750	232,127	0.50
米ドル	300,000	SAUDI INT BON 3.7500% 21/01/55	258,000	220,557	0.47
米ドル	200,000	SAUDI INT BON 4.7500% 16/01/30	201,900	203,678	0.44
米ドル	200,000	SAUDI INT BON 4.8750% 18/07/33	196,288	203,485	0.43
米ドル	200,000	SAUDI INT BON 4.5000% 17/04/30	226,908	202,064	0.43
米ドル	200,000	SAUDI INT BON 4.5000% 22/04/60	228,480	166,882	0.36
		サウジアラビア合計	2,571,969	2,320,234	4.96
			2,571,969	2,320,234	4.96

[次へ](#)

## ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

## 投資有価証券明細表

2025年10月31日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
		セネガル			
米ドル	200,000	SENEGAL REP 0 6.7500% 13/03/48	146,860	127,000	0.27
			146,860	127,000	0.27
		セネガル合計	146,860	127,000	0.27
		セルビア			
米ドル	200,000	SERBIA REPubL 6.2500% 26/05/28	202,200	208,250	0.45
米ドル	200,000	SERBIA REPubL 2.1250% 01/12/30	169,921	175,000	0.37
			372,121	383,250	0.82
		セルビア合計	372,121	383,250	0.82
		南アフリカ			
米ドル	400,000	SOUTH AFRICA 5.7500% 30/09/49	396,234	337,000	0.72
米ドル	250,000	SOUTH AFRICA 5.6500% 27/09/47	225,500	210,625	0.45
米ドル	200,000	SOUTH AFRICA 5.8750% 20/04/32	194,976	205,750	0.44
			816,710	753,375	1.61
		固定利付債			
米ドル	200,000	TRANSNET/SA 8.2500% 06/02/28	192,400	211,385	0.45
米ドル	200,000	ESKOM HOLDING 6.3500% 10/08/28	194,800	205,899	0.44
米ドル	200,000	ESKOM HOLDINGS 4.3140% 23/07/27	186,480	197,718	0.42
			573,680	615,002	1.31
		南アフリカ合計	1,390,390	1,368,377	2.92
		スリランカ			
米ドル	101,595	REP OF SRI LA 3.3500% 15/03/33	91,244	88,134	0.20
米ドル	95,260	REP OF SRI LA 3.6000% 15/02/38	85,837	87,163	0.19
米ドル	68,600	REP OF SRI LA 3.6000% 15/06/35	59,840	52,822	0.11
米ドル	51,795	REP OF SRI LA 3.1000% 15/01/30	51,795	48,687	0.10
米ドル	47,610	REP OF SRI LA 3.6000% 15/05/36	42,976	43,206	0.09
			331,692	320,012	0.69
		その他の債券			
米ドル	68,846	REP OF SRI LA 4.0000% 15/04/28	57,313	48,059	0.10
			57,313	48,059	0.10
		スリランカ合計	389,005	368,071	0.79
		トリニダード・トバゴ			
米ドル	200,000	TRINIDAD&TOBA 4.5000% 26/06/30	191,880	191,000	0.41
			191,880	191,000	0.41
		トリニダード・トバゴ合計	191,880	191,000	0.41
		トルコ			
		変動利付債			
米ドル	200,000	GARANTI BANKASI FRN 28/02/34	200,700	208,002	0.45
米ドル	200,000	YAPI KREDI BANKA FRN 31/12/99	200,000	201,679	0.43
			400,700	409,681	0.88

## ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

## 投資有価証券明細表

2025年10月31日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
トルコ(続き)					
米ドル	700,000	TURKIYE REP OF 5.2500% 13/03/30	586,351	688,625	1.46
米ドル	400,000	HAZINE MUSTES 5.1250% 22/06/26	366,000	401,708	0.86
米ドル	400,000	TURKIYE REP OF 5.8750% 26/06/31	362,776	396,000	0.85
米ドル	390,000	TURKIYE REP OF 4.7500% 26/01/26	387,434	390,319	0.83
米ドル	440,000	TURKIYE REP OF 5.7500% 11/05/47	318,649	357,500	0.76
米ドル	350,000	TURKIYE REP OF 4.8750% 09/10/26	323,504	351,313	0.75
米ドル	400,000	TURKIYE REP OF 4.8750% 16/04/43	276,250	303,500	0.65
米ドル	280,000	TURK IHRACAT 5.7500% 06/07/26	251,574	281,750	0.60
米ドル	300,000	TURKIYE REP OF 6.6250% 17/02/45	255,996	274,500	0.59
米ドル	200,000	TURKIYE REP OF 6.5000% 20/09/33	188,380	200,250	0.43
			3,316,914	3,645,465	7.78
		トルコ合計	3,717,614	4,055,146	8.66
ウクライナ					
米ドル	250,000	UKRAINE GOVT FRN 01/08/41	106,814	211,875	0.46
米ドル	260,000	UKRAINE GOVT 4.5000% 01/02/36	140,599	142,675	0.30
米ドル	100,000	UKRAINE GOVT 0.0000% 01/02/36	58,125	50,875	0.11
			305,538	405,425	0.87
		ウクライナ合計	305,538	405,425	0.87
アラブ首長国連邦					
米ドル	750,000	ABU DHABI GOV 3.1250% 30/09/49	732,646	554,464	1.18
米ドル	500,000	ABU DHABI GOV 2.5000% 30/09/29	500,922	475,495	1.02
米ドル	350,000	ABU DHABI GOV 4.1250% 11/10/47	375,060	308,833	0.66
米ドル	200,000	ABU DHABI GOV 3.1250% 16/04/30	213,750	194,369	0.42
米ドル	200,000	ABU DHABI GOV 1.8750% 15/09/31	162,900	178,394	0.38
			1,985,278	1,711,555	3.66
その他の債券					
米ドル	200,000	ABU DHABI CRU 4.6000% 02/11/47	178,750	188,136	0.40
			178,750	188,136	0.40
固定利付債					
米ドル	200,000	DP WORLD PLC 5.6250% 25/09/48	189,386	200,246	0.43
米ドル	200,000	ABU DHABI CRU 3.6500% 02/11/29	187,750	196,752	0.42
			377,136	396,998	0.85
		アラブ首長国連邦合計	2,541,164	2,296,689	4.91
英国					
固定利付債					
米ドル	315,000	SOUTHERN GAS CO 6.875% 24/03/26	341,472	317,769	0.68
			341,472	317,769	0.68
		英国合計	341,472	317,769	0.68
米国					
固定利付債					
米ドル	200,000	SASOL FINANCING 4.3750% 18/09/26	190,000	198,672	0.42
			190,000	198,672	0.42
短期国債					
米ドル	491,800	TREASURY BILL 0% 06/11/25	491,376	491,641	1.06
米ドル	259,000	TREASURY BILL 0% 13/11/25	258,643	258,721	0.55
			750,019	750,362	1.61
		米国合計	940,019	949,034	2.03

## ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

## 投資有価証券明細表

2025年10月31日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
		ウルグアイ			
		国債			
米ドル	120,000	URUGUAY 4.9750% 20/04/55	120,014	111,821	0.24
			120,014	111,821	0.24
		その他の債券			
米ドル	100,000	URUGUAY 4.3750% 27/10/27	73,114	66,872	0.14
			73,114	66,872	0.14
		ウルグアイ合計	193,128	178,693	0.38
		ウズベキスタン			
		国債			
米ドル	200,000	REPUB UZBEKIS 5.3750% 20/02/29	178,900	201,000	0.43
			178,900	201,000	0.43
		固定利付債			
米ドル	200,000	NAVOI MINING 6.7000% 17/10/28	200,000	207,959	0.44
			200,000	207,959	0.44
		ウズベキスタン合計	378,900	408,959	0.87
		ベネズエラ			
		国債			
米ドル	910,000	VENEZUELA 9.2500% 15/09/27*	408,560	284,466	0.61
			408,560	284,466	0.61
		その他の債券			
米ドル	955,000	PETROLEOS DE 9.0000% 17/11/21*	315,150	213,443	0.45
米ドル	375,000	PETROLEOS VENEZ 6% 16/05/24*	91,550	82,500	0.18
			406,700	295,943	0.63
		固定利付債			
米ドル	1,435,000	PETROLEOS DE VEN 5.5% 12/04/37*	486,935	315,700	0.67
			486,935	315,700	0.67
		ベネズエラ合計	1,302,195	896,109	1.91
		ザンビア			
		国債			
米ドル	200,000	ZAMBIA REP OF 0.5000% 31/12/53	123,550	139,000	0.29
			123,550	139,000	0.29
		その他の債券			
米ドル	100,000	ZAMBIA REP OF 5.7500% 30/06/33	63,370	67,878	0.15
			63,370	67,878	0.15
		ザンビア合計	186,920	206,878	0.44
		投資有価証券合計	46,925,688 (7,311,491,447円)	45,453,440 (7,082,100,486円)	97.11

\*債務不履行債券

(1) 額面価額は、有価証券の原通貨にて表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

**Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund****Statement of Net Assets  
as at October 31, 2025**  
*(expressed in US Dollars)*

	Notes	
<b>ASSETS</b>		
Investment in securities at market value <i>(at cost: USD 46,925,688)</i>	2	45,453,440
Cash at bank		1,052,148
Unrealised gain on future contracts	14	3,563
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	13	87,374
Margin receivable on derivatives		30,816
Receivable for subscriptions		331
Accrued income		535,017
Interest on cash and cash equivalents		49
<b>Total Assets</b>		<b>47,162,738</b>
<b>LIABILITIES</b>		
Payable for repurchases		80,772
Accrued expenses	9	277,831
<b>Total Liabilities</b>		<b>358,603</b>
<b>NET ASSETS</b>		<b>46,804,135</b>

## Represented by Units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class USD Units (in USD)	6.83	2,380,333	16,250,939
Class AUD Units (in AUD)	5.13	4,330,073	22,192,117
Class NZD Units (in NZD)	5.78	1,089,823	6,301,778
High Interest Currency Class Units (in USD)	5.68	2,185,518	12,416,415

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

**Statement of Operations**  
**for the year ended October 31, 2025**  
*(expressed in US Dollars)*

	Notes	
<b>INCOME</b>		
Interest on bank accounts		55,783
Interest on bonds (net of withholding tax)		2,445,039
Other income		57
		<hr/>
<b>Total Income</b>		<b>2,500,879</b>
		<hr/>
<b>EXPENSES</b>		
Investment Adviser and Investment Sub-Adviser fees	6	472,851
Agent Company fees	8	224,842
Administrator fees	7	44,973
Custodian fees	5	13,781
Correspondent bank fees		4,111
Bank charges		9,960
Trustee and Management Company fees	3, 4	8,995
Legal fees		14,638
Overseas registration fees		40,000
Out-of-pocket expenses		4,492
Professional fees		22,882
Printing and publication fees		1,103
Other expenses		4,755
		<hr/>
<b>Total Expenses</b>		<b>867,383</b>
		<hr/>
<b>NET INVESTMENT INCOME</b>		<b>1,633,496</b>
		<hr/>
Net realised loss on investments		(1,268,934)
Net realised profit on future contracts		177,636
Net realised profit on foreign currencies and forward foreign exchange contracts		531,427
		<hr/>
<b>NET REALISED LOSS FOR THE YEAR</b>		<b>(559,871)</b>
		<hr/>
Change in net unrealised result on investments		4,345,818
Change in net unrealised result on future contracts		(66,591)
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		516,760
		<hr/>
<b>NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR</b>		<b>4,795,987</b>
		<hr/>
<b>NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS</b>		<b>5,869,612</b>
		<hr/>

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund*

**Statement of Changes in Net Assets**  
**for the year ended October 31, 2025**  
*(expressed in US Dollars)*

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		46,995,830
NET INVESTMENT INCOME		1,633,496
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(559,871)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		4,795,987
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		5,869,612
Proceeds from subscriptions of Units	12	61,138
Payments for repurchase of Units	12	(3,770,125)
		(3,708,987)
Dividend paid to Unitholders	10	(2,352,320)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		46,804,135

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund**Statement of Changes in Units Outstanding  
for the year ended October 31, 2025***(Unaudited)*

## Class USD Units

Number of Units outstanding at the beginning of the year	2,601,278
Number of Units issued	300
Number of Units repurchased	<u>(221,245)</u>
Number of Units outstanding at the end of the year	<u>2,380,333</u>

## Class AUD Units

Number of Units outstanding at the beginning of the year	4,792,398
Number of Units issued	13,800
Number of Units repurchased	<u>(476,125)</u>
Number of Units outstanding at the end of the year	<u>4,330,073</u>

## Class NZD Units

Number of Units outstanding at the beginning of the year	1,159,663
Number of Units issued	3,710
Number of Units repurchased	<u>(73,550)</u>
Number of Units outstanding at the end of the year	<u>1,089,823</u>

## High Interest Currency Class Units

Number of Units outstanding at the beginning of the year	2,307,888
Number of Units issued	850
Number of Units repurchased	<u>(123,220)</u>
Number of Units outstanding at the end of the year	<u>2,185,518</u>

**Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund****Statistical Information****as at October 31, 2025***(Unaudited)*

	2025	2024	2023
Net Assets at the end of the year (in USD)	46,804,135	46,995,830	50,959,537
Class USD Units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	16,250,939	16,870,054	18,075,151
Net Asset Value per Unit at the end of the year	6.83	6.49	5.94
Class AUD Units (in AUD)			
Net Assets at the end of the year	22,192,117	23,324,911	26,574,898
Net Asset Value per Unit at the end of the year	5.13	4.87	4.49
Class NZD Units (in NZD)			
Net Assets at the end of the year	6,301,778	6,491,556	7,225,939
Net Asset Value per Unit at the end of the year	5.78	5.60	5.20
High Interest Currency Class Units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	12,416,415	10,984,515	11,855,517
Net Asset Value per Unit at the end of the year	5.68	4.76	4.25

---

**Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund**

---

**Notes to the Financial Statements as at October 31, 2025****Note 1 - Organisation****The Trust**

Nomura Portfolio Select (the "Trust") was established by a Trust Deed dated August 20, 2010 entered into by Global Funds Trust Company (the "Trustee") and Global Funds Management S.A. (the "Management Company"). The Trust is an umbrella trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands, and the Management Company is a Luxembourg company.

The Trustee and the Management Company have overall authority and responsibility for the assets and administration of the Trust in accordance with the terms and conditions of the Trust Deed.

**The Fund**

A separate portfolio or series of the Trust ("Series Trust") may be created and established to which assets and liabilities attributable to the relevant Series Trust will be applied. One or more classes of units of any such Series Trust may be issued.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund (the "Fund"), the first Series Trust constituted in accordance with the Master Trust Deed and a Supplemental Trust Deed dated August 20, 2010 (together with the Master Trust Deed, the "Trust Deed").

Four classes of units in the Fund are currently available for issue, Class USD Units, Class AUD Units, Class NZD Units and High Interest Currency Class Units (together, the "Units").

The Fund has been designed with the expectation that it will be terminated on October 30, 2030 (or, if such a date is not a Business Day, the preceding Business Day) (the "Mandatory Repurchase Date"). The Fund may be terminated earlier (or the termination may be postponed) in circumstances as described in the Trust Deed."

The investment objective of the Fund is to pursue the performance of its actively managed investment portfolio consisting mainly of Emerging Market Bonds by using Currency Hedging Transactions, where relevant.

Unitholders should be aware that neither the Trust nor the Fund is a Luxembourg fund, and that therefore is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

**Note 2 - Significant Accounting Policies**

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

***INVESTMENTS IN SECURITIES***

- (a) Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market, are valued at their last available price on such exchange or market. If a security is listed or traded on several stock exchanges or markets, the last available price on the stock exchange or market which constitutes the main market for such securities is used.
- (b) Securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market, or securities for which the price determined under (a) above is not representative of their fair value, are valued at their last available market price.
- (c) If there is no such market price, or if such a market price is not representative of the securities' fair market value, they are valued prudently and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices.
- (d) Cash and other liquid assets are valued at their nominal value unless an impairment is determined.

In the event that a valuation is impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund*

## Notes to the Financial Statements as at October 31, 2025 (continued)

**Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME*

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

*CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES*

The Fund maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised gain or loss and change in unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at October 31, 2025:

1 USD =	1.52753	AUD
1 USD =	5.38515	BRL
1 USD =	0.86640	EUR
1 USD =	0.76112	GBP
1 USD =	336.02269	HUF
1 USD =	154.05504	JPY
1 USD =	1.74627	NZD
1 USD =	42.04789	TRY
1 USD =	17.33252	ZAR

*HEDGING*

The Investment Adviser will, on behalf of the Management Company, enter into certain currency transactions ("Currency Hedging Transactions") for the Class AUD Units and the Class NZD Units. The Investment Sub-Adviser will, on behalf of the Investment Adviser, enter into certain currency transactions ("Currency Hedging Transactions") for the High Interest Currency Class Units. The Currency Hedging Transactions will involve converting the subscription proceeds of the Class AUD Units and the Class NZD Units respectively into USD and managing these assets together with the assets of the Class USD Units and the High Interest Currency Class Units in one pool (the "Portfolio"). The Portfolio will be divided into four parts, one attributable to the Class USD Units, the second to the Class AUD Units, the third to the Class NZD Units and the fourth to the High Interest Currency Class Units in accordance with the total net assets of each such class of Units. For the Class AUD Units, the Class NZD Units and the High Interest Currency Class Units, forward currency contracts will be entered into for currency hedging by buying such currencies forward against the USD as follows:

(a) Class AUD Units: buying AUD forward against USD in AUD amounts equal (to the extent possible) to approximately 100% of actual USD exposure of the Net Asset Value (excluding unrealised currency gain or loss related only to the Class AUD Units) attributable to Class AUD Units under normal circumstances.

(b) Class NZD Units: buying NZD forward against USD in NZD amounts equal (to the extent possible) to approximately 100% of actual USD exposure of the Net Asset Value (excluding unrealised currency gain or loss related only to the Class NZD Units) attributable to Class NZD Units under normal circumstances.

(c) High Interest Currency Class Units: In principle, the Investment Sub-Adviser will select 4 relatively high interest rate currencies with positive currency outlook from reference indices which well represent developed country fixed income markets and emerging debt markets, considering the market environment. However, there may be a case that less than or more than 4 currencies will be selected due to fundamentals and liquidity reasons. Selected currencies will be periodically (monthly, in principle) reviewed and switched.

---

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund*

---

**Notes to the Financial Statements as at October 31, 2025 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***HEDGING (CONTINUED)*

The Investment Sub-Adviser will buy those selected currencies forward against USD equal (to the extent possible) to approximately 100% of actual USD exposure of the Net Asset Value (excluding unrealised currency gain or loss related only to the High Interest Currency Class Units) attributable to High Interest Currency Class Units under normal circumstances; provided, however, that this shall not apply to cases where USD will be one of those selected currencies.

Regarding the exposure to each selected currency, in principle, the Investment Sub-Adviser intends to maintain between 12.5% and 37.5% of the Net Asset Value attributable to High Interest Currency Class Units.

Although it will not be possible to completely hedge the entire Net Asset Value of each of the Class AUD Units, the Class NZD Units and the High Interest Currency Class Units against the USD, the Investment Adviser and the Investment Sub-Adviser intend in normal circumstances to hedge not less than 90% and not more than 110% of the actual USD exposure of the Net Asset Value. Whenever changes in the value of the Portfolio or in the level of subscriptions for, or repurchases of, a class of Units may cause the hedging coverage to fall below 90% or exceed 110% of the actual USD exposure of the Net Asset Value, the Investment Adviser and the Investment Sub-Adviser intend to make the above Currency Hedging Transactions in order to bring the hedging coverage of the relevant class of Units within those percentages, normally to approximately 100% of the actual USD exposure of the Net Asset Value as described above.

*FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS*

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

*FUTURE CONTRACTS*

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Net unrealised gains are recorded as an asset and net unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

**Note 3 - Trustee fees**

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Fund, a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Trustee on behalf of the Fund.

**Note 4 - Management Company fees**

The Management Company is entitled to be paid out of the assets of the Fund for its services as Management Company a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.01 % per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Management Company on behalf of the Fund.

**Note 5 - Custodian fees**

The Custodian is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, in respect of its services as Custodian, a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.03% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter. The Custodian is also reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Custodian in respect of the Fund.

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund*

## Notes to the Financial Statements as at October 31, 2025 (continued)

**Note 6 - Investment Adviser and Investment Sub-Adviser fees**

The Investment Adviser is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, in respect of its services as Investment Adviser, a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 1.0% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter.

The Investment Adviser is also entitled to be paid, out of the assets of the High Interest Currency Class, in respect of its services as Investment Adviser, an additional amount payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.2% per annum of the average of the Net Asset Values attributable to the High Interest Currency Class on each Business Day in the relevant quarter. However, the Investment Adviser has asked the Management Company to pay this additional amount directly to the Investment Sub-Adviser. Such additional amount shall be acknowledged by the Investment Adviser and the Investment Sub-Adviser prior to each payment to the Investment Sub-Adviser.

The Investment Adviser will also be reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Investment Adviser in respect of the Fund.

**Note 7 - Administrator fees**

The Administrator is entitled to be paid out of the assets of the Fund for its services as Administrator a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.1% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter. The Administrator will also be reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Administrator with respect to the Fund.

**Note 8 - Agent Company fees**

The Agent Company is entitled to a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis, out of the assets of the Fund, within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.5% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter. Additionally, subject to the terms and conditions set out in the Agent Company Agreement, the Management Company pay, upon request, and at the expense of the Fund, out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services rendered by the Agent Company in relation to the Fund. The Agent Company shall submit to the Management Company a statement of the estimated expenses together with a breakdown of such expenses.

**Note 9 - Accrued expenses**

	<i>USD</i>
Investment Adviser and Investment Sub-Adviser fees	121,227
Agent Company fees	57,531
Administrator fees	11,507
Custodian fees	3,457
Trustee and Management Company fees	2,301
Overseas registration fees	58,637
Out-of-pocket expenses	1,149
Professional fees	22,022
Accrued expenses	<u>277,831</u>

---

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund*

---

**Notes to the Financial Statements as at October 31, 2025 (continued)****Note 10 - Distributions**

The Management Company may from time to time, after consultation with the Investment Adviser, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Fund available for distribution as well as out of net realised capital gains of the Fund and in proportion to the number of Units of a class, held by each Unitholder. The Management Company, after consultation with the Investment Adviser, may also, if it considers it necessary in order to maintain a reasonable level of distributions, determine to make distributions out of unrealised capital gains or capital of the Fund. The amounts of distributions may fluctuate and there may be instances where a distribution is not made.

Subject to the above, the Management Company intends to make a monthly distribution to Unitholders as of the 10th calendar day of each month (the "Record Date") provided that if the Record Date is not a Business Day, the distribution will be made to Unitholders as of the immediately preceding Business Day.

Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant Record Date.

For the year ended October 31, 2025, the Fund distributed a total amount of USD 2,352,320.

**Note 11 - Taxation**

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Fund or withholding taxes applicable to the payment by the Fund to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Fund may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

**Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases**Issue of Units

Class USD Units, Class AUD Units, Class NZD Units and High Interest Currency Class Units may be issued to Eligible Investors on any Business Day (as defined below) at an offering price equal to the Net Asset Value per Unit of the relevant class of Units on the relevant Business Day plus a sales charge of up to 3.0% (exclusive of consumption or other taxes, if any) of the Net Asset Value per Unit of the relevant class, which shall be paid to the Distributor. The minimum purchase amount for an existing Unitholder and for an Eligible Investor is 100 Units of a class, with amounts in excess of 100 Units, being in integral multiples of 1 Unit.

Applications for the purchase of Units must be received by the Administrator no later than 12:00 noon (Luxembourg time) on the relevant Business Day, and payment for Units must be received within 7 Business Days from (and including) the relevant Business Day (or, if the seventh Business Day is not a day on which banks in Melbourne (in respect of Class AUD Units) or Wellington (in respect of Class NZD Units) are open for business, the immediately following Business Day on which banks in Melbourne (in respect of Class AUD Units) or Wellington (in respect of Class NZD Units) are open for business and/or such other date or dates as the Trustee, after consultation with the Management Company, may from time to time determine.

A "Business Day" is any day on which banks in each of Luxembourg, Amsterdam and New York are open for business (except 24 December in each year) and on which securities companies are open for business in Tokyo and/or such other day or days and/or such other place or places as the Trustee, after consultation with the Management Company, may from time to time determine.

The Trustee, after consultation with the Management Company, may, in its discretion, reject any application for Units in whole or in part and may cancel any order for which a properly completed application form and payment as described above is not timely received, in which event the amount paid on application or the balance thereof (as the case may be) shall be returned (without interest) as soon as practicable and at the risk and cost of the applicant.

**Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund****Notes to the Financial Statements as at October 31, 2025 (continued)****Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)****Issue of Units (continued)**

The Trustee and/or the Management Company (or its delegate) may request from an applicant for Units such information and documentation as is necessary to verify the identity of the applicant and the source of payment of subscription monies. The Management Company (or its delegate) shall not issue Units until such time as it has received, and the Trustee and/or the Management Company (or its delegate), as the case may be, is satisfied with, all the information and documentation requested to verify the identity of the applicant for Units and the source of payment of subscription monies. If the Management Company (or its delegate) shall not have received such information and documentation within 10 Business Days of the Closing Date or the relevant Business Day (as the case may be), the Management Company (or its delegate) shall return the application to the applicant and all subscription monies paid by the applicant to the paying bank at the risk and cost of the applicant (without interest).

**Repurchase of Units**

Units may be repurchased on each Business Day. A Unitholder may serve a notice requesting the repurchase of its Units (the "Repurchase Notice") requesting that the Administrator repurchase the Units specified therein. A Repurchase Notice once submitted shall be irrevocable unless the Trustee, after consultation with the Management Company, determines generally or in any particular case or cases. Each Repurchase Notice shall be in multiples of 1 Unit of the relevant class of Units or such other number of Units of the relevant class of Units as the Trustee, after consultation with the Management Company may, in its discretion, determine.

The Repurchase Notice should be submitted to the Administrator no later than 12:00 noon (Luxembourg time) on the relevant Business Day.

The price at which Units may be repurchased (the "Repurchase Price per Unit") shall be equal to the Net Asset Value per Unit of the relevant class of Unit on the relevant Business Day.

No Units shall be repurchased during any period when the repurchase of Units is suspended as set forth in the Offering Circular.

The Trustee, after consultation with the Management Company reserves the right to suspend, refuse or cancel any repurchase request and may also delay payment of repurchase proceeds.

**Note 13 - Forward foreign exchange contracts**

As at October 31, 2025, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts which were used to provide additional exposure of each classes' net assets to certain currencies, as described in note 2, and to hedge portion of portfolio:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
AUD	2,211,291	USD	1,435,841	November 25, 2025	12,221
TRY	124,662,359	USD	2,900,907	November 13, 2025	33,193
TRY	6,953,675	USD	154,083	January 16, 2026	1,024
BRL	19,199,806	USD	3,552,861	November 13, 2025	706
BRL	810,146	USD	149,639	November 13, 2025	306
ZAR	41,129,579	USD	2,378,898	November 14, 2025	(8,187)
HUF	997,223,153	USD	3,005,521	November 13, 2025	(40,688)
AUD	19,798,314	USD	12,877,191	November 25, 2025	87,716
NZD	6,112,109	USD	3,509,896	November 25, 2025	(6,144)
USD	221,515	EUR	188,075	December 08, 2025	3,965
USD	117,508	EUR	98,778	December 08, 2025	3,250
USD	38,965	AUD	58,995	November 25, 2025	332
USD	5,614	NZD	9,741	November 25, 2025	30
USD	16,813	AUD	25,654	November 25, 2025	14
USD	3,287	AUD	5,060	November 25, 2025	(26)
USD	7,259	AUD	11,154	November 25, 2025	(45)
USD	11,139	AUD	17,170	November 25, 2025	(104)

**Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund****Notes to the Financial Statements as at October 31, 2025 (continued)****Note 13 - Forward foreign exchange contracts (continued)**

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
USD	24,889	AUD	38,304	November 25, 2025	(193)
AUD	1,521	USD	989	November 25, 2025	6
NZD	573	USD	330	November 25, 2025	(2)
					<b>87,374</b>

**Note 14 - Future contracts**

As at October 31, 2025, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in USD	Unrealised Gain / (Loss) in USD
<b>Long Positions</b>					
USD	1	FUT US LONG BOND(CBT)	Dec 2025	117,406	(1,188)
USD	6	FUT US 10YR NOTE (CBT)	Dec 2025	676,406	(1,328)
USD	9	FUT US 10YR ULTRA	Dec 2025	1,039,922	7,933
USD	8	FUT US 2YR NOTE (CBT)	Dec 2025	1,666,125	(1,461)
				3,499,859	3,956
<b>Short Positions</b>					
USD	(1)	FUT US ULTRA BOND CBT	Dec 2025	(121,469)	(281)
USD	(7)	FUT US 5YR NOTE (CBT)	Dec 2025	(764,750)	(112)
				(886,219)	(393)
					<b>3,563</b>

**Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund****Statement of Investments**  
**as at October 31, 2025**  
*(expressed in US Dollars)*

Ccy	Nominal Value <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
<b>ANGOLA</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	200,000	ANGOLA REP OF 9.2440% 15/01/31	200,000	195,250	0.41
USD	200,000	ANGOLA REP OF 8.0000% 26/11/29	200,000	191,000	0.41
USD	200,000	ANGOLA REP OF 8.7500% 14/04/32	200,750	187,000	0.40
			600,750	573,250	1.22
		Total ANGOLA	600,750	573,250	1.22
<b>ARGENTINA</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	1,363,739	ARGENTINA 4.1250% 09/07/35	634,373	956,322	2.05
USD	8,000,000	ARGENT-GDP 0.0000% 15/12/35	758,843	240,000	0.51
USD	100,000	ARGENTINA 5.0000% 09/01/38	48,885	73,300	0.16
USD	100,000	ARGENTINA 3.5000% 09/07/41	62,540	65,250	0.14
			1,504,641	1,334,872	2.86
<b>OTHER BOND</b>					
USD	109,995	ARGENTINA 4.1250% 09/07/46	66,491	72,447	0.15
			66,491	72,447	0.15
		Total ARGENTINA	1,571,132	1,407,319	3.01
<b>BAHRAIN</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	200,000	BAHRAIN 5.2500% 25/01/33	171,500	192,750	0.41
			171,500	192,750	0.41
		Total BAHRAIN	171,500	192,750	0.41
<b>BENIN</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	200,000	BENIN INTL BO 7.9600% 13/02/38	192,478	207,750	0.44
			192,478	207,750	0.44
		Total BENIN	192,478	207,750	0.44
<b>BRAZIL</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	665,000	BRAZIL REP OF 4.7500% 14/01/50	646,995	501,245	1.08
USD	300,000	REP OF BRAZIL 5% 27/01/45	289,217	245,160	0.52

<sup>(1)</sup> Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund**

**Statement of Investments (continued)**  
**as at October 31, 2025**  
*(expressed in US Dollars)*

Ccy	Nominal Value <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
<b>BRAZIL (CONTINUED)</b>					
<b>GOVERNMENT BOND (CONTINUED)</b>					
USD	200,000	BRAZIL REP OF 6.6250% 15/03/35	198,474	208,250	0.44
			1,134,686	954,655	2.04
<b>OTHER BOND</b>					
USD	1,100,000	BRAZIL MINAS 5.3330% 15/02/28	291,555	329,770	0.70
			291,555	329,770	0.70
<b>PAY-IN-KIND BOND</b>					
USD	115,022	SAMARCO MINERACA PIK 30/06/31	107,147	115,021	0.25
			107,147	115,021	0.25
<b>STRAIGHT FIXED BOND</b>					
USD	200,000	BRF SA 4.8750% 24/01/30	180,000	194,173	0.41
			180,000	194,173	0.41
		<b>Total BRAZIL</b>	<b>1,713,388</b>	<b>1,593,619</b>	<b>3.40</b>
<b>BRITISH VIRGIN ISLANDS</b>					
<b>STRAIGHT FIXED BOND</b>					
USD	120,000	CABCORP 5.2500% 27/04/29	115,884	117,624	0.25
			115,884	117,624	0.25
		<b>Total BRITISH VIRGIN ISLANDS</b>	<b>115,884</b>	<b>117,624</b>	<b>0.25</b>
<b>CAYMAN ISLANDS</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	800,000	KSA SUKUK LTD 2.9690% 29/10/29	800,546	763,984	1.63
			800,546	763,984	1.63
<b>OTHER BOND</b>					
USD	500,000	BIOCEANICO SOV 0% 05/06/34	258,051	303,002	0.65
			258,051	303,002	0.65
<b>STRAIGHT FIXED BOND</b>					
USD	360,000	DP WORLD CRES 5.5000% 08/05/35	356,378	375,479	0.80
USD	250,000	GACI FIRST INVST 4.7500% 14/02/30	243,125	253,811	0.54
USD	200,000	KINGSTON AIRP 6.7500% 15/12/36	201,100	204,102	0.44
USD	67,000	VALE OVERSEAS 6.1250% 12/06/33	66,893	71,830	0.15
			867,496	905,222	1.93
		<b>Total CAYMAN ISLANDS</b>	<b>1,926,093</b>	<b>1,972,208</b>	<b>4.21</b>

<sup>(1)</sup> Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund****Statement of Investments (continued)**  
**as at October 31, 2025**  
*(expressed in US Dollars)*

Ccy	Nominal Value <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
<b>CHILE</b>					
<b>FLOATING RATE NOTE</b>					
USD	200,000	BANCO DEL ESTADO FRN 02/11/72	214,300	212,000	0.45
			214,300	212,000	0.45
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	900,000	CHILE 3.5000% 25/01/50	803,224	673,420	1.45
USD	400,000	CHILE 3.2400% 06/02/28	423,300	392,843	0.84
USD	200,000	CHILE 3.1000% 22/01/61	151,250	127,578	0.27
			1,377,774	1,193,841	2.56
<b>STRAIGHT FIXED BOND</b>					
USD	100,000	LATAM AIR 7.8750% 15/04/30	103,750	103,415	0.22
USD	70,000	LATAM AIR 7.6250% 07/01/31	72,402	71,988	0.15
USD	40,000	LATAM AIR 7.6250% 07/01/31	41,440	41,136	0.09
			217,592	216,539	0.46
		<b>Total CHILE</b>	<b>1,809,666</b>	<b>1,622,380</b>	<b>3.47</b>
<b>COLOMBIA</b>					
<b>FLOATING RATE NOTE</b>					
USD	200,000	BANCOLOMBIA FRN 24/12/34	204,900	213,657	0.46
			204,900	213,657	0.46
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	600,000	REP OF COLOMBIA 5% 15/06/45	623,684	459,000	0.98
USD	200,000	COLOMBIA REP OF 7.3750% 25/04/30	204,980	214,939	0.46
USD	200,000	COLOMBIA REP OF 3.2500% 22/04/32	157,580	170,547	0.36
USD	200,000	COLOMBIA REP OF 4.1250% 15/05/51	108,280	130,120	0.28
EUR	100,000	COLOMBIA REP OF 5.0000% 19/09/32	116,267	112,864	0.24
			1,210,791	1,087,470	2.32
<b>STRAIGHT FIXED BOND</b>					
USD	200,000	GRUPO NUTRESA 8.0000% 12/05/30	201,500	214,990	0.46
			201,500	214,990	0.46
		<b>Total COLOMBIA</b>	<b>1,617,191</b>	<b>1,516,117</b>	<b>3.24</b>
<b>COSTA RICA</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	200,000	COSTA RICA GO 6.5500% 03/04/34	195,680	216,250	0.46
USD	200,000	COSTA RICA GO 6.1250% 19/02/31	207,840	209,250	0.45
			403,520	425,500	0.91

<sup>(1)</sup> Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund**

**Statement of Investments (continued)**  
**as at October 31, 2025**  
*(expressed in US Dollars)*

Ccy	Nominal Value <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
<b>COSTA RICA (CONTINUED)</b>					
<b>STRAIGHT FIXED BOND</b>					
USD	200,000	INSTITUTO COS 6.3750% 15/05/43	150,100	196,558	0.42
			150,100	196,558	0.42
		<b>Total COSTA RICA</b>	<b>553,620</b>	<b>622,058</b>	<b>1.33</b>
<b>DOMINICAN REPUBLIC</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	230,000	DOMINICAN REP 6.5000% 15/02/48	228,178	233,450	0.49
USD	200,000	DOMINICAN REP 6.9500% 15/03/37	203,600	214,500	0.46
USD	200,000	DOMINICAN REP 4.5000% 30/01/30	174,500	195,500	0.42
USD	100,000	DOMINICAN REP 5.95% 25/01/27	100,500	101,310	0.22
			706,778	744,760	1.59
		<b>Total DOMINICAN REPUBLIC</b>	<b>706,778</b>	<b>744,760</b>	<b>1.59</b>
<b>ECUADOR</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	260,000	REPUBLIC OF E 0.0000% 31/07/30	129,896	202,800	0.44
USD	135,040	REPUBLIC OF E 6.9000% 31/07/35	137,622	103,306	0.22
USD	100,000	REPUBLIC OF E 6.9000% 31/07/30	122,712	90,875	0.19
			390,230	396,981	0.85
		<b>Total ECUADOR</b>	<b>390,230</b>	<b>396,981</b>	<b>0.85</b>
<b>EGYPT</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	305,000	ARAB REP EGYPT 8.7002% 01/03/49	312,646	283,269	0.61
USD	200,000	EGYPT TASKEEK 6.3750% 07/04/29	200,000	202,500	0.43
USD	200,000	ARAB REP EGYPT 5.8750% 16/02/31	167,950	191,750	0.41
USD	200,000	ARAB REP EGYPT 8.8750% 29/05/50	197,200	188,500	0.40
USD	200,000	ARAB REP EGYPT 8.1500% 20/11/59	179,750	173,500	0.37
			1,057,546	1,039,519	2.22
		<b>Total EGYPT</b>	<b>1,057,546</b>	<b>1,039,519</b>	<b>2.22</b>

<sup>(1)</sup> Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund****Statement of Investments (continued)**  
**as at October 31, 2025**  
*(expressed in US Dollars)*

Ccy	Nominal Value <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
<b>EL SALVADOR</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	480,000	EL SALVADOR R 7.1246% 20/01/50	369,330	432,600	0.92
			369,330	432,600	0.92
		<b>Total EL SALVADOR</b>	<b>369,330</b>	<b>432,600</b>	<b>0.92</b>
<b>GHANA</b>					
<b>OTHER BOND</b>					
USD	186,340	GHANA REP OF 5.0000% 03/07/29	281,640	180,983	0.38
USD	137,960	GHANA REP OF 5.0000% 03/07/35	169,420	118,301	0.25
USD	33,413	GHANA REP OF 0.0000% 03/01/30	35,053	21,554	0.05
USD	30,800	GHANA REP OF 0.0000% 03/07/26	19,256	11,950	0.03
			505,369	332,788	0.71
		<b>Total GHANA</b>	<b>505,369</b>	<b>332,788</b>	<b>0.71</b>
<b>GUATEMALA</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	200,000	REP OF GUATEM 6.5500% 06/02/37	200,000	215,250	0.46
USD	200,000	REP OF GUATEM 6.2500% 15/08/36	198,146	211,250	0.45
			398,146	426,500	0.91
		<b>Total GUATEMALA</b>	<b>398,146</b>	<b>426,500</b>	<b>0.91</b>
<b>HUNGARY</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	500,000	HUNGARY 6.2500% 22/09/32	476,875	537,493	1.15
USD	250,000	HUNGARY 5.5000% 16/06/34	236,625	254,097	0.54
USD	200,000	HUNGARY 7.6250% 29/03/41	326,492	240,031	0.51
			1,039,992	1,031,621	2.20
		<b>Total HUNGARY</b>	<b>1,039,992</b>	<b>1,031,621</b>	<b>2.20</b>
<b>INDIA</b>					
<b>STRAIGHT FIXED BOND</b>					
USD	250,000	RELIANCE INDU 2.8750% 12/01/32	209,045	227,541	0.49
			209,045	227,541	0.49
		<b>Total INDIA</b>	<b>209,045</b>	<b>227,541</b>	<b>0.49</b>

<sup>(1)</sup> Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund**

**Statement of Investments (continued)**  
**as at October 31, 2025**  
*(expressed in US Dollars)*

Ccy	Nominal Value <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
<b>INDONESIA</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	400,000	INDONESIA (REP) 4.1000% 24/04/28	434,639	400,042	0.85
USD	350,000	INDONESIA REP 3.8500% 18/07/27	373,843	348,499	0.74
USD	355,000	INDONESIA (REP) 5.1000% 10/02/54	339,913	344,905	0.74
USD	300,000	INDONESIA (RE) 5.2500% 17/01/42	314,763	304,445	0.65
USD	250,000	INDONESIA (REP) 4.2000% 15/10/50	280,313	209,896	0.45
USD	220,000	INDONESIA REP 4.6250% 15/04/43	246,924	206,569	0.44
			<b>1,990,395</b>	<b>1,814,356</b>	<b>3.87</b>
<b>STRAIGHT FIXED BOND</b>					
USD	250,000	PT PERTAMINA 4.1750% 21/01/50	251,750	199,400	0.43
USD	200,000	PT PERTAMINA 4.7000% 30/07/49	200,000	172,773	0.37
			<b>451,750</b>	<b>372,173</b>	<b>0.80</b>
		<b>Total INDONESIA</b>	<b>2,442,145</b>	<b>2,186,529</b>	<b>4.67</b>
<b>IRAQ</b>					
<b>OTHER BOND</b>					
USD	370,000	IRAQ REPUBLIC 5.8% 15/01/28	102,515	115,210	0.25
			<b>102,515</b>	<b>115,210</b>	<b>0.25</b>
		<b>Total IRAQ</b>	<b>102,515</b>	<b>115,210</b>	<b>0.25</b>
<b>IVORY COAST</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	500,000	IVORY COAST-P 6.1250% 15/06/33	473,700	485,000	1.04
			<b>473,700</b>	<b>485,000</b>	<b>1.04</b>
		<b>Total IVORY COAST</b>	<b>473,700</b>	<b>485,000</b>	<b>1.04</b>
<b>JERSEY</b>					
<b>OTHER BOND</b>					
USD	300,000	GALAXY PIPELI 2.9400% 30/09/40	207,346	221,920	0.47
			<b>207,346</b>	<b>221,920</b>	<b>0.47</b>
		<b>Total JERSEY</b>	<b>207,346</b>	<b>221,920</b>	<b>0.47</b>

<sup>(1)</sup> Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund****Statement of Investments (continued)**  
**as at October 31, 2025**  
*(expressed in US Dollars)*

Ccy	Nominal Value <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
<b>KAZAKHSTAN</b>					
<b>STRAIGHT FIXED BOND</b>					
USD	200,000	KAZMUNAYGAS N 3.5000% 14/04/33	165,000	181,015	0.39
			165,000	181,015	0.39
		<b>Total KAZAKHSTAN</b>	<b>165,000</b>	<b>181,015</b>	<b>0.39</b>
<b>KENYA</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	200,000	KENYA REP OF 9.5000% 05/03/36	188,500	204,739	0.44
USD	200,000	KENYA REP OF 6.3000% 23/01/34	158,500	176,750	0.38
			347,000	381,489	0.82
		<b>Total KENYA</b>	<b>347,000</b>	<b>381,489</b>	<b>0.82</b>
<b>LUXEMBOURG</b>					
<b>STRAIGHT FIXED BOND</b>					
USD	930,000	EAGLE LUXCO 5.5000% 17/08/30	944,657	944,489	2.01
USD	200,000	REDE D'OR FIN 6.4500% 09/09/35	200,000	203,960	0.44
USD	200,000	RAIZEN FUELS 6.2500% 08/07/32	199,050	171,680	0.37
			1,343,707	1,320,129	2.82
		<b>Total LUXEMBOURG</b>	<b>1,343,707</b>	<b>1,320,129</b>	<b>2.82</b>
<b>MEXICO</b>					
<b>FLOATING RATE NOTE</b>					
USD	200,000	BANCO MERC NORTE FRN 31/12/74	202,470	213,801	0.46
			202,470	213,801	0.46
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	350,000	UTD MEXICAN STATE 6.05% 11/01/40	413,000	354,842	0.75
USD	350,000	UNITED MEXICAN 3.2500% 16/04/30	329,875	332,353	0.71
USD	250,000	UNITED MEXICAN 3.7500% 11/01/28	260,404	247,597	0.53
USD	300,000	UNITED MEXICAN STATE 4.6% 23/01/46	326,253	244,182	0.52
USD	250,000	UTD MEXICAN STATES 5.75% 12/10/2110	255,680	219,181	0.47
USD	250,000	UTD MEXICAN STATE 4.75% 8/3/44	225,875	211,541	0.45
USD	200,000	UNITED MEXICAN 6.0000% 07/05/36	193,848	205,446	0.44
USD	200,000	UNITED MEXICAN 4.5000% 22/04/29	205,694	201,028	0.43
USD	200,000	UNITED MEXICAN 5.0000% 27/04/51	215,500	166,955	0.36
USD	200,000	UNITED MEXICAN 4.3500% 15/01/47	187,730	156,815	0.34
USD	150,000	UNITED MEXICAN STATE 5.55% 21/01/45	169,392	141,883	0.30
			2,783,251	2,481,823	5.30

<sup>(1)</sup> Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund**

**Statement of Investments (continued)**  
**as at October 31, 2025**  
*(expressed in US Dollars)*

Ccy	Nominal Value <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
<b>MEXICO (CONTINUED)</b>					
<b>OTHER BOND</b>					
USD	200,000	FIEMEX ENERGI 7.2500% 31/01/41	211,770	209,294	0.45
USD	100,000	PETROLEOS MEXICA 8.7500% 02/06/29	99,575	107,936	0.23
			311,345	317,230	0.68
<b>STRAIGHT FIXED BOND</b>					
USD	350,000	PETROLEOS MEXICA 5.9500% 28/01/31	345,996	342,390	0.74
USD	300,000	MEXICO CITY A 3.8750% 30/04/28	276,300	294,211	0.63
USD	300,000	PETROLEOS MEXICA 6.6250% 15/06/35	220,500	287,347	0.61
USD	235,000	PETROLEOS MEXICA 6.7000% 16/02/32	218,230	235,239	0.50
USD	270,000	PETROLEOS MEXICA 6.9500% 28/01/60	247,905	222,229	0.47
USD	250,000	MEXICO CITY A 5.5000% 31/07/47	212,375	220,368	0.47
USD	200,000	SITIOS 5.3750% 04/04/32	188,500	200,491	0.43
USD	200,000	CEMEX SAB 3.8750% 11/07/31	177,200	191,294	0.41
USD	200,000	PEMEX 5.625% 23/01/46	147,454	153,242	0.33
USD	160,000	PEMEX 6.75% 21/09/47	150,048	132,673	0.28
USD	137,000	PETROLEOS MEXICA 7.6900% 23/01/50	136,567	124,368	0.27
USD	120,000	PETROLEOS MEXICA 6.8400% 23/01/30	117,555	123,260	0.26
USD	40,000	PETROLEOS MEXICA 6.3500% 12/02/48	35,414	32,055	0.07
			2,474,044	2,559,167	5.47
		<b>Total MEXICO</b>	<b>5,771,110</b>	<b>5,572,021</b>	<b>11.91</b>
<b>MONGOLIA</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	250,000	MONGOLIA 4.4500% 07/07/31	213,438	228,750	0.49
			213,438	228,750	0.49
		<b>Total MONGOLIA</b>	<b>213,438</b>	<b>228,750</b>	<b>0.49</b>
<b>MOROCCO</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	300,000	MOROCCO KINGD 3.0000% 15/12/32	223,575	265,125	0.57
USD	200,000	MOROCCO KINGD 2.3750% 15/12/27	178,100	191,500	0.41
			401,675	456,625	0.98
<b>STRAIGHT FIXED BOND</b>					
USD	200,000	OCP SA 6.7500% 02/05/34	196,982	217,165	0.46
USD	200,000	OCP SA 5.1250% 23/06/51	151,000	168,709	0.36
			347,982	385,874	0.82
		<b>Total MOROCCO</b>	<b>749,657</b>	<b>842,499</b>	<b>1.80</b>

<sup>(1)</sup> Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund**

**Statement of Investments (continued)**  
**as at October 31, 2025**  
*(expressed in US Dollars)*

Ccy	Nominal Value <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
<b>NETHERLANDS</b>					
<b>STRAIGHT FIXED BOND</b>					
USD	200,000	PROSUS NV 3.6800% 21/01/30	176,250	191,922	0.41
			176,250	191,922	0.41
		<b>Total NETHERLANDS</b>	<b>176,250</b>	<b>191,922</b>	<b>0.41</b>
<b>NIGERIA</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	290,000	REP OF NIGERI 7.3750% 28/09/33	261,000	279,487	0.60
USD	250,000	REP OF NIGERI 7.1430% 23/02/30	252,604	248,438	0.53
USD	240,000	REP OF NIGERI 9.2480% 21/01/49	242,188	247,200	0.53
			755,792	775,125	1.66
		<b>Total NIGERIA</b>	<b>755,792</b>	<b>775,125</b>	<b>1.66</b>
<b>NORWAY</b>					
<b>STRAIGHT FIXED BOND</b>					
USD	200,000	DNO ASA 8.5000% 27/03/30	200,000	207,059	0.44
			200,000	207,059	0.44
		<b>Total NORWAY</b>	<b>200,000</b>	<b>207,059</b>	<b>0.44</b>
<b>OMAN</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	304,000	OMAN GVT INTL 6.5% 08/03/47	303,236	333,239	0.71
USD	200,000	OMAN INTRNL B 4.7500% 15/06/26	196,900	200,016	0.43
			500,136	533,255	1.14
		<b>Total OMAN</b>	<b>500,136</b>	<b>533,255</b>	<b>1.14</b>
<b>PAKISTAN</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	200,000	REP OF PAKIST 7.3750% 08/04/31	98,420	196,500	0.42
USD	110,000	REP OF PAKIST 7.8750% 31/03/36	84,953	106,425	0.23
			183,373	302,925	0.65
		<b>Total PAKISTAN</b>	<b>183,373</b>	<b>302,925</b>	<b>0.65</b>

<sup>(1)</sup> Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund****Statement of Investments (continued)**  
**as at October 31, 2025**  
*(expressed in US Dollars)*

Ccy	Nominal Value <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
<b>PANAMA</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	400,000	PANAMA 3.8700% 23/07/60	424,372	273,000	0.58
			424,372	273,000	0.58
<b>OTHER BOND</b>					
USD	300,000	REP OF PANAMA 4.3% 29/04/53	322,458	231,000	0.50
USD	200,000	AEROPUERTO IN 5.1250% 11/08/61	143,380	160,500	0.34
			465,838	391,500	0.84
		<b>Total PANAMA</b>	<b>890,210</b>	<b>664,500</b>	<b>1.42</b>
<b>PARAGUAY</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	276,000	PARAGUAY 2.7390% 29/01/33	276,000	244,166	0.52
USD	230,000	PARAGUAY 4.9500% 28/04/31	230,140	233,450	0.50
			506,140	477,616	1.02
		<b>Total PARAGUAY</b>	<b>506,140</b>	<b>477,616</b>	<b>1.02</b>
<b>PERU</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	212,000	REPUBLIC OF PERU 5.3750% 08/02/35	209,556	217,578	0.47
USD	300,000	REPUBLIC OF PERU 3.2300% 28/07/2121	250,500	170,824	0.36
USD	110,000	REPUBLIC OF PERU 2.7800% 01/12/60	73,660	62,563	0.13
USD	50,000	REPUBLIC OF PERU 3.5500% 10/03/51	48,497	36,251	0.08
USD	28,000	REPUBLIC OF PERU 5.6250% 18/11/50	26,232	27,902	0.06
			608,445	515,118	1.10
<b>OTHER BOND</b>					
USD	10,000	REPUBLIC OF PERU 6.5500% 14/03/37	10,425	11,176	0.02
			10,425	11,176	0.02
		<b>Total PERU</b>	<b>618,870</b>	<b>526,294</b>	<b>1.12</b>
<b>POLAND</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	200,000	REP OF POLAND 5.5000% 04/04/53	195,500	196,336	0.42
			195,500	196,336	0.42
		<b>Total POLAND</b>	<b>195,500</b>	<b>196,336</b>	<b>0.42</b>

<sup>(1)</sup> Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund**

**Statement of Investments (continued)**  
**as at October 31, 2025**  
*(expressed in US Dollars)*

Ccy	Nominal Value <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
<b>ROMANIA</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
EUR	190,000	ROMANIA 5.3750% 07/06/33	221,499	221,245	0.48
USD	200,000	ROMANIA 5.8750% 30/01/29	201,400	205,508	0.44
USD	160,000	ROMANIA 6.6250% 16/05/36	159,699	164,223	0.35
USD	160,000	ROMANIA 6.3750% 30/01/34	153,200	163,935	0.35
USD	200,000	ROMANIA 4.0000% 14/02/51	217,500	137,452	0.29
USD	100,000	ROMANIA 6.6250% 17/02/28	100,460	103,930	0.22
USD	80,000	ROMANIA 5.7500% 16/09/30	79,908	81,718	0.17
USD	40,000	ROMANIA 3.0000% 14/02/31	32,820	35,816	0.08
			<u>1,166,486</u>	<u>1,113,827</u>	<u>2.38</u>
		<b>Total ROMANIA</b>	<u>1,166,486</u>	<u>1,113,827</u>	<u>2.38</u>
<b>SAUDI ARABIA</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	600,000	SAUDI INT BON 2.2500% 02/02/33	501,828	516,220	1.10
USD	350,000	SAUDI INT BON 4.5000% 26/10/46	377,875	309,022	0.66
USD	300,000	SAUDI INT BON 4.6250% 04/10/47	311,940	266,199	0.57
USD	250,000	SAUDI INT BON 5.0000% 17/04/49	268,750	232,127	0.50
USD	300,000	SAUDI INT BON 3.7500% 21/01/55	258,000	220,557	0.47
USD	200,000	SAUDI INT BON 4.7500% 16/01/30	201,900	203,678	0.44
USD	200,000	SAUDI INT BON 4.8750% 18/07/33	196,288	203,485	0.43
USD	200,000	SAUDI INT BON 4.5000% 17/04/30	226,908	202,064	0.43
USD	200,000	SAUDI INT BON 4.5000% 22/04/60	228,480	166,882	0.36
			<u>2,571,969</u>	<u>2,320,234</u>	<u>4.96</u>
		<b>Total SAUDI ARABIA</b>	<u>2,571,969</u>	<u>2,320,234</u>	<u>4.96</u>
<b>SENEGAL</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	200,000	SENEGAL REP O 6.7500% 13/03/48	146,860	127,000	0.27
			<u>146,860</u>	<u>127,000</u>	<u>0.27</u>
		<b>Total SENEGAL</b>	<u>146,860</u>	<u>127,000</u>	<u>0.27</u>
<b>SERBIA</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	200,000	SERBIA REPUB 6.2500% 26/05/28	202,200	208,250	0.45
USD	200,000	SERBIA REPUB 2.1250% 01/12/30	169,921	175,000	0.37
			<u>372,121</u>	<u>383,250</u>	<u>0.82</u>
		<b>Total SERBIA</b>	<u>372,121</u>	<u>383,250</u>	<u>0.82</u>

<sup>(1)</sup> Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund**

**Statement of Investments (continued)**  
**as at October 31, 2025**  
*(expressed in US Dollars)*

Ccy	Nominal Value <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
<b>SOUTH AFRICA</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	400,000	SOUTH AFRICA 5.7500% 30/09/49	396,234	337,000	0.72
USD	250,000	SOUTH AFRICA 5.6500% 27/09/47	225,500	210,625	0.45
USD	200,000	SOUTH AFRICA 5.8750% 20/04/32	194,976	205,750	0.44
			816,710	753,375	1.61
<b>STRAIGHT FIXED BOND</b>					
USD	200,000	TRANSNET/SA 8.2500% 06/02/28	192,400	211,385	0.45
USD	200,000	ESKOM HOLDING 6.3500% 10/08/28	194,800	205,899	0.44
USD	200,000	ESKOM HOLDINGS 4.3140% 23/07/27	186,480	197,718	0.42
			573,680	615,002	1.31
		Total SOUTH AFRICA	1,390,390	1,368,377	2.92
<b>SRI LANKA</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	101,595	REP OF SRI LA 3.3500% 15/03/33	91,244	88,134	0.20
USD	95,260	REP OF SRI LA 3.6000% 15/02/38	85,837	87,163	0.19
USD	68,600	REP OF SRI LA 3.6000% 15/06/35	59,840	52,822	0.11
USD	51,795	REP OF SRI LA 3.1000% 15/01/30	51,795	48,687	0.10
USD	47,610	REP OF SRI LA 3.6000% 15/05/36	42,976	43,206	0.09
			331,692	320,012	0.69
<b>OTHER BOND</b>					
USD	68,846	REP OF SRI LA 4.0000% 15/04/28	57,313	48,059	0.10
			57,313	48,059	0.10
		Total SRI LANKA	389,005	368,071	0.79
<b>TRINIDAD AND TOBAGO</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	200,000	TRINIDAD&TOBA 4.5000% 26/06/30	191,880	191,000	0.41
			191,880	191,000	0.41
		Total TRINIDAD AND TOBAGO	191,880	191,000	0.41
<b>TURKEY</b>					
<b>FLOATING RATE NOTE</b>					
USD	200,000	GARANTI BANKASI FRN 28/02/34	200,700	208,002	0.45
USD	200,000	YAPI KREDI BANKA FRN 31/12/99	200,000	201,679	0.43
			400,700	409,681	0.88

<sup>(1)</sup> Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Statement of Investments (continued)  
as at October 31, 2025  
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
<b>TURKEY(CONTINUED)</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	700,000	TURKIYE REP OF 5.2500% 13/03/30	586,351	688,625	1.46
USD	400,000	HAZINE MUSTES 5.1250% 22/06/26	366,000	401,708	0.86
USD	400,000	TURKIYE REP OF 5.8750% 26/06/31	362,776	396,000	0.85
USD	390,000	TURKIYE REP OF 4.7500% 26/01/26	387,434	390,319	0.83
USD	440,000	TURKIYE REP OF 5.7500% 11/05/47	318,649	357,500	0.76
USD	350,000	TURKIYE REP OF 4.8750% 09/10/26	323,504	351,313	0.75
USD	400,000	TURKIYE REP OF 4.8750% 16/04/43	276,250	303,500	0.65
USD	280,000	TURK IHRACAT 5.7500% 06/07/26	251,574	281,750	0.60
USD	300,000	TURKIYE REP OF 6.6250% 17/02/45	255,996	274,500	0.59
USD	200,000	TURKIYE REP OF 6.5000% 20/09/33	188,380	200,250	0.43
			3,316,914	3,645,465	7.78
		Total TURKEY	3,717,614	4,055,146	8.66
<b>UKRAINE</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	250,000	UKRAINE GOVT FRN 01/08/41	106,814	211,875	0.46
USD	260,000	UKRAINE GOVT 4.5000% 01/02/36	140,599	142,675	0.30
USD	100,000	UKRAINE GOVT 0.0000% 01/02/36	58,125	50,875	0.11
			305,538	405,425	0.87
		Total UKRAINE	305,538	405,425	0.87
<b>UNITED ARAB EMIRATES</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	750,000	ABU DHABI GOV 3.1250% 30/09/49	732,646	554,464	1.18
USD	500,000	ABU DHABI GOV 2.5000% 30/09/29	500,922	475,495	1.02
USD	350,000	ABU DHABI GOV 4.1250% 11/10/47	375,060	308,833	0.66
USD	200,000	ABU DHABI GOV 3.1250% 16/04/30	213,750	194,369	0.42
USD	200,000	ABU DHABI GOV 1.8750% 15/09/31	162,900	178,394	0.38
			1,985,278	1,711,555	3.66
<b>OTHER BOND</b>					
USD	200,000	ABU DHABI CRU 4.6000% 02/11/47	178,750	188,136	0.40
			178,750	188,136	0.40
<b>STRAIGHT FIXED BOND</b>					
USD	200,000	DP WORLD PLC 5.6250% 25/09/48	189,386	200,246	0.43
USD	200,000	ABU DHABI CRU 3.6500% 02/11/29	187,750	196,752	0.42
			377,136	396,998	0.85
		Total UNITED ARAB EMIRATES	2,541,164	2,296,689	4.91

<sup>(1)</sup> Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund**

**Statement of Investments (continued)**  
**as at October 31, 2025**  
*(expressed in US Dollars)*

Ccy	Nominal Value <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
<b>UNITED KINGDOM</b>					
<b>STRAIGHT FIXED BOND</b>					
USD	315,000	SOUTHERN GAS CO 6.875% 24/03/26	341,472	317,769	0.68
			341,472	317,769	0.68
		<b>Total UNITED KINGDOM</b>	<b>341,472</b>	<b>317,769</b>	<b>0.68</b>
<b>UNITED STATES OF AMERICA</b>					
<b>STRAIGHT FIXED BOND</b>					
USD	200,000	SASOL FINANCING 4.3750% 18/09/26	190,000	198,672	0.42
			190,000	198,672	0.42
<b>TREASURY BOND SHORT TERM</b>					
USD	491,800	TREASURY BILL 0% 06/11/25	491,376	491,641	1.06
USD	259,000	TREASURY BILL 0% 13/11/25	258,643	258,721	0.55
			750,019	750,362	1.61
		<b>Total UNITED STATES OF AMERICA</b>	<b>940,019</b>	<b>949,034</b>	<b>2.03</b>
<b>URUGUAY</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	120,000	URUGUAY 4.9750% 20/04/55	120,014	111,821	0.24
			120,014	111,821	0.24
<b>OTHER BOND</b>					
USD	100,000	URUGUAY 4.3750% 27/10/27	73,114	66,872	0.14
			73,114	66,872	0.14
		<b>Total URUGUAY</b>	<b>193,128</b>	<b>178,693</b>	<b>0.38</b>
<b>UZBEKISTAN</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	200,000	REPUBLIC UZBEKIS 5.3750% 20/02/29	178,900	201,000	0.43
			178,900	201,000	0.43
<b>STRAIGHT FIXED BOND</b>					
USD	200,000	NAVOI MINING 6.7000% 17/10/28	200,000	207,959	0.44
			200,000	207,959	0.44
		<b>Total UZBEKISTAN</b>	<b>378,900</b>	<b>408,959</b>	<b>0.87</b>

<sup>(1)</sup> Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund**

**Statement of Investments (continued)**  
**as at October 31, 2025**  
*(expressed in US Dollars)*

Ccy	Nominal Value <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
<b>VENEZUELA</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	910,000	VENEZUELA 9.2500% 15/09/27*	408,560	284,466	0.61
			408,560	284,466	0.61
<b>OTHER BOND</b>					
USD	955,000	PETROLEOS DE 9.0000% 17/11/21*	315,150	213,443	0.45
USD	375,000	PETROLEOS VENEZ 6% 16/05/24 *	91,550	82,500	0.18
			406,700	295,943	0.63
<b>STRAIGHT FIXED BOND</b>					
USD	1,435,000	PETROLEOS DE VEN 5.5% 12/04/37*	486,935	315,700	0.67
			486,935	315,700	0.67
		Total VENEZUELA	1,302,195	896,109	1.91
<b>ZAMBIA</b>					
<b>GOVERNMENT BOND</b>					
USD	200,000	ZAMBIA REP OF 0.5000% 31/12/53	123,550	139,000	0.29
			123,550	139,000	0.29
<b>OTHER BOND</b>					
USD	100,000	ZAMBIA REP OF 5.7500% 30/06/33	63,370	67,878	0.15
			63,370	67,878	0.15
		Total ZAMBIA	186,920	206,878	0.44
<b>Total Investments</b>			<b>46,925,688</b>	<b>45,453,440</b>	<b>97.11</b>

\*defaulted securities

<sup>(1)</sup> Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

( 2 ) 【2024年10月31日終了年度】

## 【貸借対照表】

## ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

## 純資産計算書

2024年10月31日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 50,549,742米ドル)	2	44,731,676	6,969,642
銀行預金		1,811,978	282,324
先物契約未実現利益	14	70,154	10,931
デリバティブに係る未収証拠金		26,548	4,136
受益証券の発行未収金		528	82
ブローカーに係る未収金		576,582	89,837
未収収益		560,162	87,279
現金および現金同等物に係る利息		158	25
資産合計		<u>47,777,786</u>	<u>7,444,257</u>
<b>負債</b>			
先渡為替契約未実現損失	13	429,386	66,903
受益証券の買戻未払金		83,814	13,059
未払費用	9	268,756	41,875
負債合計		<u>781,956</u>	<u>121,837</u>
純資産		<u><u>46,995,830</u></u>	<u><u>7,322,420</u></u>

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産
米ドル受益証券(米ドル)	6.49	2,601,278	16,870,054
豪ドル受益証券(豪ドル)	4.87	4,792,398	23,324,911
NZドル受益証券(NZドル)	5.60	1,159,663	6,491,556
好利回り通貨コース受益証券(米ドル)	4.76	2,307,888	10,984,515

添付の注記は当財務書類の一部である。

## 【損益計算書】

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド  
運用計算書  
2024年10月31日に終了した年度  
(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
<b>収益</b>			
銀行預金に係る利息		90,337	14,075
債券に係る利息（源泉徴収税控除後）		2,794,325	435,384
その他収益		332	52
収益合計		2,884,994	449,511
<b>費用</b>			
投資顧問会社および副投資顧問会社報酬	6	525,224	81,835
代行協会員報酬	8	250,655	39,055
事務代行会社報酬	7	50,136	7,812
保管会社報酬	5	15,327	2,388
コルレス銀行報酬		5,630	877
銀行手数料		11,880	1,851
受託会社および管理会社報酬	3、4	10,027	1,562
弁護士報酬		28,687	4,470
海外登録費用		40,000	6,232
立替実費		5,008	780
専門家報酬		21,662	3,375
印刷および公告費		1,088	170
その他費用		4,505	702
費用合計		969,829	151,109
純投資収益		1,915,165	298,402
投資証券実現純損失		(2,862,676)	(446,034)
先物契約実現純損失		(144,200)	(22,468)
外貨および先渡為替契約実現純利益		1,108,593	172,730
当期実現純損失		(1,898,283)	(295,771)
投資証券未実現純損益の変動		8,465,068	1,318,942
先物契約未実現純損益の変動		(31,204)	(4,862)
先渡為替契約未実現純損益の変動		(324,923)	(50,626)
当期末実現純利益		8,108,941	1,263,454
運用の結果による純資産の純増加		8,125,823	1,266,084

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

## 財務書類に対する注記

2024年10月31日現在

## 注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト(「トラスト」)は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「受託会社」)とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「管理会社」)の間で締結された2010年8月20日付信託証書により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法(改訂済)に準拠したアンブレラトラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)および一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁(「CIMA」)に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に基づき、トラストの資産および管理に関する全面的な権限および責任を持つ。

ファンド

資産や負債が個別に帰属するポートフォリオまたはトラストのシリーズ(「シリーズ・トラスト」)が設定される場合がある。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合がある。

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド(「ファンド」)は、2010年8月20日付マスター信託証書および追補証書(マスター信託証書と合わせて「信託証書」)に従い設立された最初のシリーズ・トラストである。

ファンドは現在、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券(合わせて「受益証券」)の4つのクラスの受益証券の発行が可能である。

ファンドは、2030年10月30日(当該日がファンド営業日でない場合は、直前のファンド営業日)(「強制買戻日」)に償還する予定である。ファンドは、信託証書に記載された状況により、早期に償還する(または償還を延期する)ことがある。

ファンドの投資目的は、主にエマージング債券で構成される投資ポートフォリオを積極的に運用し、為替取引を必要に応じて利用することにより、パフォーマンスを追求することである。

受益者には、トラストおよびファンドのいずれもルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

## 注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資ファンドに適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

- 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の価格により評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場に上場または取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の価格が使用される。
- 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券または上記(a)に基づき決定された価格が公正な市場価格を反映していない場合には、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- かかる市場価格が存在しないか、かかる市場価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- 現金およびその他の流動資産は、減損が決定されない限り、額面価額により評価される。

評価が実行不可能または不適切である場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

#### 外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現損益(純額)および未実現の損益(純額)の変動に含まれる。

2024年10月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

- 1米ドル = 1.52672豪ドル
- 1米ドル = 4,413.12332コロンビアペソ
- 1米ドル = 0.92111ユーロ
- 1米ドル = 84.08635インドルピー
- 1米ドル = 1.68025NZドル
- 1米ドル = 34.29034トルコリラ
- 1米ドル = 17.68001南アフリカランド

#### 為替取引

投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、管理会社を代理して、為替取引を行う。副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に関し、投資顧問会社を代理して、為替取引を行う。為替取引には、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券のそれぞれの買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を、米ドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券に帰属する資産と合わせて1つのプール(「共通ポートフォリオ」)において運用することが含まれる。この共通ポートフォリオは4つに分かれており、各クラスの受益証券の純資産総額に基づき、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、好利回り通貨コース受益証券にそれぞれ帰属する。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券については、以下のように、米ドルに対し下記通貨をフォワードで購入する為替取引を行う。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の状態において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額(豪ドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に(可能な限り)等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (b) NZドル受益証券：通常の状態において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額(NZドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に(可能な限り)等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (c) 好利回り通貨コース受益証券：原則として、副投資顧問会社は、市場環境を勘案し、先進国債券市場および新興国債券市場を代表する債券市場インデックスで採用されている国の通貨のうち、相対的に金利が高く、為替見通しが良好である4つの通貨を選定する。ただし、ファンダメンタルズおよび流動性を考慮して、選定される通貨が3以下または5以上となる場合がある。選定された通貨は、定期的(原則として毎月)に見直され、入れ替えられる。副投資顧問会社は、通常、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額(好利回り通貨コース受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に(可能な限り)等しい当該選定通貨を米ドル売りの先渡取引で購入する。ただし、選定通貨に米ドルが含まれる場合は、これに該当しないものとする。

1通貨当りのエクスポージャーについては、原則として、副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額の12.5%から37.5%を維持する方針である。

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券のそれぞれの純資産総額と当該為替取引における米ドル売りの額は必ずしも一致しないが、投資顧問会社および副投資顧問会社は、通常、純資産総額に対する当該米ドル売りの額の比率が実際のエクスポージャーの90%以上110%以下となるよう調整を行う意向である。共通ポートフォリオの価値の変動、またはあるクラスの受益証券の買付もしくは買戻しの水準の変動により、当該為替取引の額の比率が、純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの90%を下回ったり、または110%を超える場合には、投資顧問会社および副投資顧問会社は、上記の為替取引を用いて、当該クラスの受益証券の当該米ドル売りの額の比率を、当該範囲内(上記のとおり、通常は純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%)に戻す意向である。

#### 先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。

#### 先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するため先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現純利益は資産として、また未実現純損失は負債として純資産計算書に計上される。契約が終結する時、ファンドは開始時の契約価額と終結時の価額の差額に等しい実現損益を計上する。

#### 注3 - 受託会社の報酬

受託会社は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

#### 注4 - 管理会社の報酬

管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

#### 注5 - 保管会社の報酬

保管会社は、保管会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.03%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。保管会社はまた、保管会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

#### 注6 - 投資顧問会社および副投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率1.0%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社としての役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる、当該四半期の各ファンド営業日における好利回り通貨コースに帰属する純資産総額の平均値の年率0.2%に相当する追加額を、好利回り通貨コースの資産から後払いにて受け取ることができる。しかしながら、投資顧問会社は、管理会社に対し、かかる追加額を直接副投資顧問会社に支払うことを依頼した。かかる追加額は、副投資顧問会社への各支払の前に、投資顧問会社および副投資顧問会社により確認されるものとする。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

#### 注7 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、事務代行会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.1%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。事務代行会社はまた、事務代行会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

#### 注8 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.5%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。さらに、代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員がファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、請求があれば、ファンドの費用負担で支払う。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとする。

## 注9 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社および副投資顧問会社報酬	126,051
代行協会員報酬	60,168
事務代行会社報酬	12,035
保管会社報酬	3,616
受託会社および管理会社報酬	2,407
海外登録費用	43,096
立替実費	1,202
専門家報酬	20,181
未払費用	268,756

## 注10 - 分配

管理会社は随時、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者が保有するクラスの受益証券の口数に応じてファンドの分配可能な投資収益および実現売買益から分配を行うことができる。管理会社はまた、合理的な分配水準を維持するために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本から分配を行うことができる。分配金額は変動することがあり、分配が行われない場合もある。

上記を前提として、管理会社は、各月の10日（「基準日」）時点における受益者に対して毎月分配を行う予定である。ただし、基準日がファンド営業日ではない場合、分配は直前のファンド営業日時点の受益者に対して行われる。

分配は、当該基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2024年10月31日に終了した年度に、ファンドは合計2,701,734米ドルの分配を行った。

## 注11 - 課税

ケイマン諸島の現行法の下では、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金またはファンドから受益者への支払もしくは受益証券の買戻しにかかる純資産額の支払に適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、特定の利息、配当金および売買益において外国の源泉徴収税の対象となることがある。

## 注12 - 募集および買戻しの条件

受益証券の発行

米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券はファンド営業日（以下に定義する。）に、当該ファンド営業日における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に、販売会社に支払われる当該クラスの受益証券1口当り純資産価格の3.0%以下（消費税またはその他の税があればそれを除いた料率）の申込手数料を加算して適格投資家に対して発行することが可能である。受益者および適格投資家の取得申込口数は、当該クラスの受益証券100口以上1口単位である。

受益証券の購入に係る申込書は、ファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）までに事務代行会社により受領されなければならない。受益証券に係る支払は、当該ファンド営業日（当日を含む。）から7ファンド営業日以内（当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、その直後のファンド営業日で、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている日）および/または受託会社が管理会社と協議の上で随時決定するその他の日までに受領されなければならない。

「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、アムステルダムおよびニューヨークでの銀行営業日（毎年12月24日を除く。）でかつ日本での販売会社の営業日、または受託会社が管理会社と協議の上随時決定するその他の日もしくはその他の場所における営業日をいう。

受託会社は、管理会社と協議の上、その裁量により、受益証券に係る申込みの全部または一部を拒絶することができ、上記の適切に記入された申込書および支払が適時に受領されていない注文を取り消すことができる。かかる場合には、申込時に支払われた代金またはその残額は、申込者のリスクおよび費用負担において、可及的速やかに無利息で返還される。

受託会社および/または管理会社（もしくはその代理人）は、受益証券の申込者に対し、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために必要な情報および文書を要求することができる。管理会社（またはその代理人）は、申込者の

身元および申込代金の支払源を確認するために要求したすべての情報および文書を受領し、かつ当該情報および文書が受託会社および/または管理会社(もしくはその代理人)の要求を満たすまで、受益証券を発行しないものとする。払込日から10ファンド営業日以内または当該ファンド営業日に、管理会社(またはその代理人)が当該情報および文書を受領しなかった場合、管理会社(またはその代理人)は、当該申込書を申込者に対して差し戻し、かつかかる申込者により支払われたすべての申込代金を、申込者のリスクおよび費用負担において、支払銀行に対して無利息で返還するものとする。

#### 受益証券の買戻し

受益証券は、ファンド営業日に買戻すことができる。受益証券の買戻しを請求する通知(「買戻通知」)により、当該買戻通知に記載された受益証券を買戻すよう、事務代行会社に請求することができる。提出された買戻通知は、受託会社が管理会社と協議の上、決定しない限り、取消することができないものとする。買戻通知は、該当するクラスの受益証券1口単位または受託会社が管理会社と協議の上その裁量により決定するその他の口数で行われる。

買戻通知は、ファンド営業日の正午(ルクセンブルグ時間)までに、事務代行会社に提出されなくてはならない。

受益証券が買戻される価格(「受益証券1口当り買戻価格」)は、当該ファンド営業日における該当するクラスの受益証券1口当り純資産価格である。

目論見書に記載される受益証券の買戻停止期間中は、いかなる受益証券の買戻しも行われない。

受託会社は、管理会社と協議の上、買戻請求を停止、拒絶または取消ことができ、買戻代金の支払を延期することができる。

## 注13 - 先渡為替契約

2024年10月31日現在、注2に記載された特定の通貨に対する各クラスの純資産に追加のエクスポージャーを供給するために、およびポートフォリオの一部の調整を行うためにファンドが締結している未決済の先渡為替契約は、以下のとおりである。

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益/(損失) (米ドルで表示)
トルコリラ	100,900,000	米ドル	2,821,882	2024年11月12日	84,259
インドルピー	236,700,000	米ドル	2,813,723	2024年11月12日	(38)
南アフリカランド	49,100,000	米ドル	2,812,040	2024年11月12日	(37,743)
コロンビアペソ	11,950,000,000	米ドル	2,816,835	2024年11月12日	(113,655)
NZドル	6,299,415	米ドル	3,812,669	2024年11月25日	(62,996)
豪ドル	23,138,356	米ドル	15,460,843	2024年11月25日	(301,256)
米ドル	75,685	豪ドル	114,210	2024年11月25日	858
米ドル	33,390	NZドル	55,031	2024年11月25日	634
米ドル	8,869	豪ドル	13,257	2024年11月25日	184
米ドル	9,528	豪ドル	14,268	2024年11月25日	181
米ドル	4,967	NZドル	8,192	2024年11月25日	91
米ドル	3,551	豪ドル	5,335	2024年11月25日	57
米ドル	4,757	豪ドル	7,207	2024年11月25日	35
米ドル	639	豪ドル	972	2024年11月25日	3
					<b>(429,386)</b>

## 注14 - 未決済先物契約

2024年10月31日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (米ドルで表示)	未実現利益 /(損失) (米ドルで表示)
ロング・ポジション					
米ドル	12	米国先物10年債(CBT)	2024年12月	1,325,813	(45,969)
米ドル	7	米国先物2年債(CBT)	2024年12月	1,441,562	(12,016)
米ドル	10	米国先物5年債(CBT)	2024年12月	1,072,422	(23,908)
				3,839,797	(81,893)
ショート・ポジション					
米ドル	(10)	米国長期国債先物(CBT)	2024年12月	(1,178,438)	65,078
米ドル	(11)	米国ウルトラ・ボンド先物(CBT)	2024年12月	(1,381,531)	86,969
				(2,559,969)	152,047
					70,154

[次へ](#)

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund**Statement of Net Assets**  
**as at October 31, 2024**  
*(expressed in US Dollars)*

	Notes	
<b>ASSETS</b>		
Investment in securities at market value <i>(at cost: USD 50,549,742)</i>	2	44,731,676
Cash at bank		1,811,978
Unrealised gain on future contracts	14	70,154
Margin receivable on derivatives		26,548
Receivable for subscriptions		528
Due from brokers		576,582
Accrued income		560,162
Interest on cash and cash equivalents		158
		<hr/>
Total Assets		47,777,786
<b>LIABILITIES</b>		
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	13	429,386
Payable for repurchases		83,814
Accrued expenses	9	268,756
		<hr/>
Total Liabilities		781,956
		<hr/>
NET ASSETS		46,995,830
		<hr/>

Represented by Units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class USD Units (in USD)	6.49	2,601,278	16,870,054
Class AUD Units (in AUD)	4.87	4,792,398	23,324,911
Class NZD Units (in NZD)	5.60	1,159,663	6,491,556
High Interest Currency Class Units (in USD)	4.76	2,307,888	10,984,515

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Statement of Operations**  
**for the year ended October 31, 2024**  
*(expressed in US Dollars)*

	Notes	
<b>INCOME</b>		
Interest on bank accounts		90,337
Interest on bonds (net of withholding tax)		2,794,325
Other income		332
		<hr/>
Total Income		2,884,994
		<hr/>
<b>EXPENSES</b>		
Investment Adviser and Investment Sub-Adviser fees	6	525,224
Agent Company fees	8	250,655
Administrator fees	7	50,136
Custodian fees	5	15,327
Correspondent bank fees		5,630
Bank charges		11,880
Trustee and Management Company fees	3, 4	10,027
Legal fees		28,687
Overseas registration fees		40,000
Out-of-pocket expenses		5,008
Professional fees		21,662
Printing and publication fees		1,088
Other expenses		4,505
		<hr/>
Total Expenses		969,829
		<hr/>
NET INVESTMENT INCOME		1,915,165
		<hr/>
Net realised loss on investments		(2,862,676)
Net realised loss on future contracts		(144,200)
Net realised profit on foreign currencies and forward foreign exchange contracts		1,108,593
		<hr/>
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(1,898,283)
		<hr/>
Change in net unrealised result on investments		8,465,068
Change in net unrealised result on future contracts		(31,204)
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		(324,923)
		<hr/>
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		8,108,941
		<hr/>
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		8,125,823
		<hr/>

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

---

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund*

---

**Notes to the Financial Statements as at October 31, 2024****Note 1 - Organisation**The Trust

Nomura Portfolio Select (the "Trust") was established by a Trust Deed dated August 20, 2010 entered into by Global Funds Trust Company (the "Trustee") and Global Funds Management S.A. (the "Management Company"). The Trust is an umbrella trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands, and the Management Company is a Luxembourg company.

The Trustee and the Management Company have overall authority and responsibility for the assets and administration of the Trust in accordance with the terms and conditions of the Trust Deed.

The Fund

A separate portfolio or series of the Trust ("Series Trust") may be created and established to which assets and liabilities attributable to the relevant Series Trust will be applied. One or more classes of units of any such Series Trust may be issued.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund (the "Fund"), the first Series Trust constituted in accordance with the Master Trust Deed and a Supplemental Trust Deed dated August 20, 2010 (together with the Master Trust Deed, the "Trust Deed").

Four classes of units in the Fund are currently available for issue, Class USD Units, Class AUD Units, Class NZD Units and High Interest Currency Class Units (together, the "Units").

The Fund has been designed with the expectation that it will be terminated on October 30, 2030 (or, if such a date is not a Business Day, the preceding Business Day) (the "Mandatory Repurchase Date"). The Fund may be terminated earlier (or the termination may be postponed) in circumstances as described in the Trust Deed."

The investment objective of the Fund is to pursue the performance of its actively managed investment portfolio consisting mainly of Emerging Market Bonds by using Currency Hedging Transactions, where relevant.

Unitholders should be aware that neither the Trust nor the Fund is a Luxembourg fund, and that therefore is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

**Note 2 - Significant Accounting Policies**

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

*INVESTMENTS IN SECURITIES*

- (a) Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market, are valued at their last available price on such exchange or market. If a security is listed or traded on several stock exchanges or markets, the last available price on the stock exchange or market which constitutes the main market for such securities is used.
- (b) Securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market, or securities for which the price determined under (a) above is not representative of their fair value, are valued at their last available market price.
- (c) If there is no such market price, or if such a market price is not representative of the securities' fair market value, they are valued prudently and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices.
- (d) Cash and other liquid assets are valued at their nominal value unless an impairment is determined.

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at October 31, 2024 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***INVESTMENTS IN SECURITIES (CONTINUED)*

In the event that a valuation is impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

*INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME*

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

*CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES*

The Fund maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and change in net unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at October 31, 2024:

1 USD	=	1.52672	AUD
1 USD	=	4,413.12332	COP
1 USD	=	0.92111	EUR
1 USD	=	84.08635	INR
1 USD	=	1.68025	NZD
1 USD	=	34,29034	TRY
1 USD	=	17.68001	ZAR

*HEDGING*

The Investment Adviser will, on behalf of the Management Company, enter into certain currency transactions ("Currency Hedging Transactions") for the Class AUD Units and the Class NZD Units. The Investment Sub-Adviser will, on behalf of the Investment Adviser, enter into certain currency transactions ("Currency Hedging Transactions") for the High Interest Currency Class Units. The Currency Hedging Transactions will involve converting the subscription proceeds of the Class AUD Units and the Class NZD Units respectively into USD and managing these assets together with the assets of the Class USD Units and the High Interest Currency Class Units in one pool (the "Portfolio"). The Portfolio will be divided into four parts, one attributable to the Class USD Units, the second to the Class AUD Units, the third to the Class NZD Units and the fourth to the High Interest Currency Class Units in accordance with the total net assets of each such class of Units. For the Class AUD Units, the Class NZD Units and the High Interest Currency Class Units, forward currency contracts will be entered into for currency hedging by buying such currencies forward against the USD as follows:

(a) Class AUD Units: buying AUD forward against USD in AUD amounts equal (to the extent possible) to approximately 100% of actual USD exposure of the Net Asset Value (excluding unrealised currency gain or loss related only to the Class AUD Units) attributable to Class AUD Units under normal circumstances.

(b) Class NZD Units: buying NZD forward against USD in NZD amounts equal (to the extent possible) to approximately 100% of actual USD exposure of the Net Asset Value (excluding unrealised currency gain or loss related only to the Class NZD Units) attributable to Class NZD Units under normal circumstances.

---

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund*

---

**Notes to the Financial Statements as at October 31, 2024 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***HEDGING (CONTINUED)*

(c) High Interest Currency Class Units: In principle, the Investment Sub-Adviser will select 4 relatively high interest rate currencies with positive currency outlook from reference indices which well represent developed country fixed income markets and emerging debt markets, considering the market environment. However, there may be a case that less than or more than 4 currencies will be selected due to fundamentals and liquidity reasons. Selected currencies will be periodically (monthly, in principle) reviewed and switched.

The Investment Sub-Adviser will buy those selected currencies forward against USD equal (to the extent possible) to approximately 100% of actual USD exposure of the Net Asset Value (excluding unrealised currency gain or loss related only to the High Interest Currency Class Units) attributable to High Interest Currency Class Units under normal circumstances; provided, however, that this shall not apply to cases where USD will be one of those selected currencies.

Regarding the exposure to each selected currency, in principle, the Investment Sub-Adviser intends to maintain between 12.5% and 37.5% of the Net Asset Value attributable to High Interest Currency Class Units.

Although it will not be possible to completely hedge the entire Net Asset Value of each of the Class AUD Units, the Class NZD Units and the High Interest Currency Class Units against the USD, the Investment Adviser and the Investment Sub-Adviser intend in normal circumstances to hedge not less than 90% and not more than 110% of the actual USD exposure of the Net Asset Value. Whenever changes in the value of the Portfolio or in the level of subscriptions for, or repurchases of, a class of Units may cause the hedging coverage to fall below 90% or exceed 110% of the actual USD exposure of the Net Asset Value, the Investment Adviser and the Investment Sub-Adviser intend to make the above Currency Hedging Transactions in order to bring the hedging coverage of the relevant class of Units within those percentages, normally to approximately 100% of the actual USD exposure of the Net Asset Value as described above.

*FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS*

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

*FUTURE CONTRACTS*

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Net unrealised gains are recorded as an asset and net unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

**Note 3 - Trustee fees**

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Fund, a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Trustee on behalf of the Fund.

**Note 4 - Management Company fees**

The Management Company is entitled to be paid out of the assets of the Fund for its services as Management Company a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.01 % per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Management Company on behalf of the Fund.

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at October 31, 2024 (continued)****Note 5 - Custodian fees**

The Custodian is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, in respect of its services as Custodian, a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.03% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter. The Custodian is also reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Custodian in respect of the Fund.

**Note 6 - Investment Adviser and Investment Sub-Adviser fees**

The Investment Adviser is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, in respect of its services as Investment Adviser, a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 1.0% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter.

The Investment Adviser is also entitled to be paid, out of the assets of the High Interest Currency Class, in respect of its services as Investment Adviser, an additional amount payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.2% per annum of the average of the Net Asset Values attributable to the High Interest Currency Class on each Business Day in the relevant quarter. However, the Investment Adviser has asked the Management Company to pay this additional amount directly to the Investment Sub-Adviser. Such additional amount shall be acknowledged by the Investment Adviser and the Investment Sub-Adviser prior to each payment to the Investment Sub-Adviser.

The Investment Adviser will also be reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Investment Adviser in respect of the Fund.

**Note 7 - Administrator fees**

The Administrator is entitled to be paid out of the assets of the Fund for its services as Administrator a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.1% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter. The Administrator will also be reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Administrator with respect to the Fund.

**Note 8 - Agent Company fees**

The Agent Company is entitled to a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis, out of the assets of the Fund, within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.5% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter. Additionally, subject to the terms and conditions set out in the Agent Company Agreement, the Management Company pay, upon request, and at the expense of the Fund, out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services rendered by the Agent Company in relation to the Fund. The Agent Company shall submit to the Management Company a statement of the estimated expenses together with a breakdown of such expenses.

**Note 9 - Accrued expenses**

	<i>USD</i>
Investment Adviser and Investment Sub-Adviser fees	126,051
Agent Company fees	60,168
Administrator fees	12,035
Custodian fees	3,616
Trustee and Management Company fees	2,407
Overseas registration fees	43,096
Out-of-pocket expenses	1,202
Professional fees	20,181
Accrued expenses	<u>268,756</u>

---

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at October 31, 2024 (continued)****Note 10 - Distributions**

The Management Company may from time to time, after consultation with the Investment Adviser, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Fund available for distribution as well as out of net realised capital gains of the Fund and in proportion to the number of Units of a class, held by each Unitholder. The Management Company, after consultation with the Investment Adviser, may also, if it considers it necessary in order to maintain a reasonable level of distributions, determine to make distributions out of unrealised capital gains or capital of the Fund. The amounts of distributions may fluctuate and there may be instances where a distribution is not made.

Subject to the above, the Management Company intends to make a monthly distribution to Unitholders as of the 10th calendar day of each month (the "Record Date") provided that if the Record Date is not a Business Day, the distribution will be made to Unitholders as of the immediately preceding Business Day.

Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant Record Date.

For the year ended October 31, 2024, the Fund distributed a total amount of USD 2,701,734.

**Note 11 - Taxation**

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Fund or withholding taxes applicable to the payment by the Fund to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Fund may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

**Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases**Issue of Units

Class USD Units, Class AUD Units, Class NZD Units and High Interest Currency Class Units may be issued to Eligible Investors on any Business Day (as defined below) at an offering price equal to the Net Asset Value per Unit of the relevant class of Units on the relevant Business Day plus a sales charge of up to 3.0% (exclusive of consumption or other taxes, if any) of the Net Asset Value per Unit of the relevant class, which shall be paid to the Distributor. The minimum purchase amount for an existing Unitholder and for an Eligible Investor is 100 Units of a class, with amounts in excess of 100 Units, being in integral multiples of 1 Unit.

Applications for the purchase of Units must be received by the Administrator no later than 12:00 noon (Luxembourg time) on the relevant Business Day, and payment for Units must be received within 7 Business Days from (and including) the relevant Business Day (or, if the seventh Business Day is not a day on which banks in Melbourne (in respect of Class AUD Units) or Wellington (in respect of Class NZD Units) are open for business, the immediately following Business Day on which banks in Melbourne (in respect of Class AUD Units) or Wellington (in respect of Class NZD Units) are open for business and/or such other date or dates as the Trustee, after consultation with the Management Company, may from time to time determine).

A "Business Day" is any day on which banks in each of Luxembourg, Amsterdam and New York are open for business (except 24 December in each year) and on which securities companies are open for business in Tokyo and/or such other day or days and/or such other place or places as the Trustee, after consultation with the Management Company, may from time to time determine.

The Trustee, after consultation with the Management Company, may, in its discretion, reject any application for Units in whole or in part and may cancel any order for which a properly completed application form and payment as described above is not timely received, in which event the amount paid on application or the balance thereof (as the case may be) shall be returned (without interest) as soon as practicable and at the risk and cost of the applicant.

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at October 31, 2024 (continued)****Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)**Issue of Units (continued)

The Trustee and/or the Management Company (or its delegate) may request from an applicant for Units such information and documentation as is necessary to verify the identity of the applicant and the source of payment of subscription monies. The Management Company (or its delegate) shall not issue Units until such time as it has received, and the Trustee and/or the Management Company (or its delegate), as the case may be, is satisfied with, all the information and documentation requested to verify the identity of the applicant for Units and the source of payment of subscription monies. If the Management Company (or its delegate) shall not have received such information and documentation within 10 Business Days of the Closing Date or the relevant Business Day (as the case may be), the Management Company (or its delegate) shall return the application to the applicant and all subscription monies paid by the applicant to the paying bank at the risk and cost of the applicant (without interest).

Repurchase of Units

Units may be repurchased on each Business Day. A Unitholder may serve a notice requesting the repurchase of its Units (the "Repurchase Notice") requesting that the Administrator repurchase the Units specified therein. A Repurchase Notice once submitted shall be irrevocable unless the Trustee, after consultation with the Management Company, determines generally or in any particular case or cases. Each Repurchase Notice shall be in multiples of 1 Unit of the relevant class of Units or such other number of Units of the relevant class of Units as the Trustee, after consultation with the Management Company may, in its discretion, determine.

The Repurchase Notice should be submitted to the Administrator no later than 12:00 noon (Luxembourg time) on the relevant Business Day.

The price at which Units may be repurchased (the "Repurchase Price per Unit") shall be equal to the Net Asset Value per Unit of the relevant class of Unit on the relevant Business Day.

No Units shall be repurchased during any period when the repurchase of Units is suspended as set forth in the Offering Circular.

The Trustee, after consultation with the Management Company reserves the right to suspend, refuse or cancel any repurchase request and may also delay payment of repurchase proceeds.

**Note 13 - Forward foreign exchange contracts**

As at October 31, 2024, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts which were used to provide additional exposure of each classes' net assets to certain currencies, as described in note 2, and to hedge portion of portfolio:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
TRY	100,900,000	USD	2,821,882	November 12, 2024	84,259
INR	236,700,000	USD	2,813,723	November 12, 2024	(38)
ZAR	49,100,000	USD	2,812,040	November 12, 2024	(37,743)
COP	11,950,000,000	USD	2,816,835	November 12, 2024	(113,655)
NZD	6,299,415	USD	3,812,669	November 25, 2024	(62,996)
AUD	23,138,356	USD	15,460,843	November 25, 2024	(301,256)
USD	75,685	AUD	114,210	November 25, 2024	858
USD	33,390	NZD	55,031	November 25, 2024	634
USD	8,869	AUD	13,257	November 25, 2024	184
USD	9,528	AUD	14,268	November 25, 2024	181
USD	4,967	NZD	8,192	November 25, 2024	91
USD	3,551	AUD	5,335	November 25, 2024	57
USD	4,757	AUD	7,207	November 25, 2024	35
USD	639	AUD	972	November 25, 2024	3
					<b>(429,386)</b>

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at October 31, 2024 (continued)****Note 14 - Future contracts**

As at October 31, 2024, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in USD	Unrealised Gain / (Loss) in USD
<i>Long Positions</i>					
USD	12	FUT US 10YR NOTE (CBT)	Dec 2024	1,325,813	(45,969)
USD	7	FUT US 2YR NOTE (CBT)	Dec 2024	1,441,562	(12,016)
USD	10	FUT US 5YR NOTE (CBT)	Dec 2024	1,072,422	(23,908)
				3,839,797	(81,893)
<i>Short Positions</i>					
USD	(10)	FUT US LONG BOND(CBT)	Dec 2024	(1,178,438)	65,078
USD	(11)	FUT US ULTRA BOND CBT	Dec 2024	(1,381,531)	86,969
				(2,559,969)	152,047
					70,154

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2026年2月末日現在)

資産総額	48,899,539米ドル	7,619,037,172円
負債総額	628,772米ドル	97,968,965円
純資産総額( - )	48,270,767米ドル	7,521,068,206円
発行済口数	米ドル受益証券：	2,340,867口
	豪ドル受益証券：	4,076,129口
	N Z ドル受益証券：	1,074,023口
	好利回り通貨コース受益証券：	2,166,068口
1口当りの純資産価格	米ドル受益証券：	6.91米ドル 1,077円
	豪ドル受益証券：	5.17豪ドル 572円
	N Z ドル受益証券：	5.79N Z ドル 539円
	好利回り通貨コース受益証券：	6.16米ドル 960円

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (イ) ファンド証券の名義書換

取扱機関 ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のもの(ただし、下記(ハ)をご参照ください。)については本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

### (ロ) 受益者集会

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第35条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第36条に基づき、管理会社を解任する場合、マスター信託証書第37条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第40条に基づき、マスター信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、発行済受益証券の純資産総額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、かかるシリーズ・トラストの受益者は、かかるシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産総額の過半数の賛成票または書面での同意による決議により、別個に、議決権を行使する必要があります。

受益者がファンドおよび受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドおよび受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

### (ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

受益証券は、管理会社が受託会社と協議の上書面により事前の同意を与えた場合に限り譲渡することができます。管理会社または事務代行会社が受益証券の譲渡(自己名義への変更を含みます。)を許可することは予定されていません。管理会社は、いかなる者(米国人、および制限付例外がありますが、ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)によるファンド証券の取得も制限することができます。

## 第三部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約6,893万円）で、2026年2月末日現在全額払込済です。管理会社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約460万円）の記名式株式15株を発行済です。

過去5年間の資本金の額の増減はありません。

##### (2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選可能です。

死亡、辞任、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残りの取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するために、多数決により他の者を選任することができます。

いかなる会議においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出できるものとします。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録の保管について責任を有する秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選出するものとします。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会または取締役会は他の取締役を、また株主総会の場合は取締役以外の他の者であっても、当該会議の出席者の多数決で、暫定的議長として選任することができます。

さらに取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要なとみなされる場合にはジェネラル・マネージャー1名およびジェネラル・マネージャー補佐または他の役員数名を含む管理会社の役員を随時任命することができます。具体的には、取締役会は、2010年法第102条第1項(c)および2013年法第7条第1項(c)の要件に基づき、管理会社の業務を効率的に遂行するために少なくとも2名の役員（以下「業務執行役員」といいます。）を任命します。

そのような任命は、取締役会がいつでも取り消すことができます。業務執行役員は、管理会社の取締役または株主であることを要しません。任命された業務執行役員は、定款に規定されない限り、取締役会から付与された権限および義務を有します。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、口頭または書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスもしくは証明可能なその他の電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理人を指名したことが証明可能な書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、本人確認が可能な電話会議またはテレビ会議により取締役会に出席することができます。かかる通信手段は、取締役会に有効に参加することを確保する技術的要件を満たすものとし、取締役会の審議は中断されることなくネットワークに接続されるものとします。かかる通信手段により離れた場所で開催された取締役会は、管理会社の登記上の事務所において開催されたとみなされるものとします。

取締役会は、取締役の半数が出席または他の取締役により代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。本人確認が可能なテレビ会議またはその他の遠隔通信手段を利用することにより取締役会に参加する取締役は、定足数および過半数の計算においては出席とみなされるものとします。

すべての取締役が参加する電話会議は、すべての取締役の合意により、前述の他の規定に基づき適法に開催された取締役会とみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルクの国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議事項が記載され各取締役が署名した単一または複数の書類によってこれを成立させることができます。かかる決議の日付は、最後に署名がなされた日とします。かかる書類は全体で決議を証明する議事録を構成します。

取締役は、適法に開催された取締役会会議でのみ行為することができます。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。ただし、取締役は、取締役会の決議により特に認められた場合を除いて、個人の行為によって管理会社を拘束することはできません。

法律または管理会社の定款により株主総会に明示的に留保されていないすべての権限は、取締役会の権限内にあるものとします。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行い、かつ管理会社の経営方針および目的を促進するための行為をなす権限を管理会社の業務執行役員に委任することができます。

管理会社は、2名の取締役の共同の署名または取締役会によりかかる権限が委任された他の者の自署により拘束されます。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### i) 管理会社の事業の内容および営業の概況

管理会社の目的については、上記「第二部 第1 1 (3) ( )事業の目的」の項をご参照下さい。

管理会社は、AIFMDに基づきAIFMとして認可されています。

管理会社は、2026年2月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しています。管理投資信託財産額は約2.0兆円です。

(2026年2月末日現在)

国別(設立国)	種別(基本的性格)	クラス数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	1	1,730,098,159.21豪ドル
		1	62,150,109.51カナダドル
		1	41,752,493.37英ポンド
		1	293,214,664.65NZドル
		2	7,793,503,547.98米ドル
ルクセンブルグ	その他のファンド	5	310,493,752.21豪ドル
		2	3,664,994.90カナダドル
		8	21,707,262.64スイスフラン
		15	146,779,406.48ユーロ
		5	20,419,369.16英ポンド
		16	196,582,387,375円
		1	25,444,550.82メキシコペソ
		4	129,841,865.55NZドル
		1	2,413,596,012.91トルコリラ
21	1,204,817,315.13米ドル		
ケイマン諸島	その他のファンド	3	159,933,106.20豪ドル
		2	143,886,383.25ユーロ
		3	51,223,642.47NZドル
		7	295,802,180.27米ドル

### ) 管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、トラストの管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、2010年8月20日付のマスター信託証書(2016年3月31日付(2016年4月28日付で効力発生)の修正証書により修正済。)に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストおよびファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、ファンドの勘定での受益証券の独占発行権およびファンドの業務全般を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施(あった場合)、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人(管理会社の関連会社を含みます。)に対して委託する権限を有します。管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督する義務を負いますが、管理会社自らの実際の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、事務代行会社、投資顧問会社ならびに販売会社および代行協会に委託されています。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、(信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において)ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費(すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。)または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファン

ドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとし、管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または(任意か強制かを問わず)清算手続に入ったときで、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の管理会社を選定することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、受益者の会議を招集します。当該会議にて後任の管理会社を任命できなかった場合、受託会社はすべてのシリーズ・トラストを終了することができます。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

管理会社は辞任または解任後も、ファンドの管理者として行為した期間中については、当該管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償、権限、特権およびファンドに対する償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとなりますが、過去または現在の受益者から補償を受ける権利については、この限りではありません。

### 3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 2025年3月31日に終了した会計年度および2024年3月31日に終了した会計年度に係る管理会社の原文の財務書類は、それぞれ、管理会社の本国における独立監査人であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルおよびアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、ケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルおよびアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2026年2月27日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=183.82円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## (1)【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
**要約貸借対照表**  
 2025年3月31日現在  
 (ユーロで表示)

	注記	2025年3月31日		2024年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>					
D. 流動資産					
. 債権					
a) 1年以内期限到来	3、10	975,254	179,271	662,453	121,772
. 銀行預金および手元現金	10	11,537,859	2,120,889	10,861,474	1,996,556
E. 前払費用		49,874	9,168	49,874	9,168
資産合計		<u>12,562,987</u>	<u>2,309,328</u>	<u>11,573,801</u>	<u>2,127,496</u>
<b>資本金、準備金および負債</b>					
A. 資本金および準備金					
. 払込済資本金	4	375,000	68,933	375,000	68,933
. 準備金	5	1,582,500	290,895	1,537,500	282,623
. 繰越損益	5	8,969,029	1,648,687	8,437,407	1,550,964
. 当期損益		804,764	147,932	576,622	105,995
		<u>11,731,293</u>	<u>2,156,446</u>	<u>10,926,529</u>	<u>2,008,515</u>
C. 債務					
b) 1年以内期限到来	7	831,694	152,882	647,272	118,982
		<u>831,694</u>	<u>152,882</u>	<u>647,272</u>	<u>118,982</u>
資本金、準備金および負債合計		<u>12,562,987</u>	<u>2,309,328</u>	<u>11,573,801</u>	<u>2,127,496</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

## (2) 【損益計算書】

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 要約損益計算書

2025年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2025年		2024年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1. から5. 総損益	8、10	2,211,254	406,473	1,666,378	306,314
6. 人件費		(1,389,901)	(255,492)	(1,171,966)	(215,431)
a) 賃金および給与	9	(1,265,159)	(232,562)	(1,043,167)	(191,755)
b) 社会保障費	9	(124,742)	(22,930)	(128,799)	(23,676)
) 年金関連		(79,731)	(14,656)	(78,780)	(14,481)
) その他社会保障費		(45,011)	(8,274)	(50,019)	(9,194)
8. その他営業費用		(40,000)	(7,353)	(40,000)	(7,353)
10. 固定資産の一部を形成するその他投資、その他証券および貸付金からの収益					
a) 派生関連事業	10	283,510	52,115	335,815	61,730
b) a) に含まれていないその他収益		2,824	519		
14. 未払利息および類似費用					
a) 関連事業に関する金額	10	(1)	(0)	(41)	(8)
b) その他利息および類似費用		(3,133)	(576)	(6,886)	(1,266)
15. 損益に係る税金	6	(262,464)	(48,246)	(204,003)	(37,500)
16. 税引後損益		802,089	147,440	579,297	106,486
17. 1 から16に表示されていないその他税金	6	2,675	492	(2,675)	(492)
18. 当期損益		804,764	147,932	576,622	105,995

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
財務書類に対する注記  
2025年3月31日に終了した年度

## 注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として要約損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法(修正済)の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMとしての認可の範囲が2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

## 注2 - 重要な会計方針の概要

## 作成の基準

当社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、3月31日に終了する。

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

この財務書類の作成には、継続会計基準が適用されている。

当社は、2002年12月19日法(改正済)に基づき、小規模会社と定義されている。したがって、この財務書類は、当該法律で認められているとおり、要約貸借対照表および要約損益計算書から構成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

## 外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の要約損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。実現為替差損益および未実現為替差損は、要約損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

## 債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

## 引当金

債務に計上される引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

## 前払費用

前払費用は、当期事業年度中に支払われるが次期事業年度に関連する費用から構成されている。

## 債務

債務には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

## 総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

## 受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

## 注3 - 1年以内に期限が到来する債権

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2025年3月31日 (ユーロ)	2024年3月31日 (ユーロ)
売上債権	813,126	481,997
その他債権(注6)	162,128	180,456
	<u>975,254</u>	<u>662,453</u>

2025年3月31日現在、売上債権は、管理報酬267,210ユーロ(2024年3月31日:268,010ユーロ)、リスク管理業務37,500ユーロ(2024年3月31日:33,750ユーロ)、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬35,369ユーロ(2024年3月31日:35,669ユーロ)、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「GFTC」)およびマスター・トラスト・カンパニー(「MTC」)へのリスクおよびファンド・サポート業務467,860ユーロ(2024年3月31日:143,050ユーロ)ならびにその他雑収入または未収金5,187ユーロ(2024年3月31日:1,518ユーロ)により構成されている。注10も参照のこと。

その他債権は、前払税162,128ユーロ(2024年3月:180,456ユーロ)により構成されている。

当社は、要約貸借対照表の作成に際し、前年度に「その他資産」に分類されていた金額を、本年度においては「その他債権」に表示している。

## 注4 - 払込済資本金

2025年3月31日および2024年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。2025年3月31日および2024年3月31日現在、当社は、自己株式を取得していない。

## 注5 - 準備金および繰越損益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他配当 不可能準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2024年3月31日現在残高	37,500	1,500,000	8,437,407
前期の損益の割当て*			576,622
富裕税準備金の取崩し		(230,000)	230,000
富裕税準備金の割当て		275,000	(275,000)
2025年3月31日現在残高	<u>37,500</u>	<u>1,545,000</u>	<u>8,969,029</u>

\*2024年7月1日付の年次総会で決定

## 法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

## その他配当不可能準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達(Circular Fort. N 47ter)に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額(前年度の法人所得税控除後)を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達(circular I.Fort n 51)を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額(控除後の最低富裕税額または連結納税ベースの富裕税額)のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他配当不可能準備金」として計上することを決定した。

2024年7月1日に行われた年次総会により、2019年の富裕税準備金の全額である230,000ユーロが取り崩され、2025年の富裕税準備金として275,000ユーロが計上された。

2025年3月31日現在、制限準備金は1,545,000ユーロ（2024年3月31日：1,500,000ユーロ）であり、これは、2020年から2025年までの年度の富裕税積立金として計上された額の6倍に相当する。

#### 注6 - 税金

法人所得税率は18.19%（雇用基金に係る拠出金7%を含む。）、エスペランジュにおける地方事業税率は6.75%に引き下げられている。

2025年3月31日に終了した事業年度において、126,128ユーロの前払税がルクセンブルグ税務当局に支払われた。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、OECD/EUの第2の柱ルール（グローバル・ミニマム課税、GloBEルール）の適用対象となる日本のグループ企業の一員である。当該ルールには、年間売上高が750百万ユーロを超える多国籍企業グループの国別利益に対し、国際最低法人所得税率を15%に設定する原則が盛り込まれている。第2の柱ルールは、当社が設立された管轄区域であるルクセンブルクで制定され、2023年12月31日以降に開始する事業年度から適用される。当該ルールに基づき、当社は、各管轄区域における第2の柱ルールの実効税率（「ETR」）と最低税率15%との差額に対して追加税を支払う義務を負う。第2の柱ルールには、最初の3事業年度において完全なGloBE ETRの計算を実施することに伴うコンプライアンス負担を最小限に抑えるための移行的なセーフハーバー・ルールも盛り込まれている。これに関連して、最新の国別報告データに基づく影響評価の結果、当社を含むグループ内のルクセンブルク法人については、第2の柱ルールに基づく追加の税金を課されることはないと予測されている。

要約損益計算書1から16に表示されていないその他税金は、前年度に発生した純資産税見越計上額の戻入で構成されており、これは総損益に計上されている。比較を可能にするため、前年度の金額は「総損益」から「要約損益計算書1から16に表示されていないその他の税金」に再分類されている。

#### 注7 - 1年以内に期限が到来する債務

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2025年3月31日 (ユーロ)	2024年3月31日 (ユーロ)
内部監査報酬および法定監査報酬	88,770	107,600
社会保障および給与税	56,014	45,024
未払所得税（注6）	466,601	332,730
所在地事務報酬	24,294	24,294
スタッフ関連	187,266	131,943
その他	8,749	5,681
	<u>831,694</u>	<u>647,272</u>

## 注8 - 総損益

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2025年3月31日 (ユーロ)	2024年3月31日 (ユーロ)
サービス報酬	2,516,889	1,964,635
その他対外費用	(305,635)	(298,257)
	<u>2,211,254</u>	<u>1,666,378</u>

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、サービス報酬には、管理報酬1,268,499ユーロ（2024年3月31日：1,243,748ユーロ）、リスクおよびファンド・サポート業務925,727ユーロ（2024年3月31日：414,968ユーロ）、リスク管理業務報酬168,096ユーロ（2024年3月31日：161,244ユーロ）、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬141,125ユーロ（2024年3月31日：142,675ユーロ）ならびにその他報酬13,442ユーロ（2024年3月31日：2,000ユーロ）が含まれる。

2025年3月31日に終了した年度において、その他対外費用は、所在地事務報酬97,175ユーロ（2024年3月31日：96,900ユーロ）、内部監査報酬および法定監査報酬89,263ユーロ（2024年3月31日：107,495ユーロ）、弁護士報酬19,197ユーロ（2024年3月31日：1,263ユーロ）およびその他費用100,000ユーロ（2024年3月31日：95,274ユーロ）により構成されている。

本年度の金額との比較を可能にするため、2,675ユーロが前年度の「その他対外費用」から「要約損益計算書1から16に表示されていないその他税金」に再分類されている。

## 注9 - 平均スタッフ数

2025年3月31日に終了した年度において、当社は平均9.3名（2024年3月31日：8.0名）を雇用していた。

## 注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

債権には、リスク管理報告および配当管理を含むファンド業務に関するGFTCからの未収金467,860ユーロが含まれる。債務には、提供されたサポート業務の報酬の一部として銀行に支払われる24,294ユーロが含まれる。

適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、銀行と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサポート業務を提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約（随時改正済）を締結した。2025年3月31日に終了した年度につき、年額97,175ユーロ（2024年3月31日：96,900ユーロ）（付加価値税を含む。）が銀行から期間比例原則に則って請求され、要約損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

当社は、同項目に基づき、またGFTCおよびMTCとの間で締結され、2024年3月1日付で効力発生した、従前の契約に代わるリスクおよびファンド・サポート業務契約に従い、944,761ユーロ（2024年3月31日：437,463ユーロ）でファンド業務を提供した。

## 注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、要約貸借対照表から除外されている。当該資産は、2025年3月31日現在、約9,896百万ユーロ（2024年3月31日：10,327百万ユーロ）である。

## 注12 - 業務執行機関、管理機関および監督機関の構成員に対する前払金、貸付金および保証金

2025年3月31日に終了した年度において、当社は、業務執行機関、管理機関および監督機関の構成員に対する前払金、貸付金および保証金の付与を行っていない。

## 注13 - 後発事象

決算日より後に、重要な出来事は発生していない。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.  
Abridged Balance Sheet as at March 31, 2025  
(expressed in Euro)

ASSETS	Note(s)	<u>March 31, 2025</u>	<u>March 31, 2024</u>
D. Current Assets			
II. Debtors			
a) becoming due and payable within one year	3, 10	975,254	662,453
IV. Cash at bank and in hand	10	11,537,859	10,861,474
E. Prepayments		49,874	49,874
TOTAL (ASSETS)		<u>12,562,987</u>	<u>11,573,801</u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
	Note(s)	<u>March 31, 2025</u>	<u>March 31, 2024</u>
A. Capital and Reserves			
I. Subscribed capital	4	375,000	375,000
IV. Reserves	5	1,582,500	1,537,500
V. Results brought forward	5	8,969,029	8,437,407
VI. Results for the financial year		804,764	576,622
		<u>11,731,293</u>	<u>10,926,529</u>
C. Creditors			
b) becoming due and payable within one year	7	831,694	647,272
		<u>831,694</u>	<u>647,272</u>
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>12,562,987</u>	<u>11,573,801</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.  
Abridged Profit and Loss Account  
for the year ended March 31, 2025  
(expressed in Euro)

	Note(s)	<u>March 31, 2025</u>	<u>March 31, 2024</u>
1. to 5. Gross results	8, 10	2,211,254	1,666,378
6. Staff costs		(1,389,901)	(1,171,966)
a) wages and salaries	9	(1,265,159)	(1,043,167)
b) social security costs	9	(124,742)	(128,799)
<i>i) relating to pensions</i>		(79,731)	(78,780)
<i>ii) other social security costs</i>		(45,011)	(50,019)
8. Other operating expenses		(40,000)	(40,000)
10. Income from other investments, other securities and loans forming part of the fixed assets			
a) Derived affiliated undertakings	10	283,510	335,815
b) other income not included under a)		2,824	---
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	10	(1)	(41)
b) other interest and similar expenses		(3,133)	(6,886)
15. Tax on results	6	(262,464)	(204,003)
16. Results after taxation		802,089	579,297
17. Other taxes not shown under items 1 to 16	6	2,675	(2,675)
18. Results for the financial year		<u>804,764</u>	<u>576,622</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.  
Notes to the Annual Accounts  
for the year ended March 31, 2025

Note 1 – General

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Abridged Profit and Loss Account as “Gross results”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover, the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017. On July 10, 2020, the Company further extended its AIFM licence to manage investment funds exposed to non-traditional assets.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-13-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

*Basis of preparation*

The Company’s accounting year starts on 1 April and ends on 31 March every year.

The Annual Accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The going concern basis has been applied in preparing these Annual Accounts.

The Company is defined as a small company under the law of 19 December 2002 as amended. Consequently, these Annual Accounts consist of an Abridged Balance Sheet and an Abridged Profit and Loss Account as permitted by that law.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

*Foreign currency translation*

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the Annual Accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the Abridged Profit and Loss Account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the Abridged Profit and Loss Account. Unrealized gains are not taken into account.

#### *Debtors*

Debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

#### *Provisions*

Provisions, which are recorded under Creditors, are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

#### *Prepayments*

Prepaid expenses consist of expenses paid during the financial year but relating to a subsequent financial year.

#### *Creditors*

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

#### *Gross results*

Gross results includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

#### *Interest income and interest expenses*

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

## Note 3 – Debtors due and payable within one year

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Trade debtors	813,126	481,997
Other debtors (Note 6)	162,128	180,456
	<u>975,254</u>	<u>662,453</u>

As at March 31, 2025, Trade debtors consist of management fees for an amount of EUR 267,210 (March 31, 2024: EUR 268,010), risk management services for EUR 37,500 (March 31, 2024: EUR 33,750), AIFMD and reporting fees for EUR 35,369 (March 31, 2024: 35,669), Risk and Fund Support services to Global Funds Trust Company (“GFTC”) and Master Trust Company (“MTC”) for EUR 467,860 (March 31, 2024: EUR 143,050) and other miscellaneous income or reimbursement receivable for EUR 5,187 (March 31, 2024: EUR 1,518). Please also refer to Note 10.

Other debtors consist of tax advances paid for an amount of EUR 162,128 (March 2024: 180,456).

As the Company adapted in preparing Abridged Balance Sheet, the amount which has been classified as Other assets in prior year is now presented under Other debtors.

## Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2025 and 2024, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. As at March 31, 2025 and 2024, the Company has not purchased its own shares.

## Note 5 – Reserves and Results brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other non available reserves	Results brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2024	37,500	1,500,000	8,437,407
Allocation of previous year 's results*	---	---	576,622
Release of net wealth tax (“NWT”) reserve	---	(230,000)	230,000
Allocation to NWT reserve	---	275,000	(275,000)
	<u>37,500</u>	<u>1,545,000</u>	<u>8,969,029</u>

\* As per decision of the Annual General Meeting as at July 1<sup>st</sup>, 2024.

*Legal reserve*

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

*Other non available reserves*

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction or the NWT due based on the unitary value).

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other non available reserves".

As per Annual General Meeting held on July 1, 2024, the 2019 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 230,000, and a NWT reserve of EUR 275,000 was constituted for 2025.

As at March 31, 2025, the restricted reserve amounted EUR 1,545,000 representing six times the NWT credited for the years from 2020 to 2025 (March 31, 2024: EUR 1,500,000).

*Note 6 – Taxes*

The Corporate Income tax rate has decreased to 18.19% (including a 7% surcharge for the employment fund) and the Municipal Business tax rate in Hesperange at 6.75%.

For the financial year ending March 31, 2025, a tax advance of EUR 126,128 was paid to the Luxembourg Tax Administration.

Global Funds Management S.A. is part of a Japanese group that falls within the scope of the OECD/EU Pillar 2 rules incorporating the principle of establishing a global minimum corporate income tax rate of 15% on the profits by country of multinational groups with annual revenues exceeding EUR 750 million. Pillar 2 legislation was enacted in Luxembourg, the jurisdiction where the Company is incorporated, and has come into effect for fiscal years starting on or after 31 December 2023. Under this legislation, the Company is liable to pay a top-up tax for the difference between its Pillar Two effective tax rate ("ETR") per jurisdiction and the 15% minimum tax rate. The Pillar Two legislation also includes transitional safe harbor rules designed to minimize the compliance burden associated with undertaking the full GloBE ETR calculation for the first three fiscal years. In this context, an impact assessment based on the latest historic country-by-country reporting data has concluded that the Luxembourg entities of the Group, including the Company, are not expected to incur additional taxes in accordance with BEPS Pillar 2.

Other taxes not shown under items 1 to 16 consists of reversal of net worth tax accrual incurred in prior year, which was recognized in Gross results. The prior year amount has been reclassified from Gross results to Other taxes not shown under items 1 to 16 to provide comparability.

#### Note 7 – Creditors due and payable within one year

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Internal and statutory audit fees	88,770	107,600
Social security and salary tax	56,014	45,024
Income Tax payable (Note 6)	466,601	332,730
Domiciliation fees	24,294	24,294
Staff related	187,266	131,943
Other	8,749	5,681
	<u>831,694</u>	<u>647,272</u>

#### Note 8 – Gross results

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Services fees	2,516,889	1,964,635
Other external charges	(305,635)	(298,257)
	<u>2,211,254</u>	<u>1,666,378</u>

For the years ended March 31, 2025 and 2024, the Services fees include the management fees of EUR 1,268,499 (March 31, 2024: EUR 1,243,748), Risk and Fund Support of EUR 925,727 (March 31, 2024: EUR 414,968), Risk management services fees of EUR 168,096 (March 31, 2024: EUR 161,244), AIFMD and reporting fees of EUR 141,125 (March 31, 2024: EUR 142,675) and other fees of EUR 13,442 (March 31, 2024: EUR 2,000).

For the year ended March 31, 2025, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 97,175 (March 31, 2024: EUR 96,900), internal and statutory audit fees for EUR 89,263 (March 31, 2024: EUR 107,495), legal fees for EUR 19,197 (March 31, 2024: EUR 1,263) and other charges for EUR 100,000 (March 31, 2024: EUR 95,274).

An amount of EUR 2,675 has been reclassified from prior year Other external charges to Other taxes not shown under items 1 to 16 to provide comparability to current year amount.

#### Note 9 – Average Staff

For the year ended March 31, 2025, the Company has employed in average 9.3 persons (March 31, 2024: 8.0 persons).

#### Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Debtors include an amount of EUR 467,860, which is receivable from GFTC for Fund services including for risk management reporting and dividend control. Creditors include an amount of EUR 24,294 to the Bank as part of the remuneration of the support service provided.

The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties’ clients.

The Bank and the Company have signed a Service Level Agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain support services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 97,175 including VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2025 (March 31, 2024: EUR 96,900) is recorded in deduction of the caption “Gross results” in the Abridged Profit and Loss Account.

Under the same caption and according to the Risk and Fund Support Services Agreement which was concluded with GFTC and MTC, which is effective since March 1, 2024 and which replaces previous agreements, the Company has provided Fund services for an amount of EUR 944,761 (March 31, 2024: EUR 437,463).

#### Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the Abridged Balance Sheet. Such assets amount to approximately EUR 9,896 million as at March 31, 2025 (March 31, 2024: EUR 10,327 million).

#### Note 12 – Advances, Loans, and guarantees granted to the members of administrative, managerial and supervisory bodies

For the year ended March 31, 2025, the Company has not granted any advances, loans, guarantees to the members of administrative, managerial, and supervisory bodies.

#### Note 13 – Subsequent events

No significant event has occurred after the closing date.

[次へ](#)

## 中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
- c. 日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2026年2月27日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=183.82円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 要約貸借対照表

2025年9月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2025年9月30日		2024年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>					
D. 流動資産					
. 債権					
a) 1年以内期限到来	3、10	1,035,558	190,356	945,580	173,817
. 銀行預金および手元現金	10	10,579,097	1,944,650	11,063,322	2,033,660
E. 前払費用		190,049	34,935	36,391	6,689
資産合計		<u>11,804,704</u>	<u>2,169,941</u>	<u>12,045,293</u>	<u>2,214,166</u>
<b>資本金、準備金および負債</b>					
A. 資本金および準備金					
. 払込済資本金	4	375,000	68,933	375,000	68,933
. 準備金	5	1,632,500	300,086	1,582,500	290,895
. 繰越損益	5	8,973,793	1,649,563	8,969,029	1,648,687
. 当会計期間損益		151,336	27,819	426,821	78,458
		<u>11,132,629</u>	<u>2,046,400</u>	<u>11,353,350</u>	<u>2,086,973</u>
C. 債務					
b) 1年以内期限到来	7	672,075	123,541	691,943	127,193
		<u>672,075</u>	<u>123,541</u>	<u>691,943</u>	<u>127,193</u>
資本金、準備金および負債合計		<u>11,804,704</u>	<u>2,169,941</u>	<u>12,045,293</u>	<u>2,214,166</u>

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 要約損益計算書

2025年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2025年9月30日		2024年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1. から 5. 総損益	8、10	911,491	167,550	1,080,982	198,706
6. 人件費		(770,312)	(141,599)	(657,625)	(120,885)
a) 賃金および給与	9	(691,555)	(127,122)	(594,957)	(109,365)
b) 社会保障費	9	(78,757)	(14,477)	(62,668)	(11,520)
) 年金関連		(49,286)	(9,060)	(41,898)	(7,702)
) その他社会保障費		(29,471)	(5,417)	(20,770)	(3,818)
8. その他営業費用		(20,000)	(3,676)	(20,000)	(3,676)
10. 固定資産の一部を形成するその他投資、その他証券および貸付金からの収益					
a) 派生関連事業	10	69,131	12,708	163,508	30,056
b) a) に含まれていないその他収益				4,168	766
14. 未払利息および類似費用					
a) 関連事業に関する金額	10	(310)	(57)		
b) その他利息および類似費用		(4,564)	(839)		
15. 損益に係る税金	6	(52,168)	(9,590)	(146,887)	(27,001)
16. 税引後損益		133,268	24,497	424,146	77,967
17. 1 から16に表示されていないその他税金	6	18,068	3,321	2,675	492
18. 当会計期間損益		<u>151,336</u>	<u>27,819</u>	<u>426,821</u>	<u>78,458</u>

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
中間財務書類に対する注記  
2025年9月30日に終了した期間

## 注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として要約損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法(改正済)の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMとしての認可の範囲が2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

## 注2 - 重要な会計方針の概要

## 作成の基準

当社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、3月31日に終了する。

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

この中間財務書類の作成には、継続会計基準が適用されている。

当社は、2002年12月19日法(改正済)に基づき、小規模会社と定義されている。したがって、この財務書類は、当該法律で認められているとおり、要約貸借対照表および要約損益計算書から構成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

## 外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期間の要約損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。実現為替差損益および未実現為替差損は、要約損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

## 債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

## 引当金

債務に計上される引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

## 前払費用

前払費用は、当会計期間中に支払われるが次期会計期間に関連する費用から構成されている。

## 債務

債務には、次期会計期間中に支払われるが当会計期間に関連する費用が含まれている。

## 総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

## 受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

## 注3 - 1年以内に期限が到来する債権

2025年9月30日および2024年9月30日に終了した期間において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2025年9月30日 (ユーロ)	2024年9月30日 (ユーロ)
売上債権	899,951	846,415
その他債権(注6)	135,607	99,165
	<u>1,035,558</u>	<u>945,580</u>

2025年9月30日現在、売上債権は、管理報酬241,905ユーロ(2024年9月30日:273,977ユーロ)、リスク管理業務37,500ユーロ(2024年9月30日:33,750ユーロ)、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬35,369ユーロ(2024年9月30日:35,669ユーロ)、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「GFTC」)およびマスター・トラスト・カンパニー(「MTC」)へのリスクおよびファンド・サポート業務573,610ユーロ(2024年9月30日:499,300ユーロ)ならびにその他雑収入または未収金11,567ユーロ(2024年9月30日:3,719ユーロ)により構成されている。注10も参照のこと。

その他債権は、前払税135,607ユーロ(2024年9月30日:99,165ユーロ)により構成されている。

当社は、要約貸借対照表の作成に際し、前期間に「その他資産」に分類されていた金額を、当期間においては「その他債権」に表示している。

## 注4 - 払込済資本金

2025年9月30日および2024年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。2025年9月30日および2024年9月30日現在、当社は、自己株式を取得していない。

## 注5 - 準備金および繰越損益

当期間における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他配当 不可能準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2025年3月31日現在残高	37,500	1,545,000	8,969,029
前期の損益の割当て*			804,764
株主への配当金			(750,000)
富裕税準備金の取崩し		(250,000)	250,000
富裕税準備金の割当て		300,000	(300,000)
2025年9月30日現在残高	<u>37,500</u>	<u>1,595,000</u>	<u>8,973,793</u>

\*2025年9月26日付の年次総会で決定

## 法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

## その他配当不可能準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達(Circular Fort. N 47ter)に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額(前年度の法人所得税控除後)を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達(circular l.Fort N 51)を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額(控除後の最低富裕税額または連結納税ベースの富裕税額)のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他配当不可能準備金」として計上することを決定した。

2025年9月26日に行われた年次総会により、2020年の富裕税準備金の全額である250,000ユーロが取り崩され、2026年の富裕税準備金として300,000ユーロが計上された。

2025年9月30日現在、制限準備金は1,595,000ユーロであり、これは、2020年から2025年までの年度の富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

#### 注6 - 税金

法人所得税率は18.19%（雇用基金に係る拠出金7%を含む。）、エスペランジュにおける地方事業税率は6.75%に据え置かれた。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、OECD/EUの第2の柱ルール（グローバル・ミニマム課税、GloBEルール）の適用対象となる日本のグループ企業の一員である。当該ルールには、年間売上高が750百万ユーロを超える多国籍企業グループの国別利益に対し、国際最低法人所得税率を15%に設定する原則が盛り込まれている。第2の柱ルールは、当社が設立された管轄区域であるルクセンブルクで制定され、2023年12月31日以降に開始する事業年度から適用される。当該ルールに基づき、当社は、各管轄区域における第2の柱ルールの実効税率（「ETR」）と最低税率15%との差額に対して追加税を支払う義務を負う。第2の柱ルールには、最初の3事業年度において完全なGloBE ETRの計算を実施することに伴うコンプライアンス負担を最小限に抑えるための移行的なセーフハーバー・ルールも盛り込まれている。これに関連して、最新の国別報告データに基づく影響評価の結果、当社を含むグループ内のルクセンブルク法人については、第2の柱ルールに基づく追加の税金を課されることはないと予測されている。

2025年9月30日に終了した期間において、要約損益計算書1から16に表示されていないその他税金は、付加価値税還付金で構成されている。2024年9月30日に終了した期間に開示された金額は、前年度に当初発生した純資産税見越計上額の戻入れである。

#### 注7 - 1年以内に期限が到来する債務

2025年9月30日および2024年9月30日に終了した期間において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2025年9月30日 (ユーロ)	2024年9月30日 (ユーロ)
内部監査報酬および法定監査報酬	58,505	71,627
社会保障および給与税	48,717	49,758
未払所得税（注6）	330,107	365,837
所在地事務報酬	72,881	72,881
スタッフ関連	157,927	129,997
その他	3,938	1,843
	<u>672,075</u>	<u>691,943</u>

## 注8 - 総損益

2025年9月30日および2024年9月30日に終了した期間において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2025年9月30日 (ユーロ)	2024年9月30日 (ユーロ)
サービス報酬	1,213,367	1,236,760
その他対外費用	(301,876)	(155,778)
	<u>911,491</u>	<u>1,080,982</u>

2025年9月30日および2024年9月30日に終了した期間において、サービス報酬には、管理報酬576,752ユーロ（2024年9月30日：617,235ユーロ）、リスクおよびファンド・サポート業務報酬483,222ユーロ（2024年9月30日：464,683ユーロ）、リスク管理業務報酬71,875ユーロ（2024年9月30日：70,313ユーロ）、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬70,838ユーロ（2024年9月30日：71,087ユーロ）ならびにその他報酬10,680ユーロ（2024年9月30日：13,442ユーロ）が含まれる。

2025年9月30日に終了した期間において、その他対外費用は、所在地事務報酬48,588ユーロ（2024年9月30日：48,588ユーロ）、内部監査報酬および法定監査報酬43,500ユーロ（2024年9月30日：44,772ユーロ）、弁護士報酬457ユーロ（2024年9月30日：5,429ユーロ）およびその他費用209,331ユーロ（2024年9月30日：56,989ユーロ）により構成されている。

## 注9 - 平均スタッフ数

2025年9月30日に終了した期間において、当社は平均10名（2024年9月30日：8.7名）を雇用していた。

## 注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

債権には、リスク管理報告および配当管理を含むファンド業務に関するGFTCからの未収金573,610ユーロが含まれる。債務には、提供されたサポート業務の報酬の一部として銀行に支払われる72,881ユーロが含まれる。

適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、銀行と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサポート業務を提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約（随時改正済）を締結した。2025年9月30日に終了した期間につき、年額97,175ユーロ（付加価値税を含む。）が銀行から期間比例原則に則って請求され、これは要約損益計算書において「総損益」の項目において控除されている48,588ユーロ（2024年9月30日：48,588ユーロ）に相当する。

当社は、同項目に基づき、またGFTCおよびMTCとの間で締結され、2024年3月1日付で効力発生した、従前の契約に代わるリスクおよびファンド・サポート業務契約に従い、483,222ユーロ（2024年9月30日：464,683ユーロ）でファンド業務を提供した。

## 注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、要約貸借対照表から除外されている。当該資産は、2025年9月30日現在、約9,349百万ユーロ（2024年9月30日：10,652百万ユーロ）である。

## 注12 - 業務執行機関、管理機関および監督機関の構成員に対する前払金、貸付金および保証金

2025年9月30日に終了した期間において、当社は、業務執行機関、管理機関および監督機関の構成員に対する前払金、貸付金および保証金の付与を行っていない。

#### 4【利害関係人との取引制限】

受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運営を害するようなファンドに対する取引、例えば受託会社、管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされる取引は禁止されます。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

管理会社の定款は、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および投票の要件に従い、株主総会によって随時変更されます。管理会社の解散に関しては、定款を変更する方法により採択された株主総会の決議が必要です。

##### (2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法令に従ってUCITSおよびAIFを管理するための関連する権限を有する他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。

##### (3) 出資の状況

該当事項はありません。

##### (4) 訴訟事件その他の重要事項

本書の日付現在、管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、3月31日に終了する1年間です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、臨時株主総会における株主の決議によっていつでも解散することができます。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー  
(Global Funds Trust Company)

資本金の額

2026年2月末日現在、500,000ユーロ（約9,191万円）（払込済株式資本）

事業の内容

受託会社は、1998年2月27日、ケイマン諸島で設立された免除会社です。受託会社は、ファンドのような投資信託スキームの受託会社、保管会社および投資信託管理者として行為する認可をケイマン諸島の当局から得ています。

#### (2) 保管会社および事務代行会社

名称

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.  
(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

資本金の額

2026年2月末日現在、28,000,000ユーロ（約51億4,696万円）

事業の内容

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、ルクセンブルクの法に基づき1990年2月2日に公開有限責任会社として設立され、銀行業務に従事しています。

#### (3) 販売会社および代行協会員

名称

野村證券株式会社

資本金の額

2026年2月末日現在、100億円

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

#### (4) 投資顧問会社

名称

野村アセットマネジメント株式会社

資本金の額

2026年2月末日現在、171億8,035万円

事業の内容

野村アセットマネジメント株式会社は、日本において先駆的な投資顧問会社であり、野村グループの持株会社である、野村ホールディングス株式会社の主要子会社です。野村アセットマネジメント株式会社は、野村證券投資信託委託株式会社（1959年設立）および野村投資顧問株式会社（1981年設立）との合併を通じて、1997年10月に設立されました。野村アセットマネジメント株式会社は、直接またはその海外子会社を通じて、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。野村アセットマネジメント株式会社は、日本の金融庁の規制下にあります。

## (5) 副投資顧問会社

名称

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントB.V.

(Goldman Sachs Asset Management B.V.)

資本金の額

2026年2月末日現在、193,385ユーロ（約3,555万円）

事業の内容

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントB.V.は、1977年4月にオランダで設立され、ゴールドマン・サックスの一員です。ゴールドマン・サックスはニューヨーク証券取引所に上場する米国法に基づく銀行持株会社で、企業、金融機関、政府機関および個人などの多岐にわたる顧客層に対して投資銀行業、証券業および資産運用業を中心に幅広いサービスをグローバルに提供しています。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社です。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく認可された投資信託管理者であり、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（改訂済）第5(4)条および別紙4に基づく登録者として登録されています。受託会社は、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

受託会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、受託会社は、信託証書に基づき受託会社に付与された権利、特権、権限、義務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（受託会社の関連会社を含みます。）に対して委託する権限を有します。受託会社は、受任者または再受任者の行為を監督する義務を負いますが、受託会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

受託会社は、その職務の一部を保管会社に委託しています。

受託会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債をかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

受託会社は、（信託証書に基づく受託会社の権利および義務の適切な遂行において）ファンドの受託者として被る可能性のあるあらゆる法的措置、手続、債務、費用、請求、損害、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、受託会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因して受託会社が被った法的措置、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求には適用されません。受託会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

受託会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。受託会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

受託会社は、管理会社および受益者に対する60日以上前の書面による通知により辞任することがあります。当該辞任は、後任の受託会社の任命後のみ効力を生じるものとします。受託会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったときで、かつ当該通知の受領日または受託会社の清算開始日から30日以内に受託会社および管理会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の受託会社を選定することができない場合、受託会社は、後任の受託会社を任命するため、受益者の会議を招集します。当該会議にて後任の受託会社を任命できなかった場合、受託会社はすべてのシリーズ・トラストを終了することができます。受益者は、随時、受託会社を解任し後任の受託会社を任命することを決議することができます。

受託会社は、辞任または解任後も、ファンドの受託者として行為した期間中については、当該受託会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により受託会社に付与された、ファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

### (2) 保管会社・事務代行会社

保管会社および事務代行会社は、その登記上の本店を、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)に有しており、ルクセンブルグ大公国の法において、また同法に基づく株式会社として組織された銀行であり、1990年2月2日に設立されました。保管会社は、CSSFの規制下にあります。

保管契約は、保管会社が随時受領するすべての投資対象を、その帳簿のファンド用分離口座に記録および保持し、すべての投資対象(投資対象に関する証券および権原に関する書類を含みます。)が保管会社の金庫に保管されまたは安全に保管するために保管会社が適当とみなすその他の方法により自己または自己の指図により保有されるよう手配するものとし、保管会社が、ファンドの勘定で随時受領するすべての現金をファンド用分離口座に保管し、かかる方法で受領したすべての現金を安全に保管する義務を負い、かつ授權された投資をファンドの勘定で行うため、およびその他保管契約に定める一定の支払のため、受託会社、事務代行会社または投資顧問会社の要求によりファンドの口座から現金の支払を行うものとする旨を規定しています。保管会社は、保管契約に基づき、投資顧問会社により要求および指示された場合、為替取引を実行する場合があります。

保管会社は、保管契約に基づいてファンドに関するその義務を遂行するにあたり、保管会社、副保管会社もしくは保管会社が任命した代理人の故意による不履行、詐欺または過失によらない作為もしくは不作為がない場合、保管契約に基づき、もしくは保管契約に従い、ファンドに関する保管会社の義務の履行によって受託会社またはファンドが受けるもしくは被る損失もしくは損害について、受託会社またはファンドに対し責任を負いません。

保管会社は、保管契約に基づき、ファンドに関するその義務を遂行するにあたり、保管会社に対して課され、発生しまたは主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費およびあらゆる種類または性質の一切の支出(保管会社、副保管会社または保管会社が任命した代理人の故意による不履行、詐欺または過失によるものを除きます。)について、ファンドの資産から補償を受けます。

事務代行会社は、ファンドに対する事務代行者として行為し、ファンドに関し、すべての管理業務(会計、純資産評価サービスならびに受益証券の発行登録、譲渡および買戻しサービスを含みますがこれらに限られません。)を提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って通常、会計士、登録機関および名義書換代理人が行うその他すべての管理業務全般を遂行します。

事務代行会社契約に基づき、事務代行会社は、ファンドに関する事務代行会社の義務もしくは任務の履行によって受託会社、管理会社もしくはファンドが受けるもしくは被る損失もしくは損害について、その従業員または代理人に故意による不履行、詐欺または過失がない場合、責任を負いません。事務代行会社は、事務代行会社契約に従ってファンドに関する義務を遂行するにあたり事務代行会社に対して課され、発生しまたは主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費またはあらゆる種類もしくは性質の一切の支出(事務代行会社の、もしくはその従業員もしくは代理人の故意の不履行、詐欺もしくは過失によるものを除きます。)に関し、ファンドの資産から補償を受けます。

本規則の規定に従うことを条件として、事務代行会社は、その裁量で、その職務または義務の全部または一部を、いかなる者に対しても委託することができます。ただし、委託された者による義務または責務の遂行について、事務代行会社が責任を負うものとしします。

### (3) 販売会社・代行協会員

受益証券販売・買戻契約に基づき、管理会社は、日本における受益証券の募集の目的で、日本の投資家による受益証券の応募に応じるために、販売会社の指示に従い受益証券を販売会社に販売、交付し、または販売、交付せしめることを、合意しています。

代行協会員契約に基づき、販売会社は、JSDAの規則(その後の改正を含みます。)に規定される代行協会員としての資格において、以下の業務を遂行します。

- (a) 受益証券1口当り純資産価格を日本において公表すること。
- (b) 適用ある日本の法令またはJSDAの上記規則の規定に基づき随時作成を要求される目論見書および運用報告書等を販売会社に送付すること。
- (c) 受益証券が、JSDAの規則に規定される外国証券の取引に関する規則に基づく選別基準に適合しなくなった場合、JSDAに報告し、かつ管理会社に通知すること。
- (d) 代行協会員が上述の任務のいずれかを遂行するにあたって付随しまたは必要となる行為を、管理会社を代理して行うこと。

代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員がファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払います。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとしします。

#### (4) 投資顧問会社

投資顧問契約に基づき、投資顧問会社は、投資顧問契約の条項ならびに本書に記載されたファンドの投資目的、投資方針および投資制限に従って、ファンドの資産に関して投資判断をし、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関する為替取引を企画および実行します。投資顧問契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日前の書面による通知を行った場合または同契約に定められたその他の場合に解約されます。

投資顧問契約に基づき、投資顧問会社は、その責務または義務の全部または一部の遂行のため、副投資顧問会社、名義人、代理人または受任者(以下「副投資顧問」といいます。)を任命することができます。投資顧問会社は、適切な配慮および努力をもってかかる任命を行い、当該副投資顧問の行為を監督するものとしますが、かかる義務の履行において投資顧問会社に故意の不履行、詐欺または過失がない場合、投資顧問会社は、かかる副投資顧問の作為および不作為について管理会社に対して責任を負わず、投資顧問契約の条項に従ってファンドの資産から補償を受けるものとします。

投資顧問会社は、適切な配慮および努力をもって、投資顧問契約に基づく義務を遂行します。投資顧問会社、その取締役または役員に詐欺、故意の不履行または過失がない場合、投資顧問会社は、投資顧問会社、当該取締役、役員または副投資顧問による義務の遂行における作為または不作為について責任を負わないものとします。投資顧問会社は、ファンドに関するその義務を遂行するにあたり、投資顧問会社に対して課され、発生または主張され得る法的措置、費用、請求、損害、経費または要求(投資顧問会社、その取締役または役員の故意による不履行、詐欺または過失による作為または不作為に起因する法的措置、費用、請求、損害、経費または要求を除きます。)に関し、ファンドの資産から補償を受けます。

管理会社は、投資顧問会社の任命後も、投資顧問会社による、投資顧問契約に基づき投資顧問会社に委託した義務の遂行について、引き続き常に責任を負うものとします。

#### (5) 副投資顧問会社

副投資顧問契約に基づき、副投資顧問会社は、信託証書の条項ならびに「第二部 第12(1)投資方針」および「第二部 第12(5)投資制限」にそれぞれ定められたファンドの投資目的および投資方針ならびに投資制限に従うことを条件として、ファンドの資産(エマージング債券への投資を含みますが、これに限られません。現金預金ならびに為替取引に関連して利用される豪ドル受益証券およびNZドル受益証券のそれぞれに帰属するファンドの資産の部分を除きます。)の投資について責任を負います。

副投資顧問会社はまた、好利回り通貨コース受益証券に関する為替取引の企画および実施に対する責任を負います。

副投資顧問会社は、本書に記載されるその義務を遂行する際の法的措置、費用、請求、損害、経費または要求(副投資顧問会社の故意による不履行、詐欺または重大な過失による作為または不作為に起因する法的措置、費用、請求、損害、経費または要求を除きます。)について、投資顧問会社から補償を受けます。

### 3【資本関係】

管理会社の株式の100%を、保管会社・事務代行会社が保有しています。この他は、管理会社とその他の関係法人との間に資本関係はありません。

### 第3【投資信託制度の概要】

#### 1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を特別に規制する法は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他のサービス提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島では、投資信託に関する二つの法的枠組みが制定されている。
  - (a) 「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）が1993年7月に施行され、ミューチュアル・ファンド法の最新の改正が2020年に施行された。
  - (b) 「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法（改訂済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）が2020年2月に施行された。
- 1.4 別途明示的にプライベート・ファンドに言及している場合（または広く投資信託への言及により含意される場合）を除き、以下では、ミューチュアル・ファンド法の規制に服するオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用を取り扱っており、「ミューチュアル・ファンド」はこれに応じて解釈するものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の下で規制される活動中のミューチュアル・ファンドの数は12,995（3,224のマスター・ファンドを含む。）であった。さらに、当該日現在、適用除外を受けたかなりの数の未登録のファンド（クローズド・エンド型ファンド（2020年2月以降、プライベート・ファンド法の規制に服する。）および限定投資家向け投資信託（以下に定義される。）（2020年2月以降、一般的にミューチュアル・ファンド法の規制に服する。）を含むが、これらに限定されない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

#### 2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社または投資顧問会社および会社のマネージャーをも監督しておりケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンドの規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーでもある。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択により買い戻しできない投資持分を募集または発行しているか、発行したことがある会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールし、当該事業体による投資対象の取得、保有、運用または処分を通じて投資者が収益または売買益を享受することを目的とするか、またはそのような効果を有し、以下に該当するものと定義されている。
  - (a) 投資持分の所有者が、投資対象の取得、保有、運用または処分について日常的に関与しないもの
  - (b) 投資対象が全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に運用されているものただし、以下を除く。
  - (a) 銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法（改訂済）に基づき免許を付与された者
  - (b) ケイマン諸島の住宅金融組合法（改正済）またはケイマン諸島の友愛組合法（改正済）に基づき登録された者
  - (c) 非ファンド・アレンジメント（プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメント一覧に該当するもの）

- 2.4 ミューチュアル・ファンド法において、CIMAはまた、フィーダー・ファンドであり、かつファンド自身がCIMAによって規制を受ける投資信託(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体に対して監督責任を有している。おおむね、かかるマスター・ファンドが少なくとも一つの規制フィーダー・ファンドを含む1人以上の投資者に対して(直接的もしくは間接的に、または仲介を通じて)受益権を発行し、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略の遂行を主たる目的として投資を行い、取引活動を行っている場合、マスター・ファンドはCIMAへの登録を義務付けられることがある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(改正)法(改訂済)(以下「改正法」という。)が制定された。改正法によって、ファンドの受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の運用者を選任または解任することができるという原則のもと、従前登録が免除されていた一部のケイマン籍の投資信託(以下「限定投資家向け投資信託」という。)は、CIMAへの登録が義務付けられる。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

### 3. 規制を受ける投資信託の四つの型

ミューチュアル・ファンド法では、投資信託の規制に関して四つの類型が存在する。

#### 3.1 免許投資信託

第一の類型は、CIMAに対して、CIMAの裁量で発行される投資信託の免許を申請する。そのためには、CIMAに対して所定の様式でオンライン申請を行い、販売書類を提出し、かつ該当する申請手数料をCIMAに支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有している場合には、投資信託の管理は、十分な専門性を有した、取締役として適格かつ適正な者(場合により、それぞれの地位においてマネージャーまたは役員)によって行われ、かつファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この類型は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、ケイマン諸島の投資信託管理者が選任されない投資信託に適している。

#### 3.2 管理投資信託

第二の類型は、投資信託がそのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。この場合、販売書類が規定の法定様式および該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインにて提出されなければならない。管理者がオンラインにて申請を行う場合も、規定の様式で作成することが義務付けられている。投資信託自身が免許を取得する必要はないが、その代わりに、投資信託管理者が各設立計画推進者が健全な評判を得た者であること、投資信託管理の十分な専門性を有し、かつ健全な評判を得ている者が投資信託を管理すること、投資信託の運営および受益権を募る方法が適切に行われることという要件を満たしていることが要求される。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

#### 3.3 登録投資信託(別称、第4条第3項投資信託)

第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に従い登録され、以下のいずれかに該当する投資信託に適用される。

(a) 一投資者当りの最低当初投資額が80,000ケイマン諸島ドル(CIMAが100,000米ドルに相当するとみなす。)であるもの

(b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

登録投資信託は、免許を受ける必要はなく、また、ケイマン諸島において投資信託管理者が主たる事務所を提供する必要はない。登録投資信託は、ただ販売書類を一定の詳細内容とともにオンライン申請にて届け出ることおよび該当する申請手数料を支払うことで、CIMAへ登録される。

#### 3.4 限定投資家向け投資信託

限定投資家向け投資信託は、2020年2月以前は登録が免除されていたが、現在はCIMAへの登録が義務付けられている。限定投資家向け投資信託の義務は、CIMAに対する当初手数料および年間手数料の支払を含め、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に基づき登録された投資信託の義務と類似しているが、両者にはいくつかの重要な相違点がある。限定投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に基づき登録された投資信託とは異なり、投資者が15名以内と定められており、かかる投資者はその過半数により投資信託の運営者(取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社またはマネージャーである可能性がある。)を選任または解任することができなければならない。もう一つの重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に基づき登録された投資信託の投資者は、法定上の最低当初投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドル相当)を支払うことが条件であるのに対し、限定投資家向け投資信託の投資者には法定上の最低当初投資額が適用されないことである。

#### 4. 投資信託の継続要件

- 4.1 限定投資家向け投資信託の場合を除き、いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した販売書類を（CIMAが免除しない限り）発行しなければならない。限定投資家向け投資信託には、販売書類、条件概要またはマーケティング資料を提出する選択肢がある。販売書類のないマスター・ファンドの場合、マスター・ファンドに関する詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの販売書類に記載されており、当該販売書類はCIMAへの提出が義務付けられている。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があるときは21日以内に改訂販売書類（限定投資家向け投資信託については、条件概要またはマーケティング資料（提出された場合））をCIMAに対して提出する義務を負っている。CIMAは、販売書類の内容または形式を規定する権限を有していないが、販売書類の内容に関して規則または方針書を発表することがある。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。当該投資信託の決算終了から6ヶ月以内に監査済年次会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得した、または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
  - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
  - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
  - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規制（改訂済）（以下「マネー・ロンダリング防止規制」という。）または免許投資に関しては、投資信託の免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、当該変更の前提条件として通知が要求される場合または当該変更の実施から21日以内に通知を行う場合等、適用される規制（および適用条件）によって異なる。
- 4.4 2006年12月27日に施行されたケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（改正済）に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければならない。CIMAは、かかる提出期限を延期することができる。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負う。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとする。

#### 5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法上、管理者が取得できる免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行おうとする場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、または（免税会社かユニット・トラストかにより）受託会社もしくは投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。投資信託の管理から除外されるのは、特にパートナーシップである投資信託のジェネラル・パートナーの活動および法定・法的記録が保管されるか、または会社の事務作業が行われる登録事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を得ており、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し（該当する場合）、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現在の方針では、最大で10の投資信託まで許可されている。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家向け投資信託に該当しない場合、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で免許投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得した、または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
  - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の当該投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
  - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
  - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
    - (i) ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制または免許の内容
    - (ii) 免許を受ける者が、ケイマン諸島の受益所有権透明化法（改正済）（以下「BOTA」という。）において定義される「コーポレートサービス提供者」にも該当する場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラル・パートナー（場合による）の変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

## 6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

### 6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法（改正済）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）有限責任の免税会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最も多く用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の当初設立に係る基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。基本憲章に係る書類、とりわけ定款は、通常、投資信託の条項案をより正確に反映するため、投資信託の設立から運用開始の間に修正される。
- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免税会社がいったん創設された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
  - (i) 各免税会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
  - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない。その写しを会社登記官に提出しなければならない。
  - (iii) 免税会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
  - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
  - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
  - (vi) 免税会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

- (e) 免税会社は、株主により管理されていない限り、1人または複数の取締役をおかななければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免税会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免税会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 株式は、額面株式または無額面株式のいずれかの形式で発行することができる(ただし、いずれか一方とする。 )。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの全額払込済の株式の償還または買戻しの支払に加えて、免税会社は、資本から全額払込済の株式の償還または買戻しをすることができる。しかし、資本から支払った後においても、免税会社は通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち支払能力を有していなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免税会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、免税会社が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免税会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、ケイマン諸島の財務大臣から、最長で30年間将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (m) 免税会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に一定の期間内に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

## 6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者となることができる。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改訂済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書がケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、旨宣言した受託者の法定の宣誓書および登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が、最長で50年間課税に服さないとの約定を得ることができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続ことができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

## 6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ不動産、パイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・エクイティ・ファンドにおいて用いられる。一部の法域におけるファンドのスポンサーは、投資信託に関して、ケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップを採用している。免税リミテッド・パートナーシップのパートナーとして承認を得られる投資者の数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「免税リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法の下で別個の法人格を有しない免税リミテッド・パートナーシップの形成および運用を規制するケイマン諸島における主たる法律である。免税リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込む修正がなされている。免税リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法制度は、米国の弁護士には極めて理解し易いものとなっている。

- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー(法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島または他所定の法域の居住者であるか、同島または他所定の法域において登録されているかあるいは同島または他所定の法域で設立された場合がある。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はゼネラル・パートナーが、免税リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。リミテッド・パートナーは、登録行為によって、有限責任の法定保護が付与される。
- (d) ゼネラル・パートナーは、(例外的にリミテッド・パートナーシップが積極的にパートナーではない者と業務に参加するなどの場合を除いては、)リミテッド・パートナーを除外して外部との免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行う。リミテッド・パートナーは有限責任を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、常に誠意をもってパートナーシップの利益のために行う法律上の義務(パートナーシップ契約においてこれと異なる規定がある場合はそれに従う。)を負っている。免税リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定と矛盾する場合を除き、パートナーシップに適用されるケイマン諸島のパートナーシップ法(改正済)によって修正された衡平法およびコモン・ローの規則は、(一定の例外を除き)免税リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
  - (ii) リミテッド・パートナーの氏名および住所、リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップに参加する日付ならびにリミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップを終了する日付の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において)維持する。
  - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている住所における登録事務所、記録を維持する。
  - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、ケイマン諸島の税務情報局法(改正済)に基づき税務情報局により命令または通知が送達された時点で、当該登録事務所において電子形態またはその他の媒体でリミテッド・パートナーの登録簿を入手することができるようにする。
  - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびにかかる出資金の返金額および返金日を記載した記録を(ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において)維持する。
  - (vi) 有効な通知が交付された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所において維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは、随時少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないとする要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を招くことなく償還、脱退または買戻しを行うことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な取決めに従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容が変更されたときならびにその正式な清算およびその解散が開始されたいずれのときも免税リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、免税リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

#### 6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は2016年に初めて設立され、デラウェア州の有限責任会社との連携を深める追加的な組織編成を求める利害関係者からの要請にケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は(免税会社と同様に)別個の法人格を有しており、その構成員は有限責任を有する一方で、有限責任会社契約は、ガバナンスに係る柔軟な取決めに規定し、免税リミテッド・パートナーシップと類似する方法で資本勘定の枠組みを導入するために用いられることがある。また、有限責任会社では、免税会社の運営に必要とされるよりも簡素化した柔軟な管理運営(例えば、構成員の投資対象に係る価値の管理または計算を目的とした、より明解な手法、また、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念を含む。)が可能となる。
- (c) 有限責任会社は、例えば、ジェネラル・パートナーのピークル、クラブ・ディールおよび従業員インセンティブ/プランのピークルを含む多くの種類の取引で広く普及している。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法律上、税務上または規制上の考察を理由に別個の法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド(オルタナティブ投資ピークルを含む。)との関連で、採用が拡大している。

(d) とりわけオンショア・オフショアのファンドの仕組みにおいて、オンショアのピークルとの整合性を高めることができた場合、管理運営の利便性およびコスト効率は高まり、かかる仕組みにおける多様なピークルに係る投資者の権利により沿うことが可能となる。ケイマン諸島の契約法(第三者の権利法)(改訂済)が提供する柔軟性もまた、有限責任会社において享受することができる。

(e) 有限責任会社は、最長で50年間将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

6.5 免税会社、免税リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOTAに基づく義務を遵守しなければならない。

## 7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはゼネラル・パートナー)は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

(a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。

(b) 規制投資信託が、その投資者もしくは債権者にとって不利益となる方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。

(c) 規制投資信託が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規制の規定に違反している場合。

(d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。

(e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。

(f) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

(a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。

(b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。

(c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。

(d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為には以下が含まれる。

(a) 投資信託の免許を取り消すこと、またはミューチュアル・ファンド法第4条第1項(b)(管理投資信託)、第4条第3項(登録投資信託)もしくは第4条第4項(a)(限定投資家向け投資信託)に基づく投資信託の登録を取り消すこと。

(b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。

(c) 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。

(d) 業務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。

(e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。

- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために管理者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告を行う。
- (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する業務を再編するように要求すること。
- (b) 投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるようにグランドコートに申し立てること。
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- (e) 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立に対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産からグランドコートが適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたはファンドが解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託の免許を取り消すことまたはミューチュアル・ファンド法第4条第1項(b)(管理投資信託)、第4条第3項(登録投資信託)もしくは第4条第4項(a)(限定投資家向け投資信託)に基づく投資信託の登録を取り消すことができる。

## 8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業者として行為するかまたは投資信託管理業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立をすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止または投資信託管理者が解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規制の規定に違反している場合。
- (c) BOTAにおいて定義される「コーポレートサービス提供者」に該当する免許投資信託管理者が、BOTAに違反している場合。
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員に地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- (i) CIMAに対して規制投資信託の主たる事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
- (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
- (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運用者に関し、条件が満たされていること。
- (iv) 規制投資信託の業務に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
- (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
- (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
- (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
- (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取引されること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと。
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラル・パートナーの交代を請求すること。
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立を行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の業務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を行う。
  - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
  - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。  
CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する業務を再編するように要求すること。
  - (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグラウンドコートにより解散されるようにグラウンドコートに申し立てること。
  - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグラウンドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えずに、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまったとCIMAが認める場合。
  - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

## 9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 CIMAではない以下の者が解散の申立をなした場合
- (a) 規制投資信託
  - (b) 免許を受けた投資信託管理者
  - (c) 常に規制投資信託である者
  - (d) 常に免許を受けた投資信託管理者である者
- CIMAは、申立人から申立書のコピーの提供を受けるものとし、また申立に係る審尋に出頭することができる。
- 9.2 解散の申立に関連する文書および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者またはこれらの個々の債権者に送付することが要求されている文書についても、CIMAに送付されるものとする。
- 9.3 CIMAによりかかる目的のため選任された者は以下のことをなす。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者の債権者集会に出席すること。
  - (b) 譲歩または取決めについて協議するために設置された委員会の会議に出席すること。
  - (c) かかる会議における決定事項に関する建議を行うこと。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはBOTAの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたはその者が支援を受けるためCIMAまたは警察官が合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。

- (b) それらの場所またはその場所にいる者を検索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に扉を開扉して検索をすること。
- (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し妨害に対する安全性を確保すること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし、写しをとること。もし、それが実際のでない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しを取り、抜き取ることができると必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

## 10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する業務。
- (c) 投資信託管理者に関する業務。

ただし、CIMAが法令により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合は、この限りでない。

- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報開示法(改訂済)またはケイマン諸島の犯罪収益法(改正済)(以下「犯罪収益法」という。)およびケイマン諸島の薬物濫用法(改正済)等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。
- (b) 金融庁法の定める任務を実行するための支援を目的とする場合。
- (c) 免許を受ける者もしくはその顧客、構成員、クライアントもしくは保険契約者の業務、または場合に応じて、免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託の業務に関して、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険契約者、会社または投資信託の任意の同意を得た場合。
- (d) ケイマン諸島政府の議会が、金融庁法の定める任務の実行を可能にすること、もしくは実行するための支援を行うことを目的とする場合、またはCIMAが法令に基づきその任務を実行する際に行う議会とCIMAとの間の取引に関連する場合。
- (e) 開示された情報が、他の情報源を介して一般に公開しているか、または公開されていた場合。
- (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く。)、要約または統計的なものである場合。
- (g) 刑事訴訟の訴追または刑事訴訟を目的として、ケイマン諸島の公訴局長官または法執行機関に対して開示される場合。
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従い開示される場合。
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合(特に合同監視)。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散もしくは清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

## 11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

### 11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の不法行為責任が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申し込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

### 11.2 意図的不実証明

民事上の不法行為責任は、事実の欺罔的不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しても生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

#### 11.3 ケイマン諸島の契約法(改正済)

- (a) ケイマン諸島の契約法(改正済)の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、契約解除に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ゼネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

#### 11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- (i) 重要な不実の表明が意図的になされた。
  - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように仕向けられた。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたると考えられるため、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を発生せしめないと考えられるが、現存の事実の表明となる方法で文言が作成され、それが誤りである場合には、不実の表明となりうる。

#### 11.5 契約責任

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと結ぶので、ファンド(または受託会社)は取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

#### 11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行業社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

### 12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

#### 12.1 ケイマン諸島の刑法(改正済)第257条

会社の役員(あるいはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の業務について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、その者は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

#### 12.2 ケイマン諸島の刑法(改正済)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われるとともに10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、その者が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

## 13. 解散

### 13.1 免税会社

免税会社の解散は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。解散は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

### 13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている(参照:上記第7.17(c)項)。剰余資産は、もしあれば、信託証書の当該規定に従って分配される。

### 13.3 免税リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの終了、清算および解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:上記第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に従い清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを清算する責任を負っている。パートナーシップの清算後、ゼネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免税リミテッド・パートナーシップ登記官宛に解散届を提出しなければならない。

### 13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記の取消しがなされるか、公式に解散することがある。清算の手順は、免税会社に適用される枠組みに極めて類似している。

### 13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島における投資信託に対してまたはケイマン諸島における投資信託により行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。免税会社、受託会社、免税リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して約定を取得することができる(上記第6.1(i)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

## 14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である。)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額ならびに証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が

知り得る限り、当該投資信託の投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること、ならびに当該投資信託は投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないことを確認した宣誓書を、毎年1回、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

#### 14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
  - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
  - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
  - (iv) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
  - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
  - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
  - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
  - (viii) 分配金またはその他の配分すべてについて一般投資家向け投資信託の証券から適宜支払の宣言がなされ、かつ確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者もしくはそのインベストメント・アドバイザーが設立文書もしくは目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務もしくは投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益法第5(2)(a)条に従い、ケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロリズムへの資金供与対策を有するとして指定された法域(以下「相当する法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかる者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

#### 14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、相当する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に対する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザーおよび運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1ヶ月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

#### 14.9 インベストメント・アドバイザー

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、相当する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「インベストメント・アドバイザー」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関して投資運用業務を提供するために、当該投資信託によりまたはこれを代理して任命された事業体をいうが、かかる事業体により任命された副インベストメント・アドバイザーは含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の有価証券投資事業法(改訂済)別紙2第3項に記載される活動が含まれる。
- (b) インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびその他サービス提供者に通知しなければならない。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー)の事前の承認を得なければならない。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければならない。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件の一つとしてインベストメント・アドバイザーを任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
  - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその売却純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
  - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
  - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載された投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
  - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 現在、本規則は、一般投資家向け投資信託のインベストメント・アドバイザーが、ユニット・トラストまたは会社のいずれに対して助言を行っているかを区別している。これは、この区別に応じて、インベストメント・アドバイザーに対して異なる投資制限が適用されるためである。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合において、本規則第21条(4)項はインベストメント・アドバイザーがかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 当該一般投資家向け投資信託を代理して空売りを行うすべての証券の総額が当該投資信託の純資産総額を超える場合、このような証券の空売りを行ってはならない。
  - (ii) 当該一般投資家向け投資信託を代理して行う借入の総額が当該投資信託の純資産総額の10%を超える場合、このような借入を行ってはならない。ただし、(A)特殊な状況(一般投資家向け投資信託が他の投資信託、投資ファンドまたは他の種類の投資信託スキームと合併される場合を含むがこれに限定されない。)において、12ヶ月を超えない期間については、本項における借入制限を超過することができ、また(B)(I)一般投資家向け投資信託の目的がその証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産(不動産に対する権利を含む。)に投資することにある場合で、かつ(II)当該投資信託の資産の健全な運用の確保または当該投資信託の投資者の権利保護のためにかかる制限を超過する借入が必要であるとインベストメント・アドバイザーが判断する場合においては、本項における借入制限を超過することができる。
  - (iii) 投資会社ではないある会社の株式に関して、インベストメント・アドバイザーが運営するすべての投資信託の投資分と合わせて、かかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
  - (iv) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易でない投資の場合、一般投資家向け投資信託の保有するかかる投資の総額がその純資産総額の15%を超える投資を行ってはならない。ただし、かかる投資対象の評価方法が当該投資信託の目論見書に明確に開示されている場合、インベストメント・アドバイザーによる当該投資対象の取得は制限されない。
  - (v) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引(インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。)を行ってはならない。
  - (vi) インベストメント・アドバイザー自身またはインベストメント・アドバイザーの取締役を相手に取引を行ってはならない。

- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合において、本規則第21条(5)項はインベストメント・アドバイザーがかか  
る会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 投資会社ではないある会社の株式に関して、当該一般投資家向け投資信託の投資分がかかる会社の議決権  
付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
  - (ii) 当該一般投資家向け投資信託により発行された証券を取得してはならない。
  - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な  
運用に反する取引(インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を  
図るための取引を含むがこれに限定されない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項において、会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者が以  
下のいずれかに該当する場合、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項は、一般投資家向け投資信託を代理す  
るインベストメント・アドバイザーがかかる会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者の株式、  
証券、権利またはその他の投資持分の一部または全部を取得することを妨げるものではない旨が規定されている。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたは他の種類の投資信託スキームである場合。
  - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンドまたは会社もしくは事業体からなる他の類似の構造もしくは  
グループの一部である場合。
  - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略の一部または全部を直接的に推進する特別目的事  
業体である場合。
- (h) インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーを任命することができ、副インベストメン  
ト・アドバイザーを任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。  
インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーが履行する業務に関して責任を負う。

#### 14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度  
が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に  
従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該一般投資家向け投資信託の  
設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定め  
る一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

#### 14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1ヶ月前までに書  
面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの認  
可を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による同意を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表また  
は配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中で  
かかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

#### 14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資  
家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに  
届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸  
島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所にて無料で提供されなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関す  
る最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住  
所。
  - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)。
  - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
  - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
  - (v) 監査人の氏名および住所。
  - (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を  
有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。

- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む。 )。
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む。 )。
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件。
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む。 )に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザー、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。
  - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。
  - またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xxii) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の氏名、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む。 )。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む。 )。
  - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の氏名、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
  - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) インベストメント・アドバイザー(下記事項を含む。 )。
  - (A) インベストメント・アドバイザーの取締役の氏名および経歴の詳細ならびにインベストメント・アドバイザーの登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
  - (B) インベストメント・アドバイザーのサービスに関する契約の重要な規定。
  - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

## 第4【その他】

- (1) 目論見書の裏表紙に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に係る重要事項を記載します。
- (2) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用がない旨を目論見書の「投資リスク」の頁に記載します。
- (3) ファンド証券の券面は、原則発行されません。

## 独立監査人の報告書

### ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンドの受託会社であるグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー御中

#### 監査意見

我々の意見では、財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ノムラ・ポートフォリオ・セレクトのシリーズ・トラストである、ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド(以下「シリーズ・トラスト」という。)の2025年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動計算書について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

#### 我々が行った監査の内容

シリーズ・トラストの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2025年10月31日現在の純資産計算書
- ・2025年10月31日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・重要な会計方針およびその他の説明情報を含む財務書類に対する注記

#### 意見の根拠

我々は、国際監査基準(以下「ISA」という。)に準拠して監査を実施した。この基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項に詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

#### 独立性

我々は、国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程(国際独立性基準を含む。)(以下「IESBA規程」という。)に準拠して、シリーズ・トラストから独立した立場にある。また、我々は、IESBA規程に準拠してその他の倫理上の責任も果たしている。

#### その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報(財務書類およびそれに対する我々の監査報告書を含まない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としていないため、我々はその他の情報に対していかなる形式の保証の意見も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上述のその他の情報を読解し、また、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査を通じて入手した事実と著しく矛盾しないか、または重大な虚偽記載があると思われるかを検討することである。我々が行った調査に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると判断した場合、我々はその事実を報告しなければならない。この点において、我々が報告すべき事項はない。

#### 財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関して責任を負い、また、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣はシリーズ・トラストの継続性を評価し、それが適用される場合には、経営陣がシリーズ・トラストの清算もしくは運用の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

## 財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。
- ・シリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・経営陣が採用した会計方針の妥当性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、シリーズ・トラストの継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況がシリーズ・トラストの継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

## その他の事項

監査意見を含む本報告書は、我々の委任契約書の条件に従って、シリーズ・トラストの受託会社としてのグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーのためだけに作成されたものであり、それ以外の目的のためのものではない。我々は、本意見を提供するにあたり、その他の目的に対して、または我々の事前の書面による明確な合意なしに本報告書が提示されるまたは提供されるその他の者に対して責任を負わないものとする。

プライスウォーターハウスクーパース

2026年2月23日

[次へ](#)

## *Independent auditor's report*

To Global Funds Trust Company solely in its capacity as trustee of Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund (a series trust of Nomura Portfolio Select) (the Series Trust) as at October 31, 2025, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Series Trust 's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at October 31, 2025;
- the statement of investments as at October 31, 2025;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have also fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

## Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

## Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

## Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust 's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management 's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust 's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor 's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor 's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

#### Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for Global Funds Trust Company solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

February 23, 2026

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

ルクセンブルグ エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番  
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
の株主各位

## 公認企業監査人の報告書

### 監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2025年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2025年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

### 意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

### その他の事項

貴社の2024年3月31日現在および同日に終了した年度の財務書類は、別の監査人によって監査が行われ、当該監査人は2024年6月7日に当該財務書類に対して無限定適正意見を表明した。

### 財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

### 財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。

貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。

取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならず、その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しな

ければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。

開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

2025年6月26日、ルクセンブルグ

ケーピーエムジー オーディット

エス・アー・エール・エル

公認監査法人

ベネディクト・パーツ

パートナー

[次へ](#)

To the Shareholders of  
Global Funds Management S.A.  
33, Rue de Gasperich  
L-5826 Hesperange  
Luxembourg

***REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE***

***Opinion***

We have audited the annual accounts of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2025, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2025, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

***Basis for opinion***

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

***Other Matter***

The annual accounts of the Company as at and for the year ended 31 March 2024 were audited by another auditor who expressed an unmodified opinion on those accounts on 7 June 2024.

***Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts***

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going

concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

***Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts***

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 26 June 2025

KPMG Audit S.à r.l.

Cabinet de révision agréé

Benedikt Barz

Partner

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

## 独立監査人の報告書

### ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンドの受託会社であるグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー御中

#### 監査意見

我々の意見では、財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ノムラ・ポートフォリオ・セレクトのシリーズ・トラストである、ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド（以下「ファンド」という。）の2024年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動計算書について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

#### 我々が行った監査の内容

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2024年10月31日現在の純資産計算書
- ・2024年10月31日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・重要な会計方針情報およびその他の説明情報からなる、財務書類に対する注記

#### 意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項に詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

#### 独立性

我々は、国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に準拠して、ファンドから独立した立場にある。我々は、IESBA規程に準拠してその他の倫理上の責任を果たしている。

#### その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書を含まない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としていないため、我々はその他の情報に対していかなる形式の保証の意見も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上述のその他の情報を読解し、また、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査を通じて入手した事実と著しく矛盾しないか、または重大な虚偽記載があると思われるかを検討することである。我々が行った調査に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると判断した場合、我々はその事実を報告しなければならない。この点において、我々が報告すべき事項はない。

#### 財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関して責任を負い、また、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣はファンドの継続性を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算もしくは運用の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

## 財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。
- ・ファンドの内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・経営陣が採用した会計方針の妥当性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況がファンドの継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

## その他の事項

監査意見を含む本報告書は、我々の委任契約書の条件に従って、ファンドの受託会社としてのグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーのためだけに作成されたものであり、それ以外の目的のためのものではない。我々は、本意見を提供するにあたり、その他の目的に対して、または我々の事前の書面による明確な合意なしに本報告書が提示されるまたは提供されるその他の者に対して責任を負わないものとする。

プライスウォーターハウスクーパース

2025年2月20日

[次へ](#)

## *Independent auditor's report*

To Global Funds Trust Company solely in its capacity as trustee of Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

### Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund (a series-trust of Nomura Portfolio Select) (the Fund) as at October 31, 2024, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

### What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at October 31, 2024;
- the statement of investments as at October 31, 2024;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, comprising significant accounting policy information and other explanatory information.

### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### Independence

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

## Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

## Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

## Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for Global Funds Trust Company solely in its capacity as trustee of the Fund in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

February 20, 2025

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

## 独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟  
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
の株主各位

### 監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2024年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2024年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

### 意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

### 財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

### 財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化による可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング  
ソシエテ・アノニム  
公認監査法人

アントワーヌ・ル・パール

2024年6月7日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

## Independent auditor's report

To the Shareholders of  
Global Funds Management S.A.  
33, rue de Gasperich-Building A  
L-5826 Hesperange

### Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2024, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2024, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

### Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

## Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young  
Société anonyme  
Cabinet de révision agréé

Antoine Le Bars

Luxembourg, 7 June 2024

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。